

平成18年度

包括外部監査結果報告書

(補助金等の事務の執行等について)

金沢市包括外部監査人

公認会計士 林 幹 二

金沢市議会議長	平田 誠一 様
金 沢 市 長	山出 保 様
金沢市監査委員	山形 紘一 様
金沢市監査委員	中島 秀雄 様
金沢市監査委員	上田 忠信 様
金沢市監査委員	増江 啓 様

平成19年 3月 28日

金沢市包括外部監査人

林 幹 二

地方自治法第252条の27第2項に定める、平成18年4月1日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について地方自治法第252条の37第5項の規定により、別紙のとおり報告します。

目 次

	頁
第 1 . 外部監査の概要	1
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 . 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4 . 外部監査の方法（監査の要点および主な監査手続）	1
5 . 監査対象	1
6 . 外部監査の実施期間	1
7 . 外部監査の補助者	2
8 . 利害関係	2
第 2 . 監査のスタンス	3
1 . 監査の目的	3
2 . 「補助金等」の定義	5
3 . 潜在的問題点の把握	10
第 3 . 地方行政が補助金を交付する意義	12
1 . 補助金の分類	12
2 . 補助金の必要性	14
3 . 補助金の見直し論議	14
第 4 . 行財政改革の現状（参考）	16
1 . 金沢市の行政改革大綱	16
2 . 国の指針等	18
第 5 . 金沢市の補助金等の現状	19
1 . 補助金等の把握状況	19
2 . 金沢市における補助金交付に関する規則等整備状況	19
3 . 平成 17 年度の補助金等の状況	21
4 . アンケート調査	33
(1) 調査方法	33
(2) 調査結果	35
(3) 調査結果から見えること	53
第 6 . 監査の手法	54
第 7 . 個別の補助金の検討	57
1 . 公益上の必要性、即ち公益性或いは必要性に疑義があるもの	57
(1) 競馬関連団体補助金	57
(2) 金福ゆかりの集い助成費	60
(3) 観光事業各種団体助成費	62
(4) 商店街振興イベント事業費補助	63
2 . 財政的支援の必要性に疑義があるもの	64
(1) 金沢子ども科学財団運営費補助	64

(2) 金沢商工会議所小規模事業費補助	65
(3) 国際化促進基盤強化助成費	67
(4) 文化事業助成費	68
(5) 金沢まちづくり財団補助	70
(6) 高砂大学校同窓会育成費	72
(7) 金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助	73
(8) 教職員厚生協会補助	75
(9) (財) 石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業	77
(10) 金沢市福祉サービス公社運営費補助金	78
(11) 私立保育所運営費補助、特別事業促進補助	79
(12) (財) 金沢総合健康センター運営費補助	83
3 . 透明性に疑義があるもの	84
(1) 横安江町商店街まちなみ整備事業費補助	84
4 . 要綱、規定等を整備する必要があるもの	86
(1) 文化事業助成費	86
(2) 観光事業助成費	88
(3) 企業立地助成金	89
(4) 労働者団体等補助金	91
(5) 金沢市シルバー人材センター運営費補助	92
(6) 老人福祉施設建設事業費補助	93
(7) こまちなみ保存修景事業費補助	94
(8) 老朽溜池防災整備事業費	96
(9) 私立幼稚園就園奨励費	97
(10) 中心商店街賑わい創出事業費補助	99
5 . 自立を促すべきもの	100
(1) 緑を育て金沢を美しくする会補助	100
(2) グッドマナー推進費補助	102
(3) 休日保険薬局制度補助	104
6 . 事業内容等を見直すべきもの	106
(1) 寺院等土塀山門修復事業費補助	106
(2) 金沢市スポーツ事業団自主事業補助	107
(3) 金沢市観光協会助成費	108
(4) (財) 金沢芸術創造財団ホール自主事業補助金	110
(5) 公共事業関連土地改良事業費	112
7 . その他	114
(1) 私立幼稚園等運営費補助	114
(2) 国際機関等との連携による国際協力方策等調査事業補助金	116
(3) さつまいも貯蔵施設整備事業費	118
(4) 木の家づくり奨励事業費	120

(5) 貿易振興団体事業助成費	121
8 . 上記の他、個別検討を行った補助金の一覧	123
第 8 . まとめ	125
1 . 補助金に係る問題点の整理	125
2 . 補助金交付システムの構築	128
第 9 . 補助金（補助事業）一覧表	132
第 10 . 情報案内	142

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

補助金等の事務の執行等について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

「補助金」については過年度において包括外部監査のテーマとして選定された経緯はあるが、昨今の三位一体改革の進行や金沢市の行政改革推進に伴い、再度網羅的に検討を加える必要があると考え、選定した。

4. 外部監査の方法（監査の要点および主な監査手続）

（1）監査要点

補助金等の交付事務の合规性、とくに公益上の必要性についての説明責任を果たし得る事務が行われているかを監査要点とした。

即ち、補助金等に公益性、必要性、透明性、公平性等の観点から検討を加え、問題点の把握とその解決のための方策を導き出すことを最終目標とした。

（2）主な監査手続

監査手続は、先ず補助金の全体像を把握するため補助事業の全てについてアンケート調査を実施し、その中から金額的に重要と思われる案件および所謂少額補助金の中から選定した幾つかの案件について補助金申請から交付に至る一件書類を査閲し、所管課に対するヒアリングを実施した。また必要に応じ現地視察を行った。

5. 監査対象

（1）監査の対象

「補助金等」とは、補助金、交付金および負担金を指すが、主には補助金を網羅的に監査対象とし、交付金および負担金については問題があると判断した代表例のみを監査対象とした。この際、個別検討の対象を選定した基準等については後述する。

（2）監査対象期間

平成17年度を対象としたが、必要に応じて過年度および平成18年度の一部についても監査対象とした。

6. 外部監査の実施期間

平成18年6月9日から平成19年3月5日まで

7. 外部監査の補助者

早川 晃治（公認会計士）

塚崎 俊博（公認会計士）

横田 雅裕（公認会計士）

南波 洋行（公認会計士）

橋場 紀之（公認会計士）

内田 清隆（弁護士）

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査のスタンス

1. 監査の目的

多くの地方自治体において財政再建の必要性から補助金を見直そうという動きが見られる。こうした動きの最大公約数的意図は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務事務次官通知)に次の通り記されている。

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めること。

(2) 補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。

終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

PDCAサイクル

計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサイクル

ここに読み取れるのは、慣例化・既得権化した補助金を廃止・縮減することにより財政支出をスリム化し財政の健全化に資するべきという考えである。昨今の地方財政の逼迫を考えると当然の対応である。

しかし、それでは景気が回復し歳入に余裕ができる状況になったならばこうした補助金の見直しは必要なくなるのであろうか。

補助金を見直そうとするとき、その視点はつぎの2つに別けて考える必要がある。

補助金制度の見直し

現行の個別補助事業の見直し

補助金制度の見直し

補助金を是認する条件として幾つかの条件が考えられる。

ア．公益性

イ．必要性

ウ．透明性

エ．公平性

オ．執行事務の合規性 etc.

これらの条件への適合性に関する評価システムの構築や補助事業者が負う義務についてのチェックシステム、見直しの時期(終期の設定の在り方)、要綱等の整備の必要性等について検討し、財政再建とは別の次元で今後どう在るべきかを見直さなければならない。

同時に市民協働というこれからの地方自治の在り方のなかで補助金を如何に考

えるかという点についても明確な方針が求められる。

現行の個別補助事業の見直し

現行の補助事業については、制度発足から長期間が経過し既に当初の役割を終えているものや時代に即応しなくなっているものがあると懸念され、或いはそもそも補助金として支出することが適当であったのか等の問題点をも抱えている。

監査のスタンスとしては、こうした補助金についてそれが公益上必要であることを市当局および補助事業者が説明できるのかを確認しようとするものである。こうした補助事業を個々に見直し、整理するとともに金沢市の政策実現のためにより効率的・効果的な補助金の交付を実現しなければならない。

こうした個々の補助事業の見直しに際し、上記の補助金制度の見直しがされなければ場当たりの見直しになりかねず、長期的に政策実現を可能にすることはできない。

以上のように現行の個別補助事業を再吟味するなかで問題点を整理し、こうした問題点を解決するための制度を系統的に確立する必要がある。

そこで本件監査においては、補助金の全体像を把握するに必要なだけの個別補助事業を個々に点検し、そこから明らかとなる金沢市の補助金についての問題点を整理しその解決に必要なシステムづくりのために市当局および市民はどう対処すべきかを導き出すことを目的とした。かといって補助金のシステムづくりの提言を行うことが監査の最終目的でもない。あくまでも個々の補助金の実証的検討を通して問題点を探ることが監査の目的であり、それに伴いその解決に対する提言は当然に必要と考えた。

また、個々の補助事業そのものを評価しその存廃や縮減についての意見を述べることも最終的な目的ではない。結果的には個別補助金の幾つかについては廃止すべきとの意見を付することになったが、それは公益上の必要性を説明できないことによる当然の結果である。しかしこうした補助金が一部に存続していることの現実を如何に改革するかは明快なシステムを構築できるかどうかにか懸かっている。

外部監査の報告書として、読者が市民であることを前提にして考えた時、そのボリュームは150ページ程度が限度であると考え。本報告書の理解のために種々の資料を掲載することが望ましいとも考えたが、そのための読み難さを考慮し、資料等はできるだけコンパクトに掲載するよう心掛けた。

2. 「補助金等」の定義

(1) 「補助金等」とは

「補助金等」とは予算上19節に分類される科目、即ち「負担金、補助及び交付金」を指す。

細節としての負担金、補助金、交付金はつぎの通り定義される。

「負担金」 地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するなど当然負担すべきものとして交付する金銭

「補助金」 特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの

「交付金」 報償として、あるいは奨励のために一方的に交付する金銭

これら3者は概念的には整理がつくが現実には必ずしも明確ではないものがある。負担金や交付金とすべきものが補助金として分類されていたり、その逆もあり得る。問題点の存在が予想されるのは主として補助金であると考えが、その補助金を検討しようとする時には上記の事情から第19節の全体を一応対象とせざるを得ない所以である。

(2) 「補助金」の定義

補助金の支出が認められる根拠

地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

行政事例(昭28.6.29)

「公益上必要がある」か否かは、一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。

即ち、客観的な「公益上の必要性」が不可欠となるが、それでは「公益性」および「必要性」の定義をどう捉えるかを明らかにしておかなければならない。

「公益性」の定義

地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を……実施する役割を広く担うものとする。

地方自治法上、地方公共団体の役割の基本は住民の福祉の増進にある故、福祉増進を実現しようとする行為が「公益」に適うものであるとも考えられる。

「公益性」あるいは「福祉増進」といった概念は人によってかなりの差があるであろうことから、最近多くの自治体で進められている補助金改革に伴う事務事業の評価の際に「公益性」を定義する上で参考になっていると思われるNPO法を具体的な「公益性」を考える指針とする。

公益性の判断基準

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

第 2 条（定義）

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的・・・。

別表

- 1．保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2．社会教育の推進を図る活動
- 3．まちづくりの推進を図る活動
- 4．学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5．環境の保全を図る活動
- 6．災害救援活動
- 7．地域安全活動
- 8．人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9．国際協力の活動
- 10．男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11．子どもの健全育成を図る活動
- 12．情報化社会の発展を図る活動
- 13．科学技術の振興を図る活動
- 14．経済活動の活性化を図る活動
- 15．職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16．消費者の保護を図る活動
- 17．前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

上記に次の項目を加える。

- 18．少子高齢化対策
- 19．衰退の惧れのある産業の振興

以上 19 項目を以後の「公益性」判断の基準とするが、かなり広範囲に亘る。その結果として公益性の説明は比較的容易になり、これを説明できないものはそれぞれ問題外ということになる。

こうした事情から本件監査の実施に当たり、個々の補助事業についての所管課担当者へのヒアリングの際に、当該補助金を廃止した場合に失われる公益とは何かという質問を極力行い、より具体的に公益性の説明を求めようと試みた。

「必要性」の定義

必要性については時代背景、景気動向、それを考える人の置かれた環境等に大きく左右される。

しかし、多くの補助金は市民の税金を投入して行うものである故、常に市民の同

意を得られるものでなければならない。従って客観性が求められる。

「必要性」を考える上でクリアーしなければならない要素は次の通りである。

行政が関与する必要性

緊急性（今、交付する必要性）

財政的支援の必要性（補助事業者における）

ア）行政が関与する必要性

補助金は、行政以外の事業者が行う事業に対しこれを交付することにより行政目的を間接的に達成しようとするものである。この場合における行政目的とは公益の維持・獲得或いは住民の福祉増進である。従って、市民が自ら為すべきこととは峻別されなければならない。

「市民協働」がこれからの行政経営のキーワードとなるであろうことから、補助金という問題に対する行政の関わり方の枠組みを整理することは極めて重要である。この枠組みは地方により様々であろう。夫々の自治体の財政事情に大きく左右されると思われるからである。しかし基本的には補助事業者の自立を促すためのサポート体制を用意するなど、補助金以外の方法での行政の関わりを広めてゆくべきであると考えられる。

本件監査においては、所管課へのヒアリングの際に、市が関与することの妥当性、国・県との相乗り補助や上乘せ補助の妥当性について質問することにより行政側の意識を把握しようと試みた。

イ）緊急性

緊急性は多くの補助対象候補の中での優先性でもある。この点については2つに分けて考える。

A．政策目標との関連

政策目標において緊急性や優先性がある場合にその政策目標実現のために民間の補助事業者に対して交付される補助金は矢張り優先度が高いといえよう。

B．住民ニーズとの関連

住民ニーズは時代と共に当然変化すると考えられる。例えば20年以上も前に開始され今日まで延々と続けられている補助事業などは果たして今日の住民ニーズに適ったものであろうか。

また、歳出削減という流れの中で限られた予算をどう振り分けるかという状況の下、住民ニーズの変化に即応できるのかとの疑問がある。補助金は全て廃止・縮減かという決してそうではなく、如何に効率的・効果的に支出するかということである。硬直的に継続される補助金のせいで今日の住民ニーズが反映されていないのではないかと危惧を抱かざるを得ない。

以上のように、こうした緊急性や優先性についての普遍的な定義は不可能であり極めて相対的な概念と割り切らざるを得ない。

本件監査においては、補助事業全件のアンケート調査により形骸化・既得権化の実態を明らかにするとともに所管課へのヒアリングの際に、補助金以外の代替

策はないか等の質問を行うことにより補助金交付事務においてこの問題がどの程度意識されているかを把握しようと試みた。

ウ) 財政的支援の必要性

住民の福祉増進を図る活動に関して行政と市民とが分担し合う構図が求められる現在、行政が補助金という形で財政的支援を行えば行政の責任が全うされるとは言えなくなっている。この部分における行政の責務は、市民の自発的参加・協働を促すための行動であろう。

今日ではNPO団体やボランティア団体の活動、市民団体の行う啓発活動等、企業が行う社会貢献を目的とする活動、専門業界の行う無料相談や出前講座等の活動など幅広い分野で行政の手を借りないで行う活動が増加している。これらはいずれも市民、国民の個人段階における社会との関わりを見直す機運が高まってきていることの表れといえよう。

ここで問題となるのは、補助事業者の財政状態と、補助事業者の行う当該補助事業の収支状態との何れを財政的支援の必要性の判断根拠にするかということである。多くの場合、個々の補助事業の収支予測上行政の財政的支援がなければ収支がバランスしないことをもって財政的支援の必要性を判断しているのではないかと思われる。しかし、上述のように市民協働型の行政経営が求められる現在、事業者の積極的意思に基づいて行う事業（補助金は事業者からの補助金交付申請を受けて決定交付するものである故、事業実施はその事業者の積極的意思に基づいて行うものと言わなければならない。）については、その動機が社会貢献なのかどうかは別として、当該事業の収支予測がマイナスであっても事業者の財政状態がそれを十分吸収できるものである場合には補助対象とすることには慎重さが求められる。

これに対して、補助金は一種のインセンティブであり、補助金を受けることにより補助事業の実施が促進されるから結果的には補助金があることにより行政目的がより多くの部分で達成でき易くなるという反論があろう。

しかし、もしインセンティブが無いために当該事業が行われないとすれば、それが行われなかったことにより失われる「公益」を説明しなければならない。こうした場合に大きく「公益」が損なわれるようなことがあるとすればその事業は市が本来の事業として行うか或いは民間に委託して行うかしなければならないものである。

本件監査においては、補助事業者の財政状態を必要に応じ把握し、交付決定の審査の段階で適切な判断が行われているかどうかを検証しようと試みた。

(3) まとめ

補助事業者が行う補助事業について、行政が補助事業者に“お願い”して行って貰っているものがあるとすれば財政的支援が必要ということになるが、それは補助金という範疇ではなく例えば委託料、負担金の類いであろう。

補助金とは、

市民からの要望 or 要綱の存在

補助金交付申請

審査

交付決定

という一連の手続を経て実行されるものであり、補助事業者からの申請があることが前提である。

以上をまとめると「補助金」の定義は次のとおりとなる。

行政以外の個人・団体等が行う、
市民の福祉増進（公益）に資する行為で、
市の政策目的に合致し、
早急に実施することが望ましく、
実現可能であるが、
事業者の財政状態では事業者単独では行い得ない、
事業者から補助金交付申請のあった、
事業。

「補助金等」或いは「補助金」と一括りになってはいるが、その内容は千差万別であり個々の事例に即した判断が要求されることは当然であるが上記において整理した「補助金」の定義を基本スタンスとして本件監査を行うこととする。

3. 潜在的問題点の把握

(1) 現行補助金制度の課題

一般的に補助金制度の課題として次のような点が指摘されている。

- ・ 所管毎に多種多様な補助金があり、市民にとって分かりにくいものとなっている。
- ・ 長期に亘り交付先が固定化され、既得権化している。
- ・ 時の経過と共に前例踏襲で支出されがちであり形骸化しているものがある。
- ・ 補助事業者において補助金に依存しがちとなっている。
- ・ 補助金の効果について、市や補助事業者はその説明責任を明確にしていない。

etc .

また、こうした課題が克服できないでいる原因については次のような点を指摘することができる。

- ・ 補助金交付に関するルールづくりの不備。
 - 歳出全体のなかで補助金をどう位置づけるか
 - 要綱等の整備が必要ではないか
 - 補助金交付の基準をどう決めるか
 - 審査事務はどうあるべきか
 - 補助事業者に課す説明責任はどうすれば果たされるか
- ・ 事務事業評価システムの不備
 - 公益性の定義が具体的に示されているか
 - 必要性の定義が今日的に整理されているか
 - 政策への適合性を誰が判断するのか
 - 補助事業者の自立を促す努力は行われているか
 - 何故、終期を設定できないのか
 - そもそも見直しをするという発想が存在するのか
- ・ 事務事業評価主体（評価実務者組織）の不備
 - 行政内部で厳しい評価を行うことが可能か
 - 評価メンバーに市民を加える必要はないか
 - 評価主体は全庁的なバックアップに支えられるか
- ・ 行政が担う説明責任を果たす努力の欠如
 - 効果の測定が行われているか
 - 成果を市民に知らせているか
 - 補助金全般に関する情報が公開されているか

etc .

金沢市の補助金においても同様の問題点についての検討が必要であり、これらの実態を把握することが重要であると考えられるが、補助金の件数は膨大な量であると予想されこれらを全て個々に検討することは時間的に不可能と思われたので全補助事業についてのアンケート調査で概要を把握するに止め、金額的或いは性格的に細部の検討が必要と考えた案件に限って調査の対象とした。

(2) 課題を生じる原因

こうした補助金制度が孕む課題は何故生じるのか。多くの課題を抱えるという現状は制度そのものの欠陥としか言いようがない。

問題の根源は、個々の補助金が評価に晒されないでいるという点にある。

この場合の評価とは行政内部における事業評価と市民の眼による評価とを指す。

金沢市では個々の補助金について確立した事業評価システムを持ち合わせていない(後述するように平成18年度からこの問題に本格的に取り組み出している)。また、事業評価に関して市民がそこに参加していることもなく、積極的な情報開示も行っていないのが現状であると判断した。

(3) まとめ

本件監査の目的は、個々の補助金の実証的検討を通してこれら補助金の問題点を探ることにあり、それらを整理することにより結果的に補助金改革の方向が見えて来るのではないかと考えている。

補助金には多種多様なものがあり、特に国や県の補助制度に関連したものは市独自では改革しようのないものが多いと思われる。また、これらには歳入と歳出とが両建てになっているものもあり、これら全てを一つの物差しで計ることはできない。

「補助金」と一括りされるものを幾つかのグループに分け、それらの特性に応じた対応を考えなければならない。

本件監査に当り、先例である他の自治体の過去の包括外部監査報告書や行政改革とくに補助金改革に関する論文等や幾つかの自治体の補助金改革の実践例を大いに参考とさせて貰った。参考にしたこれらの文献等を紹介すべきであろうが、それらの指し示すベクトルは全て同一方向に向いていると思われるので割愛する。

第3 地方行政が補助金を交付する意義

1. 補助金の分類

「補助金」と一括りにされてはいるが、その内容は多種多彩であり、これらを分類整理しなければ問題点に関する原因が判然とはしない。原因が把握できなければ対応の仕様がでない。そこで「補助金」を分類することを試みた。

こうした分類作業は、その目的によって結果が異なる可能性はある。本件の場合、共通して存在するであろう問題点がある程度想定して分類した。

(1) 政策型補助金

次のような性格のものが当てはまる。

国等の施策に基づくもので仕組みのなかに地方の負担が組み込まれているもの。

社会保障に係るもの。

極めて常識的な行政負担であると考えられるもの。

過年度における債務負担行為の結果として存続しているもの。

補助事業の内、このグループに属するものには次のようなものがある。

補助事業名称	平成17年度決算額
出産育児一時金	155,400 千円
葬祭費	124,600
私立保育所改修費等補助(国庫補助事業)	11,515
老人福祉施設整備資金借入償還費補助	149,644
病院事業運営費補助	506,785
公衆街路灯電気料金等補助	101,588 等

この内、病院事業運営費補助のように事業の効率性を別途検証する必要があるものも含むが、総じて見直しが必要であるとすればそれは補助金ではなく制度そのものである。

また、「負担金」はこのグループに属するものが金額的には殆んどを占める。

負担金区分	平成17年度決算額
港湾費	906,061 千円
道路新設改良費	160,105
土地区画整理費	1,535,210
街路事業費	1,654,285
下水道費	8,843,870
保険給付費	36,344,118
老人医療給付費	43,235,067
介護保険給付費	22,483,467 等

これだけでも115,162,183千円になり、交付金総額の98.7%を占める。

(2) 公益法人等運営費補助金

市の外郭団体である財団や公益性の高い団体に対する運営費補助が含まれる。これらの団体に対しては事業費補助という形で補助金が交付される場合もあるが、これが長期化している場合には実質的には運営費補助というべきであろう。補助事業の内、このグループに属するものには次のようなものがある。

補助事業名称	平成17年度決算額
金沢国際交流財団補助金	57,779 千円
石川県音楽文化振興事業団助成費	148,855
金沢芸術創造財団運営助成費	250,044
金沢文化振興財団助成費	87,833
金沢市スポーツ事業団自主事業補助	277,095
私立保育所運営費補助	678,165
私立保育所特別事業促進補助	620,323 等

このグループに対する補助金は、公益性についての説明はできると思われるが必要性については検証を要する。

(3) 県関連補助金

一の事業に対し、石川県と金沢市とが同時に補助金を交付しているもの。所謂相乗り補助であるが、県と分担することの是非や分担の割合の合理性について検証する必要がある。また、県との協議のなかで見直しを図ることも必要である。補助事業の内、このグループに属するものには次のようなものがある。

補助事業名称	平成17年度決算額
国際機関等との連携による	
国際協力方策等調査事業補助金	24,840 千円
金沢商工会議所小規模事業費補助	17,000
観光事業助成費	25,700
金沢コンベンションビューロー事業助成費	25,583
活性化モデル商店街支援事業費	19,460 等

(4) その他の補助金

運営費補助、事業費補助を問わず、その公益性・必要性の検証が必要である。

2. 補助金の必要性

市の政策を実現するためには市の本来の事業として実施すればよいのであり、何も補助金を必要とすることにはならない。補助金の交付は当該補助事業を実施する民間の補助事業者が存在し、その補助事業者には当該事業を実施する財政的基盤が十分ではなく市が補助金という形で財政的支援を行うことで事業遂行が可能となり、その結果として市が意図する政策実現に寄与するという効果が期待できる場合に生じ得るものといえよう。

即ち、公益性という大前提に加えて、

財政的支援の必要性

政策実現効果（市が関与する必要性）

という条件を満足するものでなければならない。

補助金の原資は基本的には市民の税金である。この税金を投入することに対し市民の理解を得ようとするならば上記の必要条件について説明できるものでなければならない。

補助金の交付について、その公益上の必要性を説明しようとするとき、公益性については殆んどケースで首肯し得る説明を受けることができる。前述したように公益性の概念は相当広いものであり、この点については所管部署においても十分に検討しているようである。しかし、公益上の必要性の説明はこの公益性の説明に終始しており、他の条件、即ち財政的支援の必要性や政策実現効果などについての説明は多くの場合に欠落している。

例えばイベント補助にみられる効果測定については多くの場合、参加者が何人であったとの報告をもって効果の測定としているが、果たして参加人員の把握をもって政策実現効果の説明になるのだろうか甚だ疑問である。政策実現効果が説明できない補助金は単なるバラまきでしかない。

一般的に、公益性の説明ができれば補助金の交付は是認されると考えられている風潮があるようであるが、それは誤りである。

3. 補助金見直し論議

昨今多くの自治体において補助金の見直しに着手している。金沢市においても同様である。

補助金見直しの必要性は、第一義的には財政再建との関係において説明される。財政の逼迫化が補助金の見直しによる歳出削減を求めている。しかし、例えば景気が回復して歳入が伸びれば補助金は従来通りでよいのだろうか。

金沢市は市民協働を基本政策の一つとして掲げている。NPOやNGOに限らず、今や多くの団体等が社会貢献をスローガンに掲げている。そうした団体等の殆んどが補助金を受けずに活動している。幾つかの例において、その補助事業者の行う補助事業のみに限って見れば補助金がなければその事業遂行は不可能であるが、その団体等の全会計では余剰金を生んでいるというようなケースが見られる。また、多額の留保金を有する場合も見られる。こうした団体等に税金を投入して財政的支援が必要な

であろうか。

市民協働という考え方の中では、社会貢献を果たそうとする意志に代表されるように市民の全てが自分達で出来ることは自分達で賄うという意識を醸成することが必要である。

市の政策に合致し政策実現効果が期待できる事業に対し、自立までの支援として補助金を交付し、また、自立のための情報等支援を行うというのは市民の理解を得られるであろう。要は補助金交付の目的は、事業や団体等への支援ではなく自立の支援と考えるべきであろう。

以上のように補助金の見直しの必要性は、補助金本来の意味を考え直し新しい補助金の交付システムを構築すべきであるという点に見出すことができる。昨今の財政再建のための補助金改革というのは一時の社会現象に過ぎない。

公益上の必要性という、補助金交付の大前提となる要件とは別に、自治体が補助金改革を行おうとするとき「透明性」を要求することも常識となっている。

地方分権化において、行政単位毎のスタンスを明らかにすることは住民に対する責務である。北海道夕張市の例は逆の意味で好例である。民主主義のルールは尊重すべきであるが、一部の市民しか投票所に足を運ばないという現実はどう考えればよいのか。結局、夕張市の例は特異な例とはいえ、市の政策に賛成できない市民の転出が起り得ることが現実となった。これは必ずしも終身雇用制が当たり前ではなくなった社会の反映ともいえ、そこに居住し続けなければ生きてゆけないということでは無くなったともいえよう。

即ち、行政の政策実現には市民の賛同が必要であり、そのためには政策の実現過程における透明性が求められることも当然といえよう。

また、交付金として支出されている金沢市議会政務調査費のように透明性に関して問題提起がなされている事柄もこれからは更に意識されるべきであろう。この件は現在係争中であり深く立ち入ることは控えたが、こうした問題が生じるのは税金の負担者である市民に対する説明責任が理解されていないことによるとしか言いようがない。どこまで公開するかという点については様々な意見があろうが、それらが本来の趣旨に則った使われ方をしているという保証を市民に与える努力は是非とも必要である。

第4 行財政改革の現状（参考）

1. 金沢市の行政改革大綱

金沢市における行財政改革への取り組みの内容は次の通りである。

(1) 金沢市行政改革大綱（第4次）

平成16年3月策定（平成18年1月一部改定）、平成16年度から21年度迄に
推進

基本方針

市民とともに歩む市政の推進（市民協働）

時代を切り拓く行政経営の展開

健全な財政基盤の確立

(2) 金沢市行政改革実施計画（金沢市集中改革プラン）

平成18年1月策定、平成17年度から21年度に実施

改革の具体的方策および具体的取り組み事項を定める

このうち、健全な財政基盤の確立に関しては次の通りである。

事務・事業の見直し（経費の節減・合理化）

ア．事務事業の効率化の徹底

イ．補助金等各種制度の整理・見直し

ウ．用地の取得及び処理の適正化

公共事業等の見直し

ア．公共事業の抑制

イ．公共工事コストの縮減等

ウ．入札・契約方式の改善

受益と負担の見直しと財源の確保

ア．使用料及び手数料の見直し

イ．収納体制の強化と自主財源の確保

市債の適正運用と財産（基金等）の有効活用

ア．市債の適正運用

イ．財産（基金等）の有効活用

(3) 補助金等各種制度の整理・見直し

主な実施計画

補助金制度の再構築

高率補助、個人の資産形成に係る補助、各種の団体に対する補助などについて補助制度のあり方を見直す。

17年度に実施方針決定、18年度から実施

(4) 金沢市行政評価の取り組み

行政評価は、行政の透明性を高め、効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の内容を市民によりわかりやすく説明するための手段である。

具体的には、市政の施策や事務事業の内容について分析を行い、必要性、有効性、効率性、優先性、公平性などの視点で評価を行い、改善につなげていく仕組みである。

る。

金沢市の行政評価の目的とするところは次の通りである。

市政の透明性の確保、市民参加の促進と説明責任の向上
多様化する行政ニーズに応える効率的・効果的な行政運営の実現
事業効果の点検と見直しなどの改善
これらを通じた職員の意識改革

(5) 補助金改革と行政評価

補助金改革に係る作業は、

補助金制度の見直し

個々の補助金の見直し

を通して実施される。

補助金制度の見直しにおいては、先ず現行の補助金の実態に潜む問題点を洗い出すことから始めなければならない。結局、個々の補助金の見直しからスタートし、現行の補助金制度が抱える問題を整理し、その結果今後のあるべき補助金制度を構築するといった一連の過程を要する。

この、個々の補助金の見直しにおいて行政評価とくに事務事業評価の手法が有効となる。

金沢市では第三者評価をも取り入れた補助金評価の実施に取り組み始めた。この際の見直し基準は概ね次の通りである。

補助金の要件

- ・客観的に見て公益上必要であると認められること
- ・費用対効果が期待できること
- ・社会経済情勢に合致していること
- ・市民協働において市が真に補助すべき事業・活動であること

具体的事項

- ・原則機会均等であるが所得制限等も考慮
- ・終期を設定する
- ・補助金額・補助率の設定
- ・補助対象の明確化
- ・類似制度の見直し
- ・奨励的補助、個人資産に対する補助の見直し
- ・公平・公正・透明な執行
- ・補助制度の評価と改善
- ・他都市の状況把握

2. 国の指針等

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成18年3月29日総務事務次官通知)が策定され、地方公共団体が行う行政改革の参考とするよう求められている。

その概略は次の通りである。

第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

- 1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表
- 2 説明責任の確保

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

- (1) 民間委託等の推進
- (2) 指定管理者制度の活用
- (3) PFI手法の適切な活用
- (4) 地方独立行政法人制度の活用
- (5) 地方公営企業の経営健全化
- (6) 第三セクターの抜本的な見直し
- (7) 地方公社の経営健全化
- (8) 地域協働の推進
- (9) 市町村への権限委譲

(10) 出先機関の見直し

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

3 定員管理及び給与の適正化等

- (1) 定員管理の適正化
- (2) 給与の適正化
- (3) 定員・給与等の状況の公表
- (4) 福利厚生事業

4 人材育成の推進

5 公正の確保と透明性の向上

6 電子自治体の推進

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

(2) 補助金等の整理合理化

(3) 公共工事

(4) 公的施設

8 地方議会

第5 金沢市の補助金等の現状

1. 補助金の把握状況

本件監査着手時において金沢市では補助金の一覧表は作成されていなかった。そこで19節の事務事業毎の内訳を入手し、これを基に全体像を把握することとした。多くは1事業=1補助金であるが1事業=複数補助金もある。補助金を見直そうとするとき当然に補助金一覧表等により全体像を把握することから始めなければならない。

しかし、1事業に複数の補助金がある場合にでも、補助事業の意義や目的は事業単位で説明されるので、補助事業の全体像が把握できれば補助金の一覧表が存在しないこと自体は取り敢えず障害とはならないと判断した。

かといって、今、個別の補助金を評価する場合には当然その一覧表が無ければ作業が進められないのであり、そうした全庁的な現状把握はされなければならない。

2. 金沢市における補助金交付に関する規則等整備状況

監査着手時現在、補助金交付事務に関して用意されている規定等は次の通りである。

「金沢市補助金交付事務取扱規則」(昭和51年規則第38号)

「金沢市補助金交付事務取扱規則施行規程」(昭和51年告示第48号)

「金沢市補助金交付事務取扱規則」要旨

(目的) この規則は、法令、条例その他特別の定めのあるものを除くほか、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

補助金とは、本市が本市以外の者に対して交付する相当の反対給付を受けない給付金であって、補助金、助成金及び利子補給金の名称を用いるものをいう。ただし、扶助的性格を有するものを除く。

(交付申請)

申請書の添付書類

補助事業の計画書、補助事業の収支予算書、補助事業の実施設計書、その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうかを調査のうえ決定する。

(補助事業の遂行)

補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途に使用してはならない。

補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

(実績報告)

補助事業者は、補助事業が完了したときは、15日以内に、補助事業の

成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

補助事業の完了に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

以上のように補助金交付事務に関する手続が定められており、補助金は全てこの規則に沿って事務が執行される。

3. 平成17年度の補助金等の状況

款	項	目	平成17年度		
			補助金	交付金	負担金
議会費	議会費	議会費		136,084	3,852
計				136,084	3,852
総務費	総務管理費	一般管理費	8,297		13,573
		職員管理費	600		3,307
		文書広報費	1,500		237
		財務管理費			310
		財産管理費			12,259
		国際交流費	65,129		3,727
		企画費	66,356	2,220	130,754
		情報管理費	5,000		11,158
		交通対策費	35,131	3,060	90,719
		文化振興費	205,605	1,900	10,140
		文化施設費	261,694		19,127
		市民生活対策費	114,431		10,757
		地域振興費	75,650	2,671	
		支所及び出張所費			
		諸費	29,289		9,670
	徴税費	賦課徴収費	4,545		483
	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費			9,175
	選挙費	選挙費			1,797
	統計調査費	統計調査費			57
	監査委員費	監査委員費			289
計			873,230	9,851	327,544
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	228,667	152,997	120
		障害者福祉費	294,123	690	15
		社会福祉施設費	7,950		
		国民年金事務費			28,370
	老人福祉費	老人在宅福祉費	38,143		40
		老人施設福祉費	506,903		276
		介護保険費	10,411		
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,190	13,339	5,446
		保育所費	1,501,767		1,265

(単位：千円)

補助金、交付金、負担金決算合計額				
平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
139,937	140,550	140,373	155,964	149,049
139,937	140,550	140,373	155,964	149,049
21,870	22,610	22,986	23,177	14,217
3,907	3,588	5,052	5,611	6,564
1,737	1,738	1,732	2,763	3,762
310	315	322	1,501	740
12,259	12,543	14,098	14,526	14,846
68,856	73,894	72,674	75,082	92,836
199,330	229,965	242,473	257,818	893,849
16,158	18,260	45,765	21,097	32,795
128,910	194,325	148,312	189,088	386,422
217,645	230,616	205,846	178,574	143,620
280,821	417,142	375,891	389,017	261,631
125,189	127,058	127,368	126,663	124,679
78,321	67,653	85,206	45,672	75,046
				1,354
38,959	38,813	36,780	32,047	40,281
5,028	4,733	4,090	3,985	3,990
9,175	10,493	9,102	26,002	8,505
1,797	947	42,100	2,535	1,189
57	57	57	57	57
289	289	289	289	254
1,210,625	1,455,047	1,440,148	1,395,509	2,106,644
381,785	448,814	505,954	509,272	424,825
294,828	207,088	202,968	191,645	143,621
7,950	8,200	8,700	7,980	8,000
28,370	29,601	30,092	30,661	47,104
38,183	36,638	38,790	37,986	43,392
507,180	517,301	2,106,832	296,107	1,051,492
10,411	11,150	11,017	10,108	11,050
19,976	19,320	13,651	17,784	21,072
1,503,032	1,566,015	1,654,595	1,658,279	1,706,982

款	項	目	平成 17 年度		
			補 助 金	交 付 金	負 担 金
民 生 費	児 童 福 祉 費	障害児福祉費	119,153		27
		児童厚生施設費	14,579		340
		母子父子福祉費	10,967		
	生活保護費	生活保護費	18,580		
計			2,752,437	167,027	35,901
衛 生 費	保 健 衛 生 費	保健衛生総務費	743,483		1,367
		成人保健費	2,000		
		予 防 費	2,433		
		保健所福祉健康センター費			60
	環 境 衛 生 費	環境衛生総務費	18,139		41,700
		環境保全費	9,665		670
		環境衛生施設費			274
	清 掃 費	清掃総務費	7,085		915
		ごみ収集費			30
		ごみ処理費	4,173		369
		清掃施設建設費			
計			786,978	45,389	
労 働 費	労 働 福 祉 費	労働福祉費	135,559		130
		労働福祉施設費	27,208		
		緊急地域雇用創出交付金事業費			
計			162,768	130	
農 林 水 産 業 費	農 業 費	農業総務費	4,185		4,136
		農業振興費	78,429	84,193	4,498
		畜産振興費	39,798		169
		農 地 費	159,469	9,220	150,965
	林 業 費	森林・林業費	27,858	2,132	18,532
	水 産 業 費	水産業振興費	8,864		690
計			318,605	95,546	178,991
商 工 費	商 工 費	商工総務費	574,012		379
		商業振興費	292,388		1,103
		工業振興費	1,118,728		23,010
		観 光 費	131,250		93,381
		金融対策費	44,780		1,217

補助金、交付金、負担金決算合計額				
平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
119,180	2,316	2,712	2,543	2,566
14,919	13,669	21,514	16,160	38,505
10,967	7,468	7,884	5,451	5,486
18,580	18,960	19,340	12,500	12,500
2,955,365	2,886,545	4,624,053	2,796,481	3,516,598
744,851	711,904	778,506	800,319	808,284
2,000	4,000	5,500	5,500	5,500
2,433	4,320	4,290	4,379	5,576
60	60	60	60	1,111
59,839	93,227	58,719	148,801	167,295
10,335	17,164	4,709	4,205	18,563
274				
8,000	9,542	8,452	10,079	14,491
30	30	30	30	30
4,542	27,620	3,080	2,009	873
			1,064	
832,368	867,870	863,349	976,448	1,021,726
135,689	129,352	139,706	170,838	180,839
27,208	29,652	29,057		
	3,376	3,282	2,228	
162,898	162,380	172,046	173,066	180,839
8,321	10,835	10,728	8,790	10,388
167,121	166,648	227,055	439,386	432,280
39,967	6,739	2,644	2,846	2,002
319,654	315,295	399,304	436,463	656,198
48,522	93,459	48,523	35,216	66,031
9,554	8,724	10,146	10,995	12,296
593,142	601,703	698,401	933,698	1,179,197
574,391	594,816	617,817	642,747	634,215
293,491	215,427	202,605	266,178	287,081
1,141,738	395,417	440,530	786,064	929,512
224,632	220,096	216,842	297,698	385,664
45,997	44,423	56,544	29,940	

款	項	目	平成 17 年度		
			補 助 金	交 付 金	負 担 金
計			2,161,160		119,091
土 木 費	土木管理費	土木総務費	41,865		579
	道路橋りょう費	道路橋りょう 総 務 費	418		3,403
		道路維持費	1,334		8,946
		道路新設改良費	7,985		160,105
	河 川 費	河川総務費	1,385		1,581
		河川維持費			2,572
		河川改良費	3,650		124,128
	港 湾 費	港 湾 費			906,061
	都市計画費	都市計画総務費	76,930		11,272
		土地区画整理費	212,834		1,535,210
		街路事業費	381		1,654,285
		都市再開発事業費	134,058		2,247
		下水道費			8,843,870
		緑化推進費	41,927	4,650	
		公 園 費	974		69,461
		定住促進費	306,028		108
	住 宅 費	住宅管理費			634
		住宅建設費			5,397
計			829,772	4,650	13,329,864
消 防 費	消 防 費	常備消防費	2,366	2,280	86,210
		非常備消防費	26,261	71,125	26,790
		災害対策費	7,859		2,674
計			36,486	73,405	115,675
教 育 費	教育総務費	教育委員会総務費			1,690
		教育指導費	93,501	33,766	12,475
		私学振興費	386,088		
	小 学 校 費	学校管理費			252
		教育振興費	2,254		73
		学校建設費			
	中 学 校 費	学校管理費			157
		教育振興費	9,335		777
		学校建設費			
	高 等 学 校 費	高等学校管理費	433		31,682

補助金、交付金、負担金決算合計額				
平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
2,280,251	1,470,181	1,534,339	2,022,629	2,236,473
42,444	50,239	102,877	95,086	9,294
3,821	4,071	4,800	6,007	3,751
10,280	13,101	10,585	8,658	7,361
168,090	223,479	212,467	292,537	340,471
2,966	3,382	3,653	4,114	3,915
2,572				
127,778	482,148	499,199	405,739	560,483
906,061	653,923	625,983	786,842	716,042
88,202	115,595	137,267	138,560	35,663
1,748,045	1,746,220	1,667,972	2,214,709	1,803,465
1,654,666	1,346,770	1,221,776	1,149,997	1,075,922
136,306	30,558	140,173	4,774	4,430
8,843,870	9,902,130	9,385,561	9,040,641	8,328,852
46,577	38,319	45,773	39,790	615,015
70,435	110,142	294,994	393,962	315,343
306,136	574,284	142,265	16,458	84,305
634	1,604	637	2,225	9,189
5,397	572	2,000	490	4,719
14,164,286	15,296,544	14,497,988	14,600,595	13,918,227
90,856	97,979	105,043	98,994	108,287
124,176	139,363	215,794	216,787	216,702
10,533	10,457	9,973	10,005	5,945
225,566	247,801	330,811	325,787	330,935
1,690	1,825	4,285	2,480	1,964
139,743	61,600	66,930	78,400	54,643
386,088	393,946	383,356	381,584	371,649
252	968	960	2,783	962
2,328	2,261	2,198	2,090	1,950
	13,695	1,551	1,254	3,524
157	162	162	163	303
10,113	9,455	9,263	10,015	11,510
		2,664		1,776
32,116	22,113	1,971	1,948	2,063

款	項	目	平成 17 年度		
			補助金	交付金	負担金
教育費	高等学校費	教育振興費			
	大学費	美術工芸大学 管理費	420	8,630	1,425
		教育振興費		32,501	42
	社会教育費	社会教育総務費	29,810	5,200	493
		文化財保護費	76,621		2,897
		公民館費	99,870		67
		図書館費	1,500		374
		青少年教育施設費		3,000	94
		女性センター費			8,773
		博物館費	87,832		3,429
		美術館費			300
	保健体育費	学校保健費		1,238	34,158
		学校給食費	9,137		2,621
		体育振興費	92,835	28,755	122
		体育施設費	280,249		892
計			1,169,891	113,091	102,798
諸支出金	公営事業費	ガス事業特別 会計補助金	23,918		
		発電事業特別 会計補助金	280		
計			24,198		
一般会計合計			9,115,528	599,655	14,259,238

補助金、交付金、負担金決算合計額				
平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
	300		500	
10,475	5,591	1,975	1,873	1,176
32,543	49,362	38,405	42,704	30,790
35,503	34,798	34,988	85,433	57,887
79,518	118,825	162,675	116,076	292,743
99,937	13,004	10,843	16,403	14,975
1,874	2,433	1,886	390	735
3,094	3,094	3,154	3,654	3,819
8,773	7,459	6,693	7,726	7,784
91,261	253,394	255,623	262,039	694
300	127	132,845	85,442	79,400
35,397	33,106	33,422	33,587	34,180
11,759	10,964	14,355	19,900	9,274
121,712	105,610	111,986	131,978	164,197
281,142	281,286	314,434	314,893	301,698
1,385,781	1,425,390	1,596,634	1,603,325	1,449,710
23,918	23,781	19,563	22,568	22,821
280	260	100	140	
24,198	24,041	19,663	22,708	22,821
23,974,422	24,578,057	25,917,808	25,006,216	26,112,223

款	項	目	平成 17 年度		
			補助金	交付金	負担金
(市営地方競馬事業費特別会計)					
競馬事業費	競馬事業費	競馬開催費	8,276	12,434	138,752
計			8,276	12,434	138,752
(市街地再開発事業費特別会計)					
市街地再開発事業費	市街地再開発事業費	事業費	72,735		38,160
計			72,735		38,160
(土地区画整理事業費特別会計)					
土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	事業費	2		19,941
		清算費	1		
計			3		19,941
(公共用地先行取得事業費特別会計)					
公共用地先行取得事業費	公共用地先行取得事業費	都市施設事業費			40
計					40
(工業団地造成事業費特別会計)					
工業団地造成事業費	工業団地造成事業費	事業費			7,284
計					7,284
(農村下水道事業費特別会計)					
農村下水道事業費	農村下水道事業費	事業費			3,588
計					3,588
(住宅団地建設事業費特別会計)					
住宅団地建設事業費	住宅団地建設事業費	事業費			16,010
計					16,010
(駐車場事業費特別会計)					
駐車場事業費	駐車場事業費	事業費			15,876
計					15,876

補助金、交付金、負担金決算合計額				
平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
159,464	147,757	156,677	177,759	189,045
159,464	147,757	156,677	177,759	189,045
110,895	57,595	24,319	27,844	22,412
110,895	57,595	24,319	27,844	22,412
19,943	24,278	33,692	47,888	49,065
1	2	3	3	
19,944	24,280	33,695	47,891	49,065
40	40	40	40	40
40	40	40	40	40
7,284	65,233	1,527	12,801	26,202
7,284	65,233	1,527	12,801	26,202
3,588	415	1,844	1,279	393
3,588	415	1,844	1,279	393
16,010	20,734	18,920	61,549	20,553
16,010	20,734	18,920	61,549	20,553
15,876	75,543	90,985	89,107	87,221
15,876	75,543	90,985	89,107	87,221

款	項	目	平成 17 年度		
			補 助 金	交 付 金	負 担 金
(国民健康保険費特別会計)					
総 務 費	総 務 管 理 費	一 般 管 理 費			55,570
保 険 給 付 費	保 険 給 付 費	医 療 諸 費	280,000		36,344,118
保 健 事 業 費	保 健 事 業 費	保 健 事 業 費	8,848		242
計			288,848		36,399,931
(老人保健費特別会計)					
医 療 諸 費	医 療 諸 費	医 療 給 付 費			43,235,067
計					43,235,067
(介護保険費特別会計)					
総 務 費	総 務 管 理 費	一 般 管 理 費			6,153
保 険 給 付 費	保 険 給 付 費	介 護 給 付 等 諸 費			22,483,467
財 政 安 定 化 基 金	財 政 安 定 化 基 金	拠 出 金			
計					22,489,620
特別会計合計			369,862	12,434	102,364,272
総 合 計			9,485,391	612,090	116,623,510

補助金、交付金、負担金決算合計額				
平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
55,570	63,721	71,791	88,404	83,507
36,624,118	34,359,735	33,219,954	30,409,601	30,357,518
9,090	9,134	10,210	10,491	11,110
36,688,779	34,432,591	33,301,956	30,508,497	30,452,136
43,235,067	42,930,291	43,100,749	44,093,258	43,864,385
43,235,067	42,930,291	43,100,749	44,093,258	43,864,385
6,153	49,386	54,604	48,156	5,589
22,483,467	21,784,896	19,959,536	18,547,057	17,030,307
			83,862	83,862
22,489,620	21,834,282	20,014,140	18,679,076	17,119,759
102,746,569	99,588,768	96,744,856	93,699,105	91,831,214
126,720,992	124,166,825	122,662,665	118,705,321	117,943,438

4. アンケート調査

(1) 調査方法

監査着手時において金沢市では補助金一覧表が作成されていなかったため、補助事業の一覧表に基づいて各所管課に対しアンケート調査を実施した。

この目的は、補助金の全体像を把握することにある。多数の補助金について個別に全てを検討することは時間的に困難と思われたので、かといって全体像の把握は是非とも必要であり、基本的事項につき全体を網羅するアンケート調査により全体像の把握を試みた。質問内容は次の通りである。

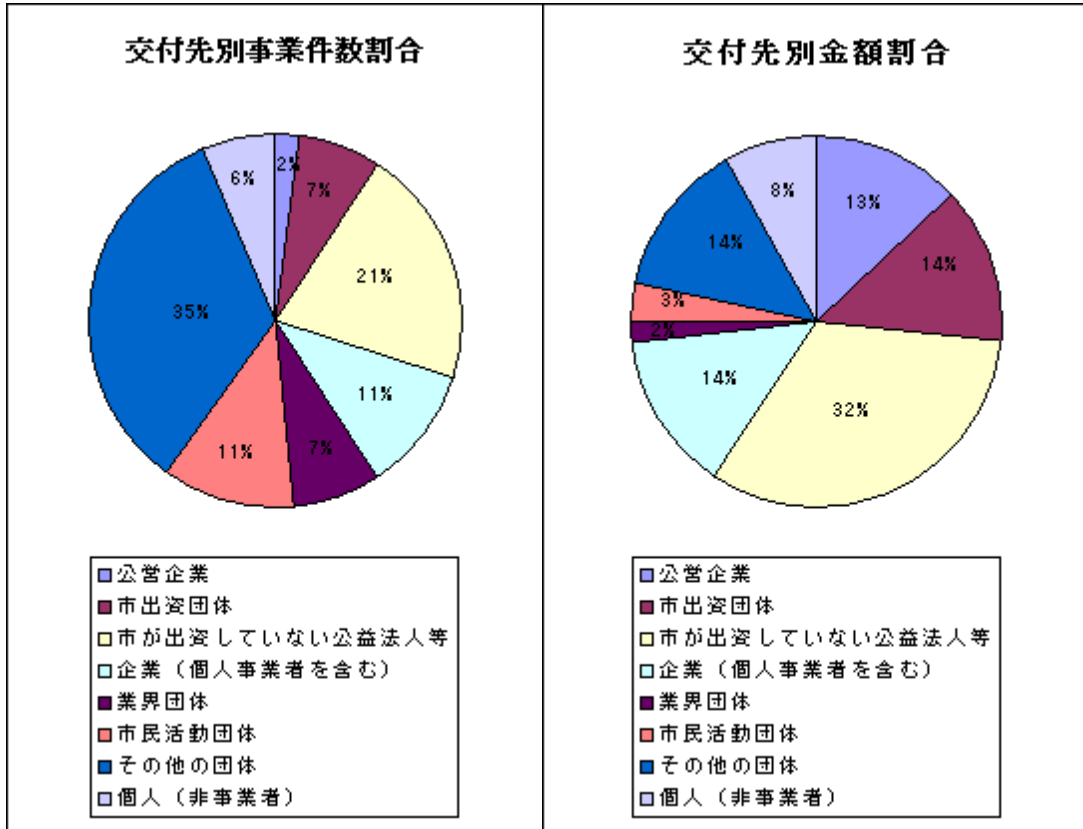
補助金等の調査票

補助事業等の名称					
所 管	局		課		担当者
交 付 先 名					
交 付 先 分 類	公営企業				
	市出資団体				
	市が出資していない財団、社団、学校法人、社会福祉法人				
	企業（個人事業者を含む）				
	業界団体				
	市民活動団体				
	その他の団体				
目 的 別 分 類	個人（非事業者）				
	運営補助				
	事業補助				
	施設整備補助				
制 度 別 分 類	その他				
	国・県の制度関連				
経 年 分 類	市単独				
	当年限り				
	継続				
	継続の場合				
	5年未満				
	5年以上10年未満				
	10年以上20年未満				
終 期 の 設 定	20年以上				
	あり				
金 額	なし				
	補助対象事業費				(千円)
	補助対象経費				
	補助金額				

根 拠	要綱等
	予算措置
	要綱等がある場合
	補助対象経費が定められているか
	補助対象経費に対する補助割合が定められているか
	補助金の上限額が定められているか
	補助対象事業の選定基準が定められているか
申 請 手 続	交付申請書に添付すべき次の書類を入手しているか
	補助事業の計画書
	補助事業の収支予算書
	補助事業の実施設計書
	その他の書類
報 告	実績報告書に添付すべき収支決算書を入手しているか
	効果を測定した資料を入手しているか
そ の 他	補助金制度を周知するための施策を実施しているか
	交付先の事務局機能を金沢市が行っているか
	交付先団体に金沢市の施設等を無償で提供しているか

(2) 調査結果

交付先別分類



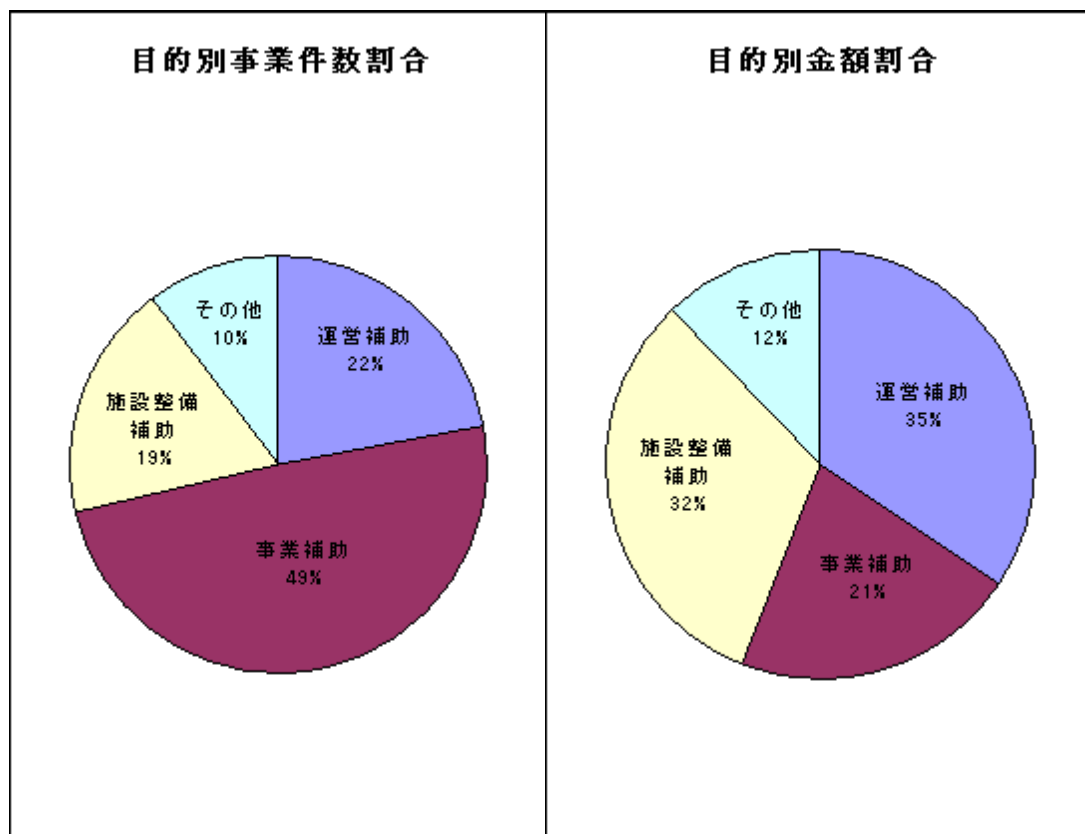
(単位:千円)

交付先	事業件数		金額		1件当たり平均額
公営企業	11	2%	1,242,529	13%	112,957
市出資団体	36	7%	1,292,871	14%	35,913
市が出資していない公益法人等	102	21%	3,067,106	32%	30,069
企業(個人事業者を含む)	53	11%	1,331,657	14%	25,125
業界団体	37	7%	166,739	2%	4,506
市民活動団体	56	11%	326,751	3%	5,834
その他の団体	168	35%	1,293,671	14%	7,700
個人(非事業者)	32	6%	764,067	8%	23,877
合計	495	100%	9,485,391	100%	19,162

公営企業、市出資団体、他の公益法人等は件数では30%だが金額では59%と一件当たりの金額が多い。これは市民病院や幼稚園等に対する高額の補助金が含まれるためである。

他方、業界団体、市民活動団体、その他の団体は件数では53%だが金額では19%と一件当たりの額が比較的少額のものが多い。

目的別分類

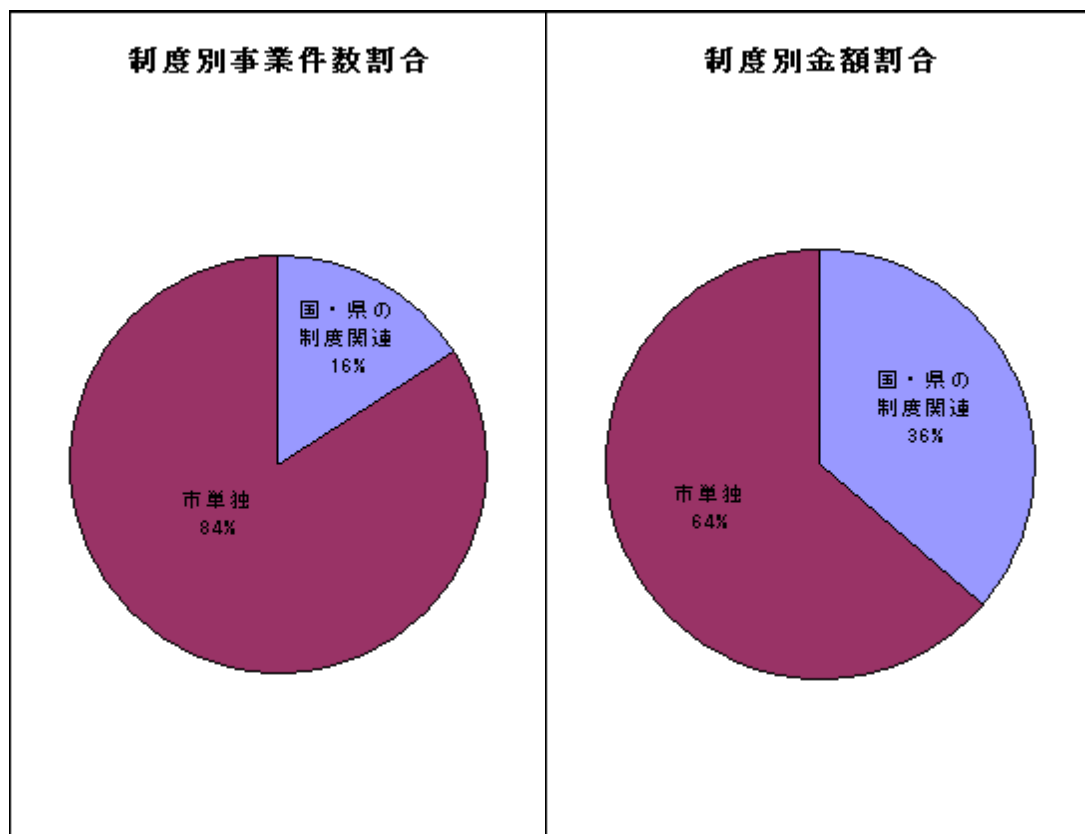


(単位：千円)

目的	事業件数	金額	1件当たり平均額
運営補助	110 22%	3,277,599 35%	29,796
事業補助	242 49%	2,013,651 21%	8,320
施設整備補助	92 19%	3,032,229 32%	32,959
その他	51 10%	1,161,912 12%	22,782
合計	495 100%	9,485,391 100%	19,162

施設整備補助は、性格上一件当りの金額は高額となる。運営補助については、石川県音楽文化振興事業団助成費 148,855 千円、金沢芸術創造財団運営助成費 250,044 千円、金沢文化振興財団助成費 87,833 千円、金沢市スポーツ事業団自主事業補助 277,095 千円、中央卸売市場事業特別会計損益助成補助金 420,367 千円、金沢市福祉サービス公社運営費補助 57,943 千円、軽費老人ホーム運営費補助 73,366 千円、私立保育所運営費補助 689,981 千円、障害者小規模作業所運営費補助 80,324 千円、病院事業運営費補助 506,785 千円、私立幼稚園運営費補助 114,037 千円が額の大きなものであり、これらを除くと一件平均 5,767 千円となる。

制度別分類

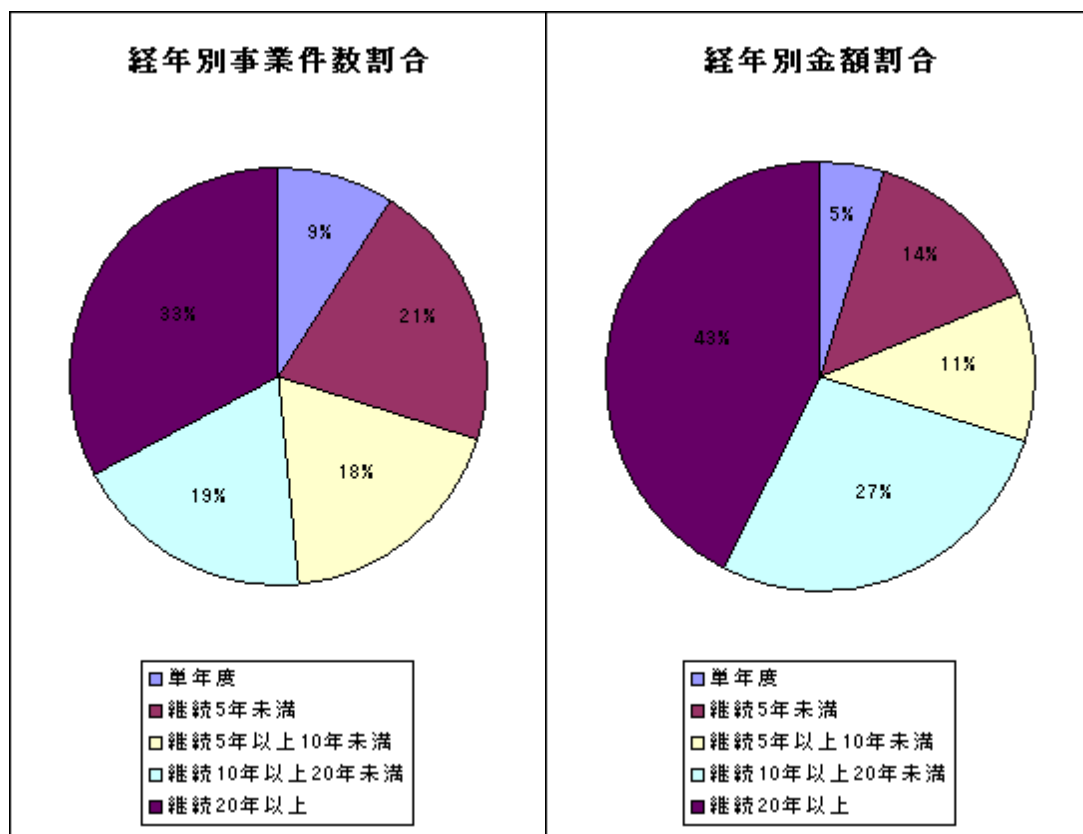


(単位：千円)

制度	事業件数		金額		1件当たり 平均額
国・県の制度関連	80	16%	3,446,051	36%	43,075
市単独	415	84%	6,039,340	64%	14,552
合計	495	100%	9,485,391	100%	19,162

市単独事業が84%と圧倒的多数を占めるが、国・県の制度関連補助金是一件当たりの額が大きい。

経年分類

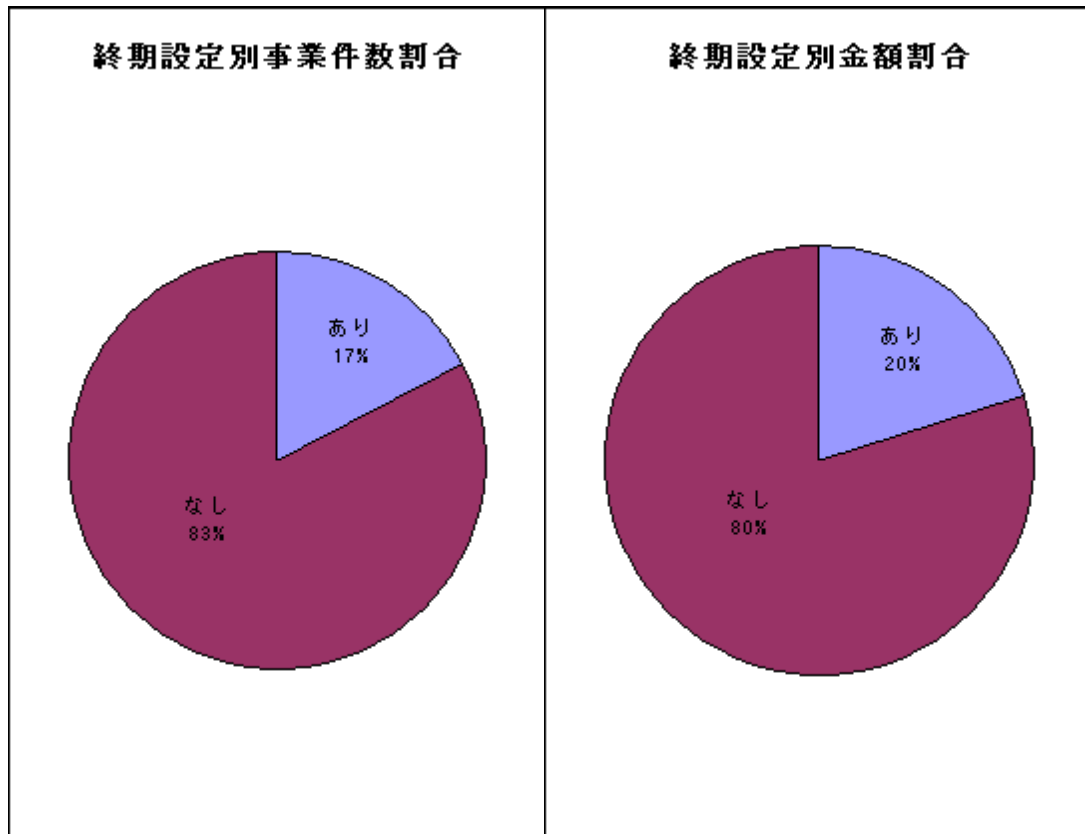


(単位：千円)

経年	事業件数		金額		1件当たり平均額
単年度	45	9%	468,046	5%	10,401
継続5年未満	103	21%	1,338,603	14%	12,996
継続5年以上10年未満	91	18%	1,067,823	11%	11,734
継続10年以上20年未満	92	19%	2,601,774	27%	28,280
継続20年以上	164	33%	4,009,145	43%	24,446
合計	495	100%	9,485,391	100%	19,162

10年以上経過したものが件数では52%、金額では70%にもなる。勿論制度関連の額の大きな補助金も含まれるが、これはこれ迄補助金制度の見直しが行われてこなかったことの結果であろう。

終期設定

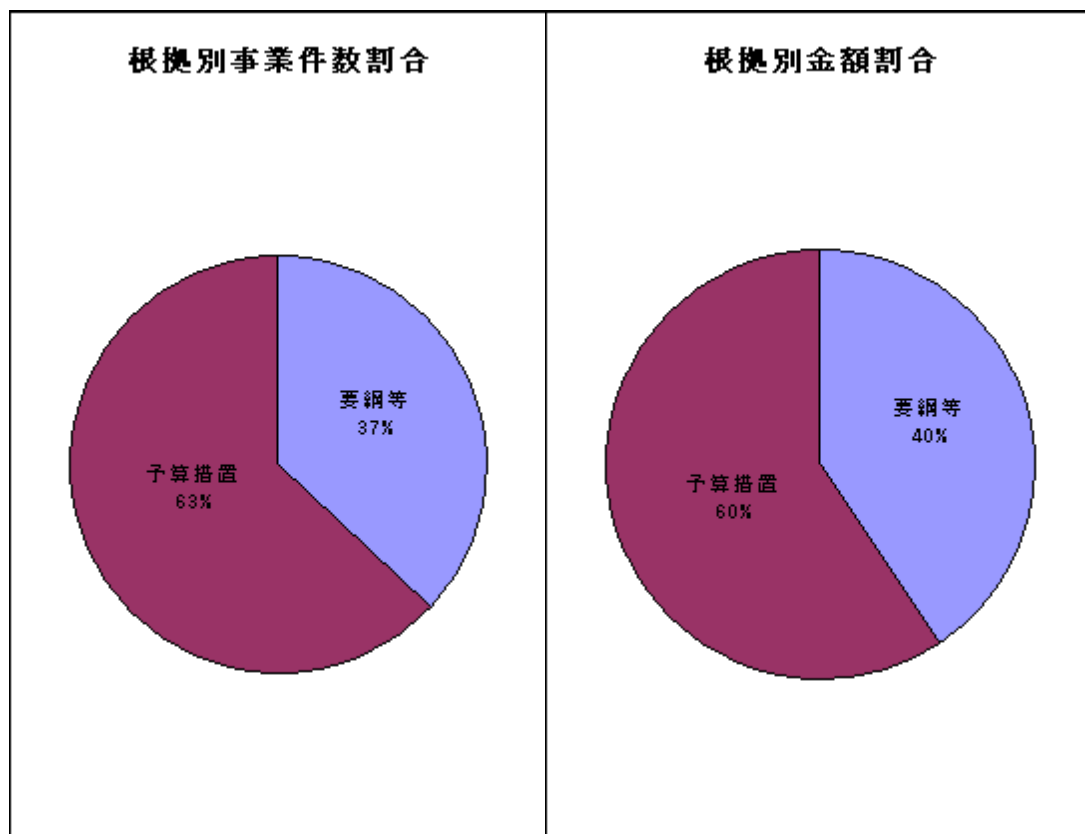


(単位：千円)

終期設定	事業件数		金額		1件当たり 平均額
あり	86	17%	1,920,090	20%	22,326
なし	409	83%	7,565,301	80%	18,497
合計	495	100%	9,485,391	100%	19,162

終期が設定されているものは僅かであり、殆んど終期の設定がない。この実態が補助金改革における一番の問題点となろう。

根拠



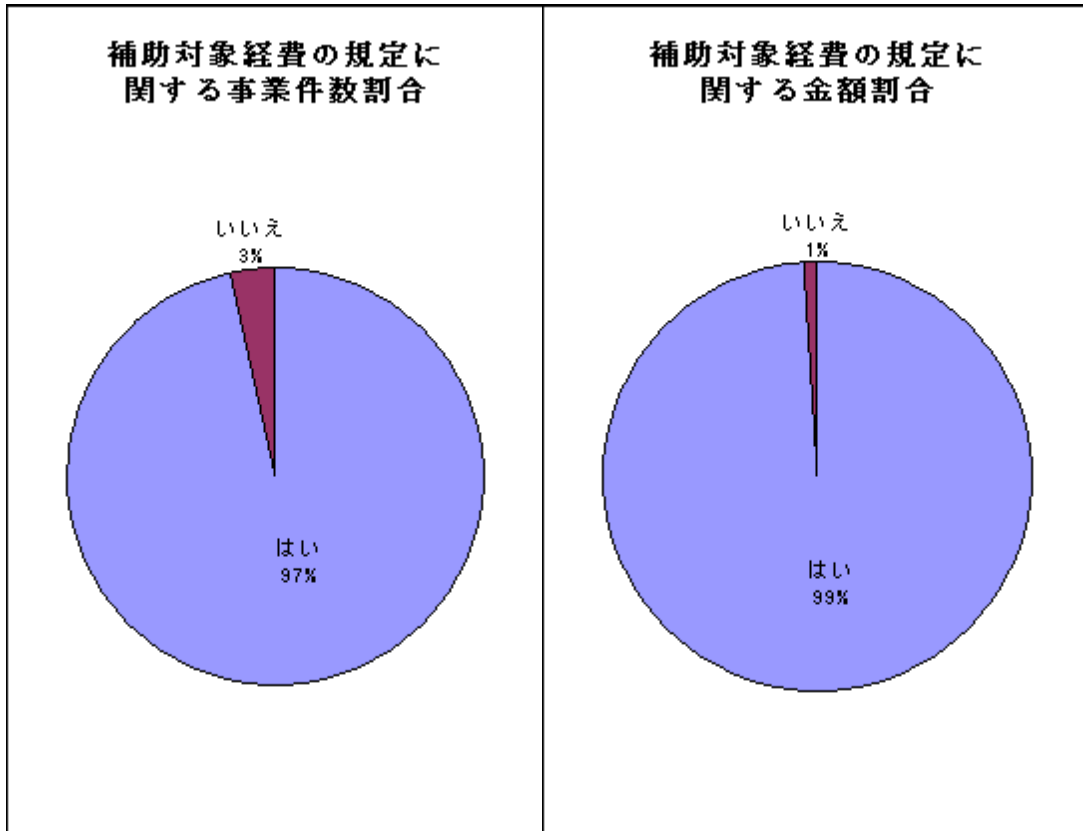
(単位：千円)

根拠	事業件数		金額		1件当たり 平均額
要綱等	183	37%	3,834,424	40%	20,953
予算措置	312	63%	5,650,967	60%	18,112
合計	495	100%	9,485,391	100%	19,162

補助金の交付は必ずしも要綱等の制定が必要であることはないが、割合的に予算措置によるものが高いとの印象を受ける。

において、根拠を要綱等としたものについて

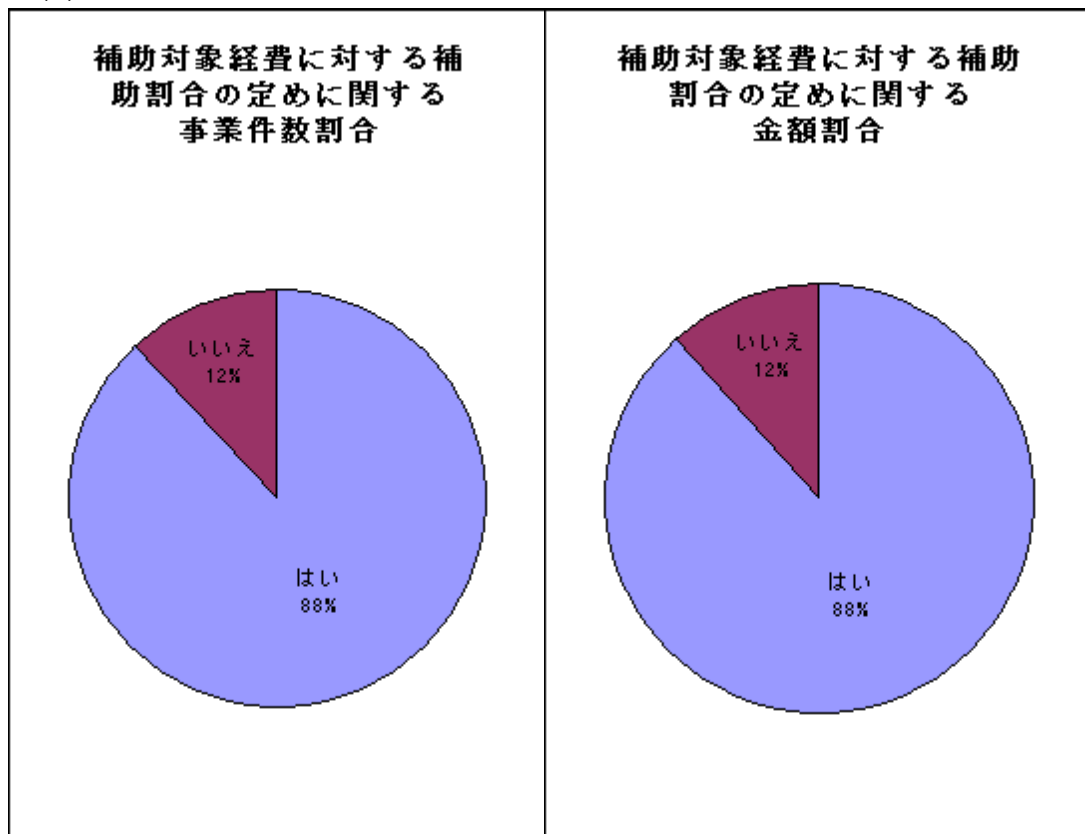
(1) 補助対象経費が定められているか



(単位:千円)

補助対象経費が定められているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	177	97%	3,799,130	99%	21,464
いいえ	6	3%	35,294	1%	5,882
合計	183	100%	3,834,424	100%	20,953

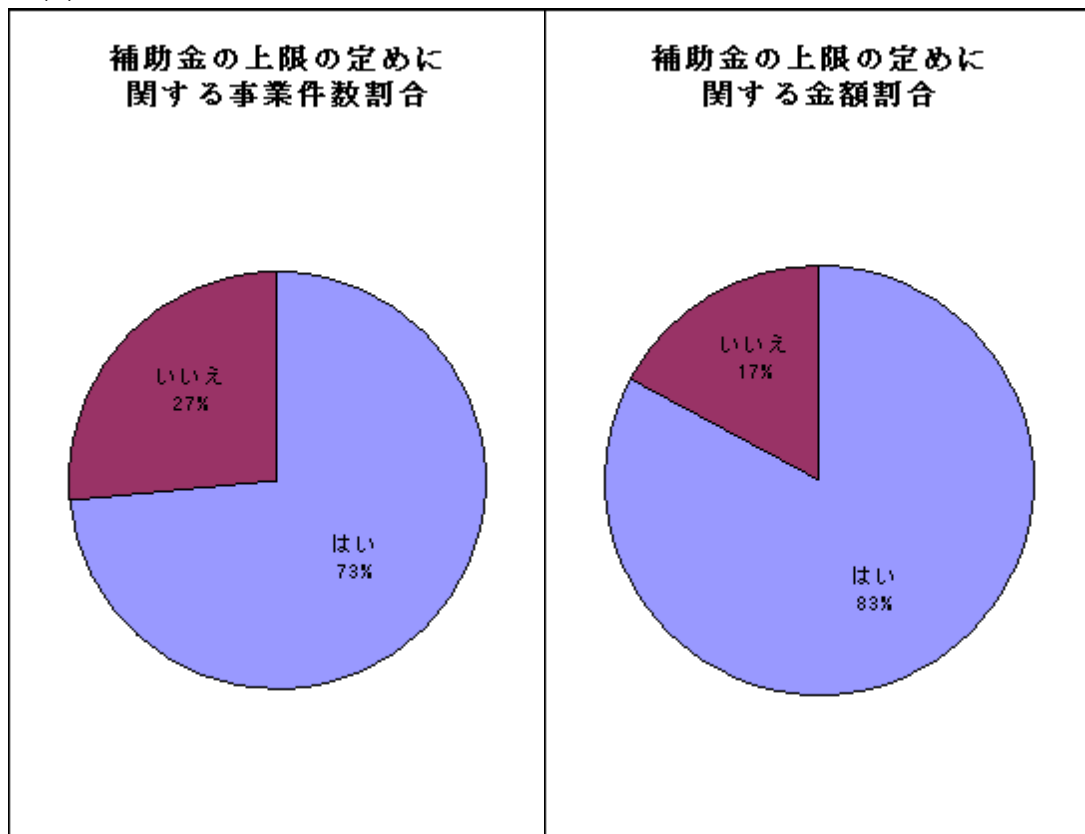
(2) 補助対象経費に対する補助割合が定められているか



(単位:千円)

補助対象経費に対する補助割合が定められているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	161	88%	3,387,791	88%	21,042
いいえ	22	12%	446,633	12%	20,301
合計	183	100%	3,834,424	100%	20,953

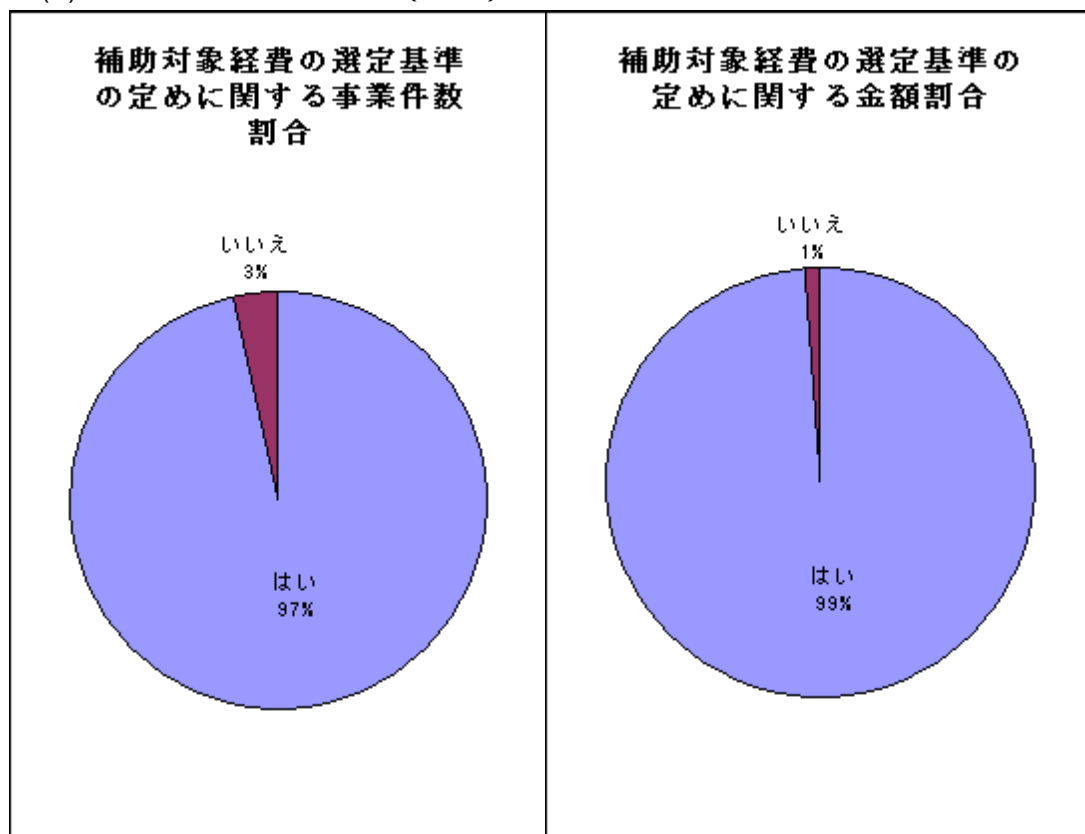
(3) 補助金の上限が定められているか



(単位:千円)

補助金の上限が定められているか	事業件数		金額		1件当たり 平均額
はい	134	72%	3,177,329	83%	23,711
いいえ	49	27%	657,095	17%	13,410
合計	183	100%	3,834,424	100%	20,953

(4) 補助対象事業の選定基準（要件）が定められているか

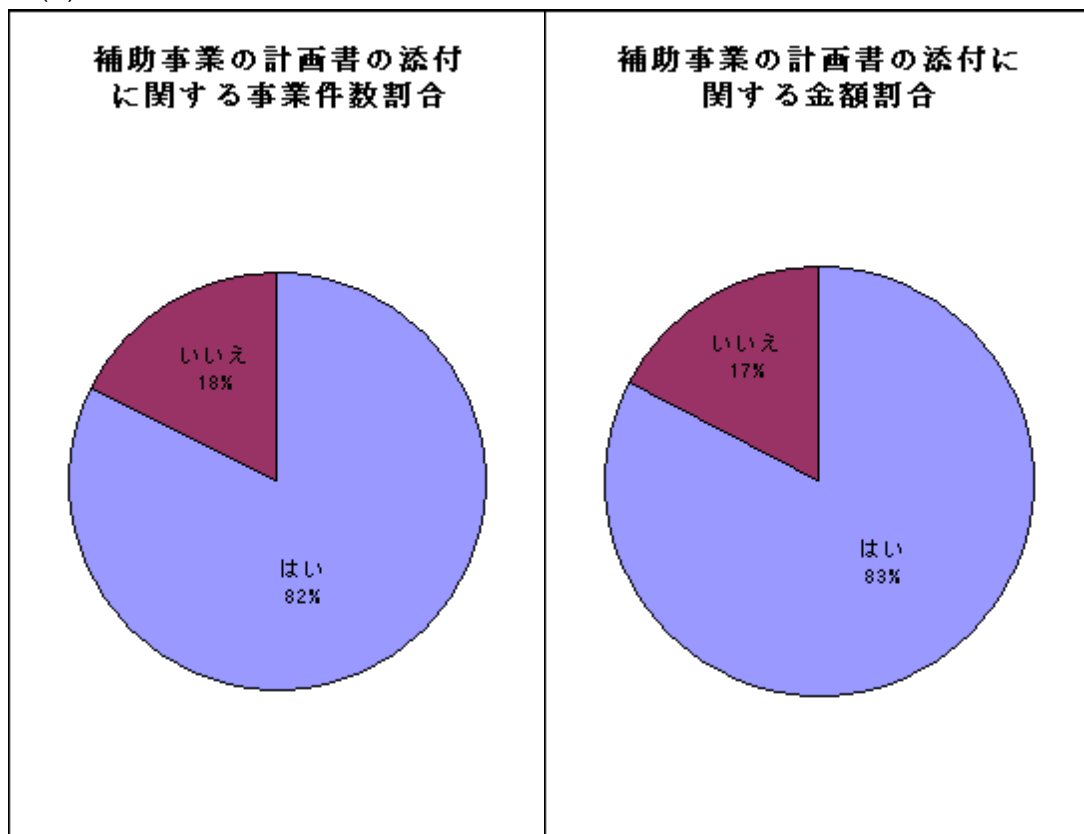


(単位:千円)

補助対象経費の選定基準(要件)が定められているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	177	97%	3,794,998	99%	21,440
いいえ	6	3%	39,426	1%	6,571
合計	183	100%	3,834,424	100%	20,953

交付申請書の添付書類の有無

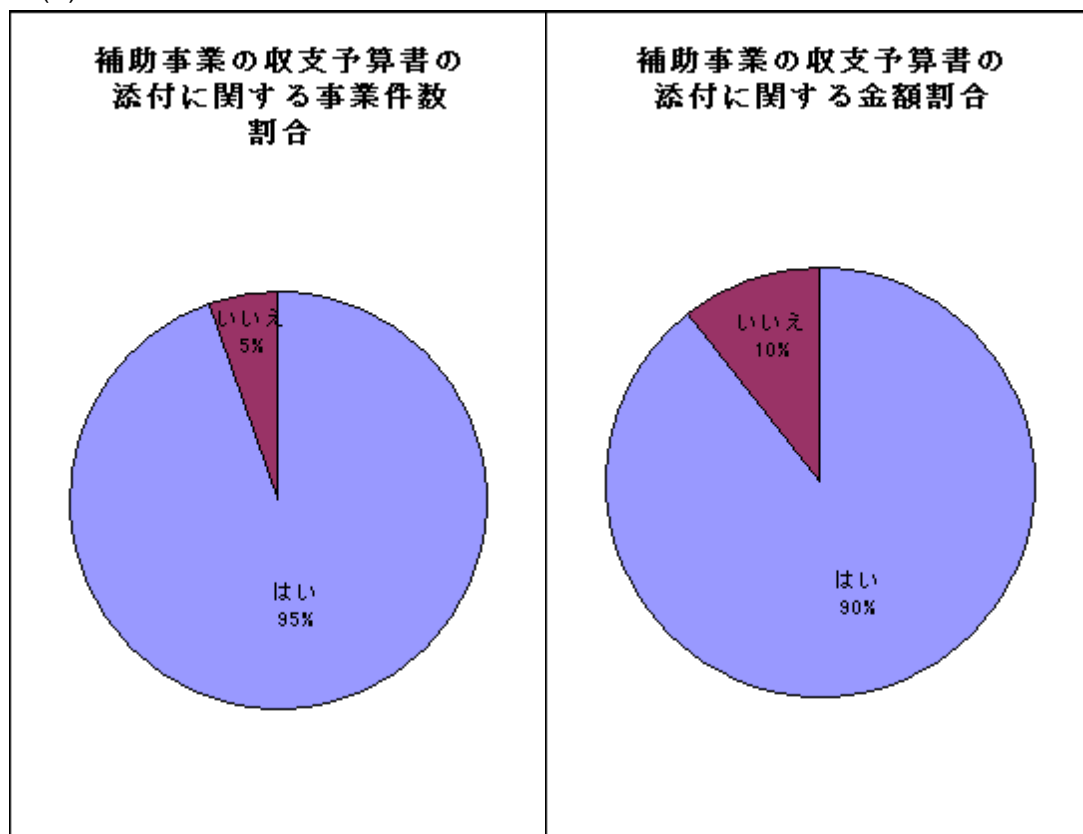
(1) 補助事業の計画書が添付されているか



(単位:千円)

補助事業の計画書が添付されているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	367	82%	6,811,558	83%	18,560
いいえ	80	18%	1,438,970	17%	17,987
小計	447	100%	8,250,528	100%	18,457
必要なし	48		1,234,863		25,726
合計	495		9,485,391		19,162

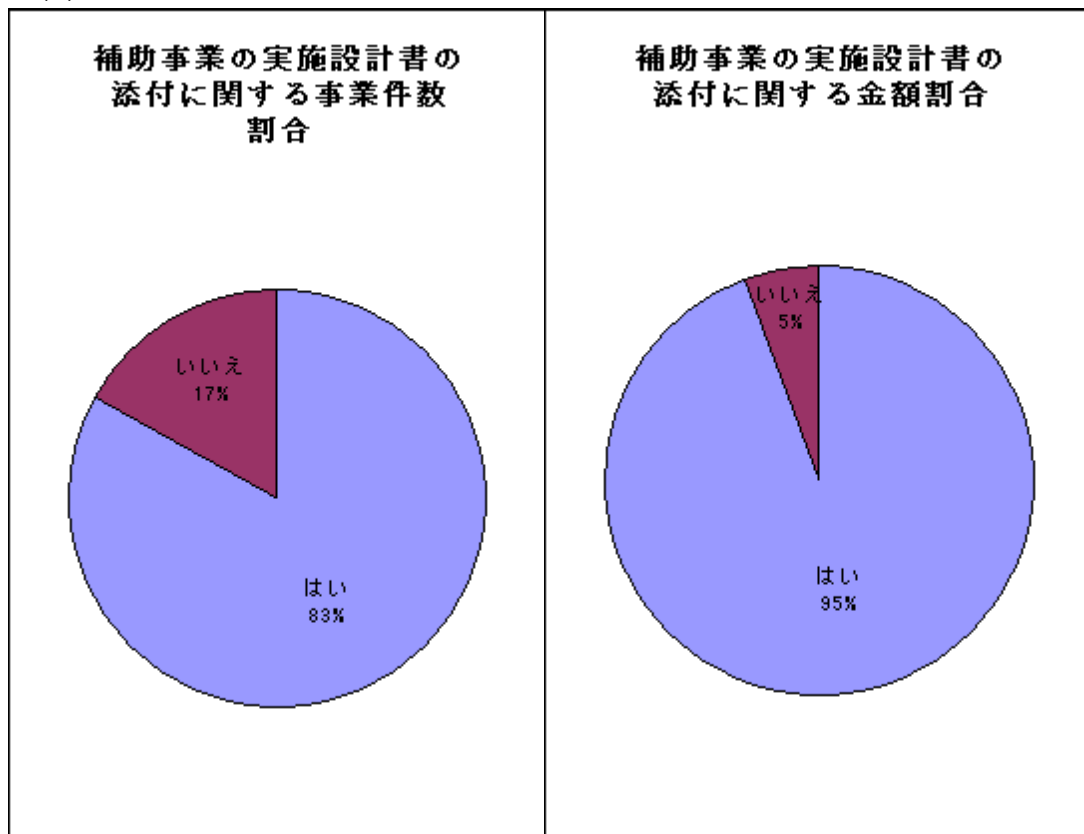
(2) 補助事業の収支予算書が添付されているか



(単位:千円)

補助事業の収支予算書が添付されているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	425	95%	7,426,626	90%	17,474
いいえ	24	5%	868,682	10%	36,195
小計	449	100%	8,295,308	100%	18,475
必要なし	46		1,190,083		25,871
合計	495		9,485,391		19,162

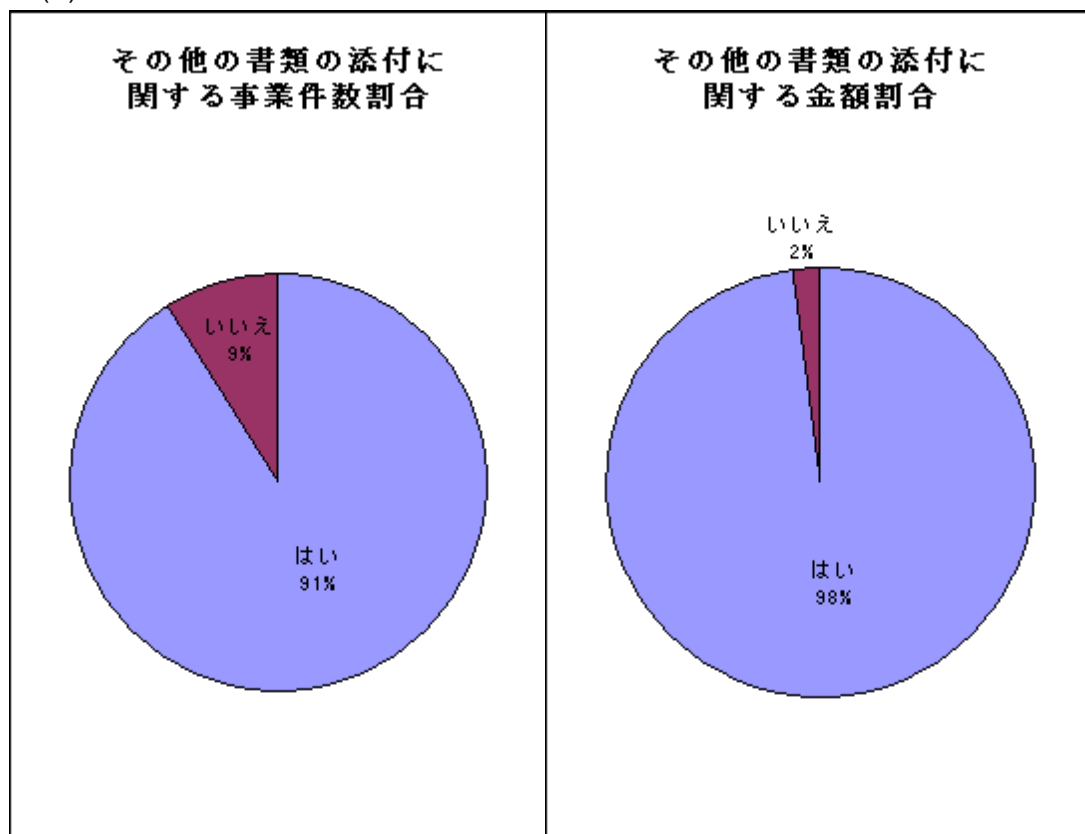
(3) 補助事業の実施設計書が添付されているか



(単位:千円)

補助事業の実施設計書が添付されているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	69	83%	2,482,097	95%	35,972
いいえ	14	17%	142,875	5%	10,205
小計	83	100%	2,624,972	100%	31,626
必要なし	412		6,860,419		16,651
合計	495		9,485,391		19,162

(4) その他の書類が添付されているか

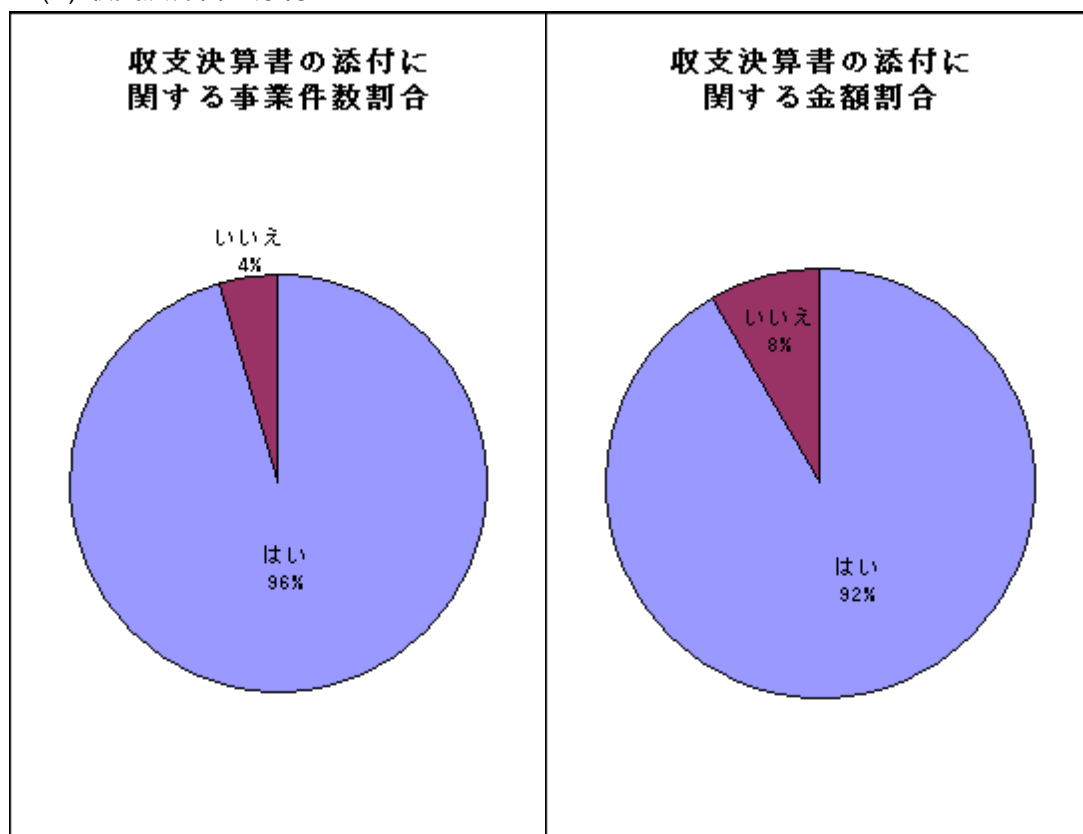


(単位:千円)

その他の書類が添付されているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	163	91%	4,780,224	98%	29,326
いいえ	16	9%	95,023	2%	5,938
小計	179	100%	4,875,247	100%	27,236
必要なし	316		4,610,144		14,589
合計	495		9,485,391		19,162

実施報告書の添付書類の有無

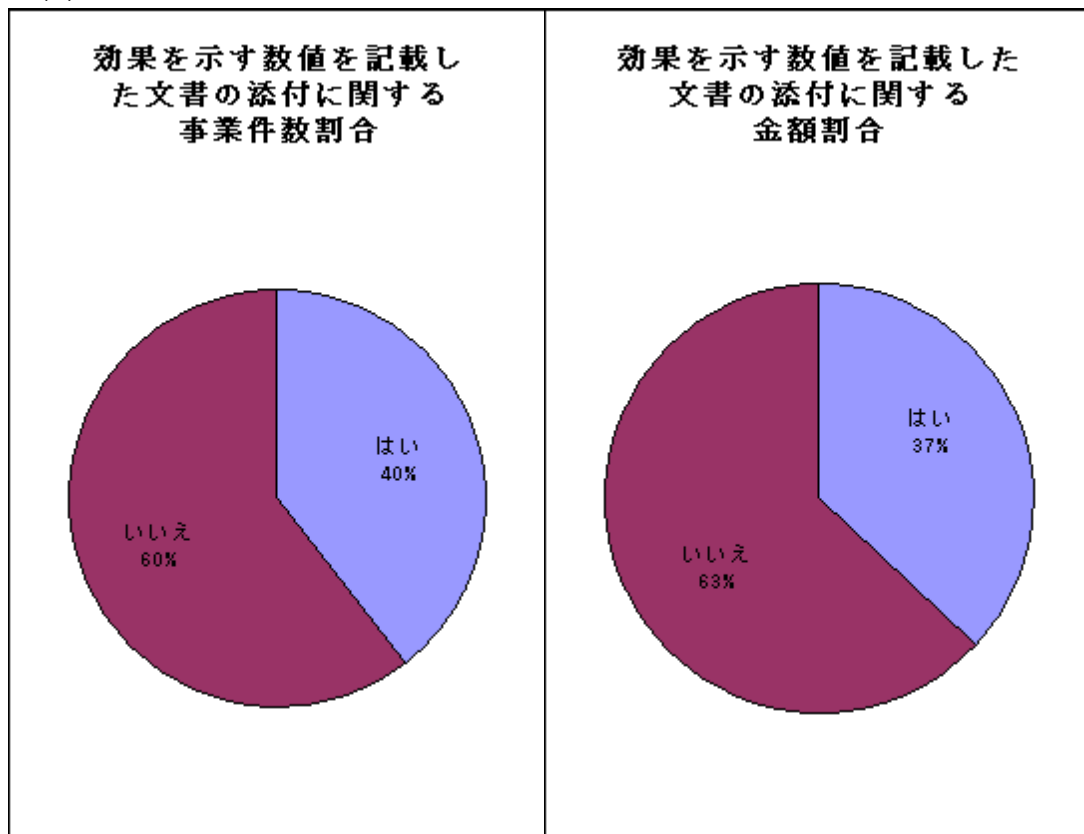
(1) 収支決算書が添付されているか



(単位:千円)

収支決算書が添付されているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	449	96%	8,231,884	92%	18,333
いいえ	21	4%	738,719	8%	35,177
小計	470	100%	8,970,603	100%	19,086
必要なし	25		514,788		20,591
合計	495		9,485,391		19,162

(2) 効果を示す数値を記載した文書が添付されているか

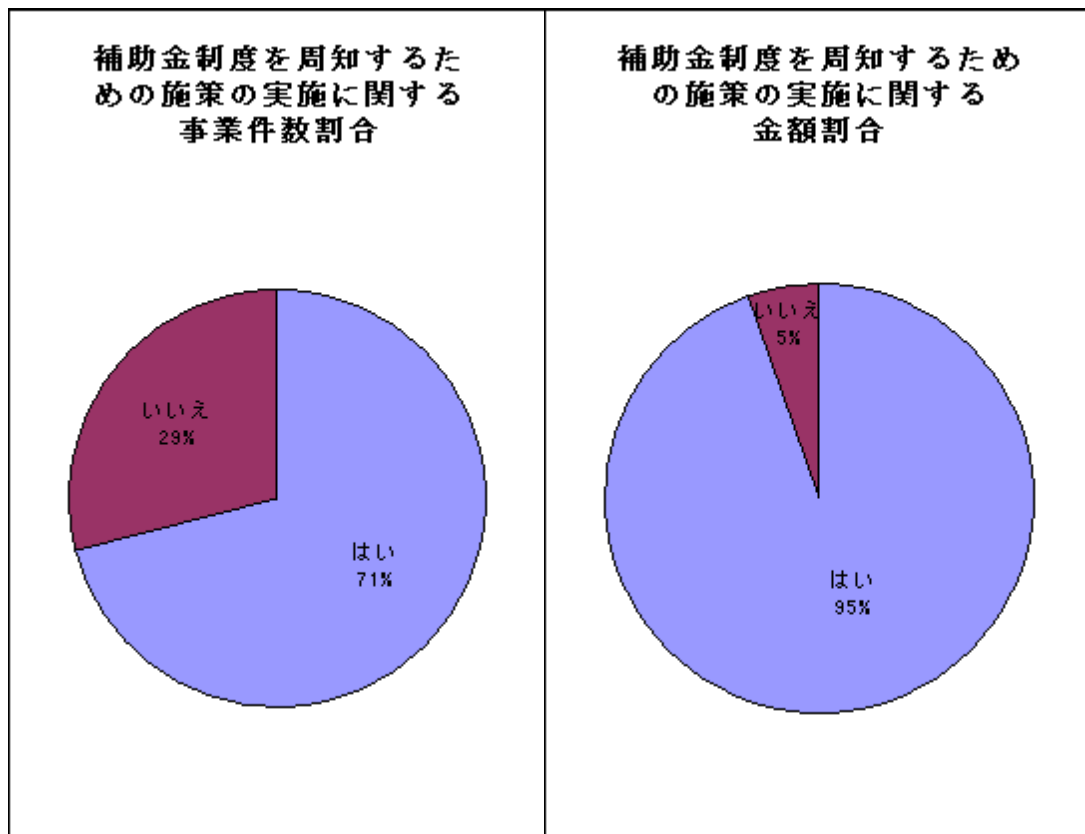


(単位:千円)

効果を示す数値を記載した文書が添付されているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	191	40%	3,479,807	37%	18,218
いいえ	292	60%	5,956,048	63%	20,397
小計	483	100%	9,435,855	100%	19,535
必要なし	12		49,536		4,128
合計	495		9,485,391		19,162

約6割について効果測定資料が入手されていない。終期設定のない運営補助については効果測定という意識はそもそも欠落しているかもしれないが、少なくとも事業補助や施設整備補助は当然に効果の測定がされていなければならないはずである。事業補助と施設整備補助の合計件数割合は68%なので上記“はい”40%は遥かに及ばない。

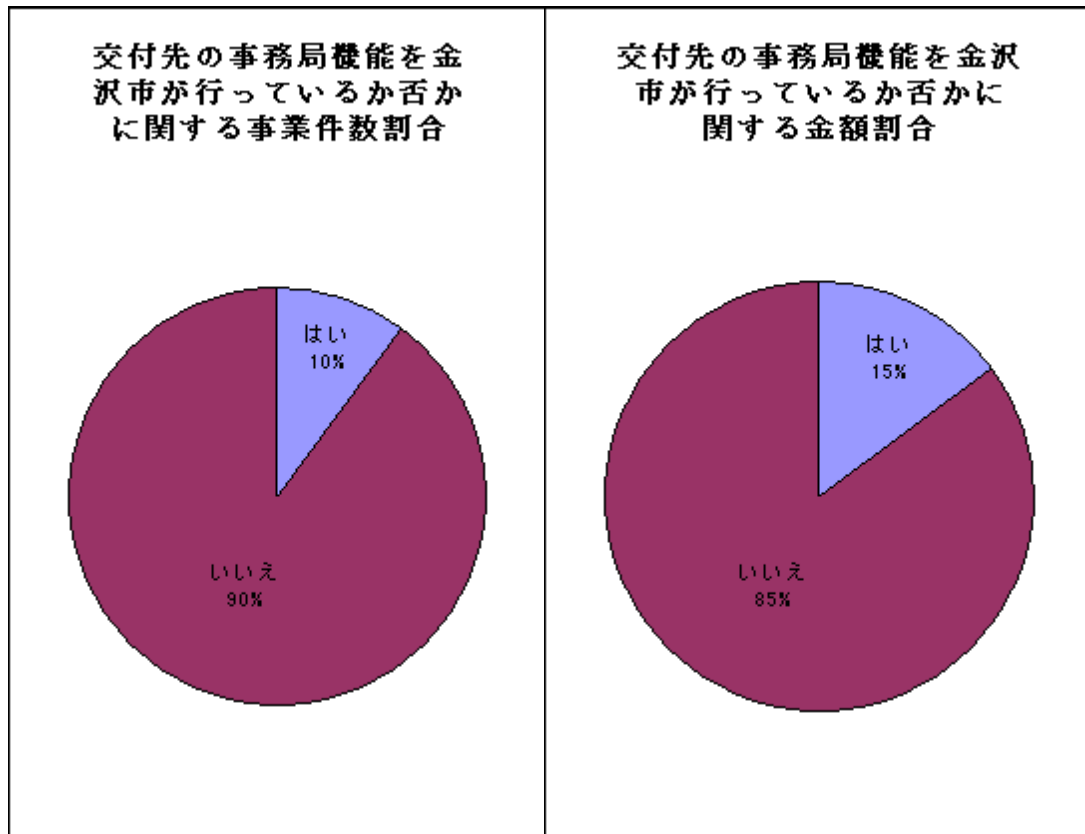
補助金制度を周知するための施策を実施しているか



(単位:千円)

補助金制度を周知するための 施策を実施しているか	事業件数		金額		1件当たり 平均額
はい	114	71%	3,427,121	95%	30,062
いいえ	47	29%	188,329	5%	4,007
小計	161	100%	3,615,450	100%	22,456
必要なし	334		5,869,941		17,574
合計	495		9,485,391		19,162

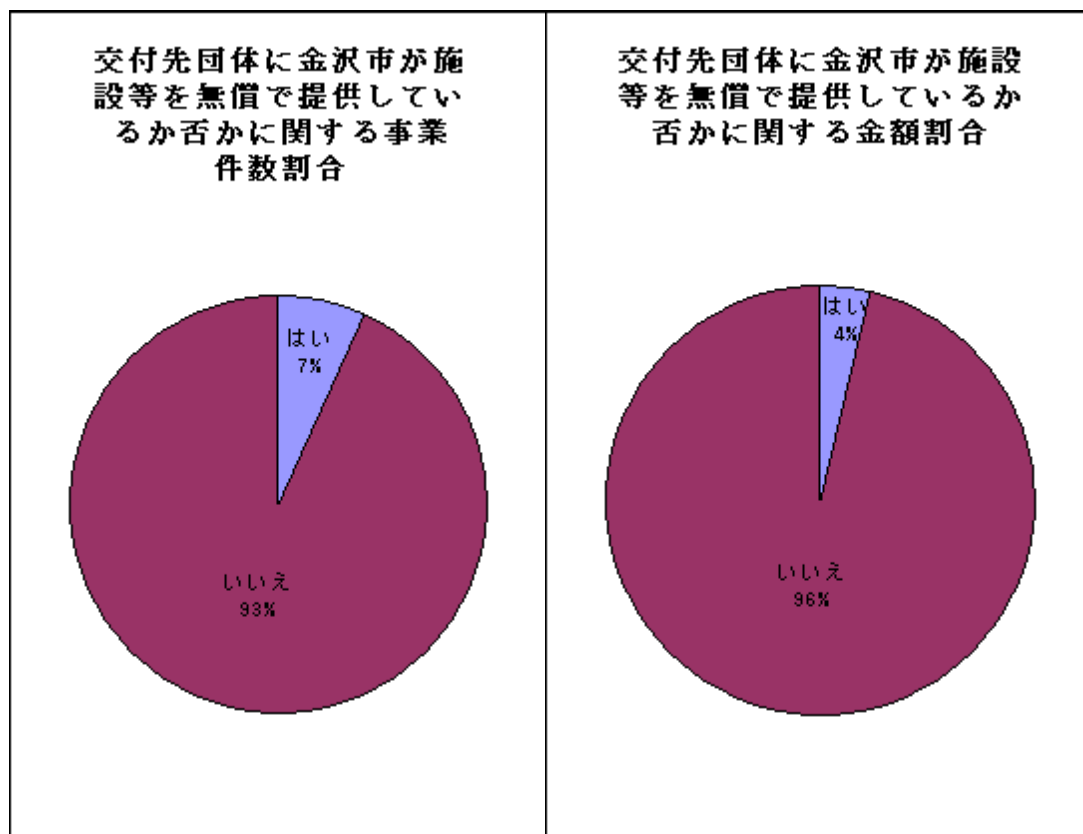
交付先の事務局機能を金沢市が行っているか



(単位：千円)

交付先の事務局機能を金沢市が行っているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	51	10%	1,434,761	15%	28,132
いいえ	444	90%	8,050,630	85%	18,132
合計	495	100%	9,485,391	100%	19,162

交付先団体に金沢市の施設等が無償で提供しているか



(単位：千円)

交付先団体に金沢市が施設等が無償で提供しているか	事業件数		金額		1件当たり平均額
はい	35	7%	372,936	4%	10,655
いいえ	460	93%	9,112,455	96%	19,809
合計	495	100%	9,485,391	100%	19,162

(3) 調査結果から見えること

以上のアンケート調査結果から、補助金が交付されるという前提で考えると交付事務の執行は適正に行われていると言えようが、補助金交付決定段階に問題点が潜んでいる。

即ち、件数的に63%もの補助金が予算措置で支出され、83%に終期が設定されておらず、70%が5年以上経過している。

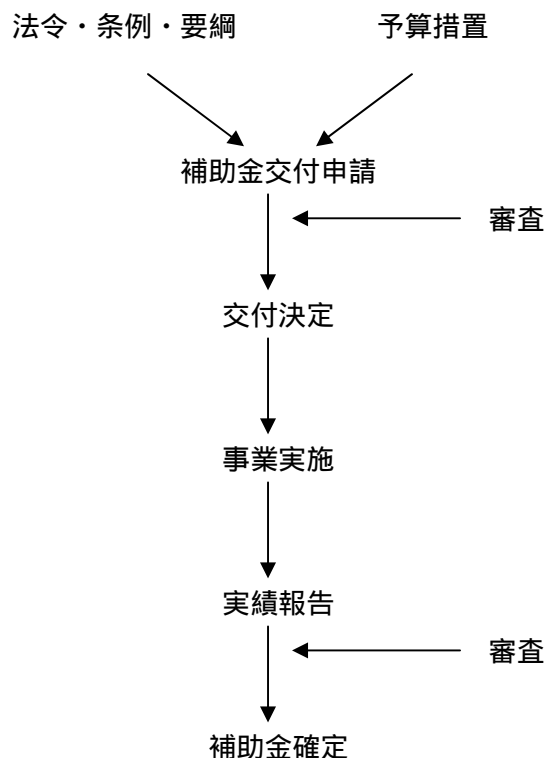
また、約60%について効果測定資料が入手されていない。

第6 監査の手法

1. 監査手続

(1) 補助金交付事務の流れと備置書類

補助金交付事務の流れ



備置書類

上記事務手続に伴い、次の書類が作成される。

- 「補助金交付申請書」
- 「同添付書類」
- 「支出負担行為伺」
- 「補助金交付決定通知書」
- 「補助事業実績報告書」
- 「同添付書類」
- 「補助金確定通知書」

この一連書類は一つのファイルとして所管課において保管される。

金沢市では、このファイルを「起案」と称している。そこで以下においてこのファイルを起案書類と表現する。起案書類は補助金交付先毎に作成されることになるので、一の補助金制度であっても交付先が100件あれば100の起案書類のファイルが存在する。

(2) 監査の対象とした補助事業

補助事業の数が約500件と多数であったため、全体像を把握するため全件のアンケート調査を行った。その内容と結果は前述の通りである。

個別の補助事業については、17年度当初予算にて補助金額1,000万円超の案件を対象とした。但し次のものについては除外した。

国等の施策によるもの
 極めて常識的な行政負担であると考えられるもの
 過年度における債務負担行為の結果として存続しているもの
 過年度の外部監査において十分な検証がなされているもの
 また、1,000万円以下の案件のうち、市民の関心が高いと考えられる14件を選定した。

これをまとめると次の通りとなる。

補助事業に係る補助金（金額は決算額）

区 分	件 数	金額（千円）
1,000万円超補助事業	100	8,217,154
監査対象から除外	27	2,719,583
差引監査対象	73	5,497,571
監査対象割合（％）	73.0	66.9

1,000万円以下補助事業	395	1,268,237
監査対象	14	36,127
監査対象割合（％）	3.5	2.8

合 計

補助金総額	495	9,485,391
監査対象	87	5,533,698
監査対象割合（％）	17.5	58.3

（３）監査手続

個別補助金の検証手続は、原則として起案書類の査閲と所管課へのヒアリングとした。必要があれば現地確認等を併せ実施した。

起案書類の査閲においては、

「金沢市補助金交付事務取扱規則」に沿って必要書類が作成・入手・保存されているかどうか

審査の状況及び結果が文書において明記されているか

会計処理は適切か

等について吟味することとしたが、こうした書類の保存・管理状況は十分満足のゆくものであった。

しかし、これだけでは当該補助金の内容を把握することはできず、所管課へのヒアリングが是非とも必要であろうと予想されたので予めヒアリングのための

チェックシートを準備し、これに基づいてヒアリングを行った。

監査要点は次のとおりとした。

公益上の必要性を説明できるか。

補助金の申請から交付に至る手続は「金沢市補助金交付事務取扱規則」に沿っているか。

補助金額の算定方法は適切か。

概算払や前金払をする場合には交付時期は適切か。

補助事業の実績報告は適切か、また、補助対象は適切か。

補助事業の効果測定が適切に行われているか。

補助事業者への指導・監督が適切に行われているか。

当該補助金制度についての情報開示が適切に行われているか。

最後に再度、当該補助金の必要性について検討する。

以上の監査要点に基づき、55項目から成るチェックシートに従ってヒアリングを行った。

55個のチェック項目は、これら監査要点を検証するための事項であるが、その内特に意識して質問等した点は次の通りである。

公益上の必要性について

- ・公益性についての説明ができるか
- ・廃止・縮減した場合に失われる公益の説明ができるか
- ・市が関与することは妥当か
- ・繰越金、剰余金が多額でないか
- ・少額補助金ではないか

見直し等について

- ・終期、見直し期間が設定されているか
- ・長期継続により形骸化、既得権化していないか

効果の測定について

- ・補助金交付による効果の測定を行っているか
- ・その結果を公表することができるか
- ・費用対効果は適切か

等である。

こうした質問を通して現行補助金の実態とそこに抱えている問題点を洗い出そうとした。

ただ、ここで強調すべきは、補助金の交付者である市と補助金の交付を受ける補助事業者の双方が「補助金」をどう考えているかという点について実証的解答を導き出すことが是非とも必要であるということである。

以下に個別の補助事業を検討した結果を記載する。

第7 個別の補助金の検討

1. 公益上の必要性、即ち公益性或いは必要性に疑義があるもの

(1) 競馬関連団体補助金

所 管	産業局	農林総務課	
補 助 目 的	金沢競馬の公正確保と健全な発展		
概 要	馬主、調教師、騎手及び厩務員等競馬関係者の福利厚生等の補助		
交 付 先	石川県馬主協会 他 13件		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	市単独	
根拠条例等	石川県競馬事業運営補助金交付要領		
算定方法等	石川県が決定した補助総額を、石川県と金沢市の主催日数で按分する		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	360,689	352,546	269,452
補助対象経費	360,689	352,546	269,452
補助金額	17,326	16,150	8,277
国、県からの補助金額	103,954	92,610	53,119
補助開始時期	昭和38年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

金沢競馬の存続には収支の改善が不可欠であるが、それが困難であれば廃止すべきである。

この補助金を支出する目的は、金沢競馬の公正確保と健全な発展を促すことにある。公営競馬は、本来刑法第186条で禁止されている賭博行為を、競馬法第1条により都道府県及び指定市町村に限定して許可されているものであり、公正を確保するため、同法第5章で多くの罰則を規定している。従って、馬主等の競馬関係者の良好な環境を維持するために補助金を交付することは金沢競馬の公正確保と健全な発展に寄与するものといえる。

しかし、金沢競馬は平成10年以降現在まで赤字が続いており、また、同年より市の一般会計への繰出金もゼロとなっており、金沢競馬の存廃自体が問われている現状にある。

現状において当該赤字は、過去の金沢競馬の収益金の積み立てである、金沢市営地方競馬事業益金積立基金(以下、基金)を取り崩して補填している。本件補助金も金沢競馬からの収益金が財源となっていることから、赤字を補填する財源が市の一般会計を

侵食していないとも言えよう。

しかし、競馬事業が容認される根拠は地方財政への寄与という一点にあり、これを充たさない現状は公益性の説明が出来ない状態である。従って本件補助金も同様である。

市の一般会計に役立てるための財源を生み出していない金沢競馬事業に関して補助金を支出することは、本来の目的を逸していると考えられる。更に、基金も本来の目的からすれば、市の一般会計に繰り出されるべきであり、この意味からすれば市の一般会計に何ら影響を与えていないとは言い切れない。この関係は次の構図となっている。

事業費 (うち、補助金)	事業収益
	損失(基金取崩額)

また、平成10年度以降の競馬事業の損失額、基金預け入れによる受入利子等、基金取崩額及び基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	事業損失額	基金利子等	基金取崩額	基金残高
10	22,382	2,232	-	835,843
11	100,539	837	52,402	784,278
12	110,985	333	110,985	673,626
13	68,187	91	68,187	605,530
14	71,790	8	71,790	533,748
15	101,296	45	101,296	432,497
16	93,743	38	93,743	338,792
17	19,201	51	19,201	319,642

平成10年度の事業損失額の全額及び平成11年度の事業損失額の一部は、過去の事業収益金の内部留保額で賄われている。

平成17年度については、他の地方競馬との提携等による収益の改善及び開催日数の減少によるコスト削減により、赤字額は大幅に減少しているものの、赤字体質の改善にまでは至っていない。

金沢競馬の存廃について、平成18年12月に金沢競馬検討委員会より、「金沢競馬のあり方に関する最終的なとりまとめ」が公表されている。当報告において同委員会は、金沢競馬の概況、現状と課題または経営改善に向けた今後の取り組み等を述べたうえで、以下のように提言している。

- ・ 競馬事業は、「地方財政への寄与」を目的とする収益事業であることは議論の余地のないところであり、収支均衡に止まらず、黒字化が大前提となる。
- ・ 経営改善のための振興策等を進めるにあたっては、「基金」の一部を活用することも考えられるが、その場合には、将来、仮に、やむなく廃止を決断せざるを得なくなった場合に必要になると考えられるすべての経費を含めた形での活用スキームを作成し、その許される範囲内において、優先度の高いものから順に取り組むことが必要である。
- ・ 経営改善計画の作成を前提に、その努力の成果を見定めるには、3年程度の期間が必要と考えられることから、当該計画の期限は平成21年度末とすることが適当である。よって、3年間の具体的な経営改善計画を策定し、定期的にその達成状況について点検を行い、その結果を県民・市民に公表すべきである。
- ・ 期限までの目標達成が困難と見込まれ、将来にわたっても明るい見通しが立たないと判断される場合には、速やかに競馬事業を廃止すべきである。なお、社会経済情勢の変化等により経営状態がさらに悪化し、事業の継続が困難な状況に陥れば、期限に至らずとも、速やかに一定の判断をすべきである。

上記提言は極めて当を得たものであり、異論はない。

問題は、収支改善が現実に可能かという点にある。平成17年度における赤字額的大幅縮小は 開催規模縮小（平成16年度は年間15日開催であったが、17年度は12日開催） 岩手競馬との連携拡大 開催曜日の変更、等の施策の効果と言えよう。

平成18年度は、 投票業務の民間委託開始 岩手競馬との連携拡大 ソフトバンクとの提携、平成19年度には 東海地区との連携 楽天との連携 職員削減、が計画されている。こうした振興策を進め、平成20年度の黒字化を目指している。

収支の改善により、再び財政への寄与が可能となれば公益性を充たすことになるが、平成21年度までにこれができなければ金沢競馬は廃止すべきである。

(2)金福ゆかりの集い助成費

所 管	都市政策局	圏域交流課	
補 助 目 的	古くから交流のある金沢市と南砺市の交流イベントを開催し、両市の人材の交流と情報の交流の場を提供する。		
概 要	年1回、住民交流イベントを開催。		
交 付 先	金福ゆかりの集い実行委員会		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	5,373	4,902	4,681
補助対象経費	5,373	4,902	4,681
補 助 金 額	1,500	1,500	1,500
補助開始時期	平成3年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

長期に亘り継続されてきた、こうしたイベントへの補助については補助事業の内容を見直すか、或いは廃止・縮減を検討すべきである。

この事業は、古くから交流のある金沢市と南砺市の住民や観光業界をはじめ経済界、民間諸団体、行政、議会など幅広い分野の関係者が一堂に集い、情報交換や相互交流を行うことにより両市の人的ネットワークの構築を目的とするものである。同時に両市の魅力発信を進め、北陸新幹線の開業や広域高速道路網の整備を見据えた、首都圏や中京圏からの集客向上等に向けた圏域としての基盤づくりや、交流人口の拡大を進め両市が共有する歴史・文化や伝統を認識するために交流イベントを開催することに対し補助しているものである。

両市にゆかりの深い民間機関や商工団体等で組織する実行委員会が中心となり、平成4年に開始されて以降14年が経過し、毎年略同様のイベントが行われてきた。当初は福光町(南砺市の前身)からの交流事業の動きかけに金沢市が応じた形でスタートしたものである。平成17年度は両市の市民、行政、議会関係者の総勢353名が参加して金沢市内のホテルで住民交流イベントを実施した。また、会場では両市の物産や観光を紹介するとともに、伝統芸能の発表など互いの認識を深めるための交流の場をもった。

この収支決算書は次のとおりである。

(単位：千円)

支出の部		収入の部	
イベント開催費	4,666	前期繰越	22
次期繰越	14	参加者会費等	1,658
		金沢市補助金	1,500
		南砺市委託料	1,500
合計	4,680	合計	4,680

参加者、金沢市、南砺市が夫々概ね 1/3 ずつを負担したことになる。南砺市は委託料となっていることから本事業への思い入れは強いと思われる。

今日、住民の生活圏や行動範囲は大きく拡大してきており、行政が敢えて交流の場を提供せずとも民間の交流は盛んであり年 1 回のイベントを行う意義は薄くなっていると考えられる。しかし、かといってこうした近隣自治体の交流が不要というわけではない。これからの地方の枠組みは市町村といった行政単位の枠組みで考えるべきではなく、もっと広い圏域を経済、文化、或いは観光といった機能的側面で捉えてゆかなければならない。

そうした意味での近隣自治体が市民を巻き込んで行う交流事業は重要である。

しかしながら、本件の場合に問題となるのは、こうしたイベントを行った結果得られる効果を具体的な形や即効性のある成果として説明できない点にある。確かに交流の場において今後のビジョンが語られ、それが実現に結びついてゆくといった事実はあるかもしれないが、そうだとした場合でもこうしたイベントの開催が必要かということについては疑問である。

実績報告書に記載された効果の説明は次のとおりである。

『古くから交流のある金沢市と南砺市の交流イベントとして継続開催することにより、金沢市と南砺市の人材の交流と情報の交流を生み出し、ネットワークづくりの推進に寄与することができた。』

今日では人材の交流や情報の交流に行政が関与しなくても民間の交流は必要とするところで行われていると認識するのが正しいのではないだろうか。

従って、交流事業を行うこと自体に異論はないが、事業の発足当初にイベント等を行って基盤づくりをすることが必要だとしても、14年間も続いた現在、このようなイベントではなく、一般市民の目に見え易く事業効果を説明できる方法を工夫すべきである。

(3)観光事業各種団体助成費

所 管	産業局	観光交流課	
補 助 目 的	金沢市旅館ホテル協同組合を運営し、宿泊客の増加およびその利便の増大を図ると共に地域経済の活性化等に寄与する。		
概 要	金沢市旅館ホテル協同組合の運営費を補助		
交 付 先	金沢市旅館ホテル協同組合		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	5,204	4,426	5,422
補助対象経費	5,204	4,426	5,422
補 助 金 額	1,510	1,500	3,980
補助開始時期	昭和63年度以前		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

補助金交付団体としての適性が薄れている。

金沢市にとって観光の分野は主要な産業であると言えよう。その一翼を担う団体が行う事業に財政的援助をし、金沢市の観光施策の実現に協働してもらうことが本来の目的と考えられる。この補助事業のスタート当初はそうした目的意識があり、また意義もあったと推定される。

補助事業者である金沢市旅館ホテル協同組合は金沢市の旅館ホテル約40軒が加入する組織である。しかし今日、都会の大手資本のホテル等の参入が急増しておりその多くは当組合に加入していない。その結果、業界に占める当組合のウエイトは50%に届かない状況となっており、部屋数など規模を指標とすればかなり低い割合であろう。

当補助金は運営費補助であり、その対象は事務局長の人件費である。人件費の年間150万円を超える部分を補助している。そしてこの事務局長には市のOBが起用されている。

こうした団体の事務局長等に市のOBを起用することは、例えば市の観光政策に精通した人材の存在は協働関係を円滑に進めることができる等の効果も考えられるので一概に否定すべきでもない。

しかし、この補助金については金沢市の観光政策における位置づけが見えてこない。即ち、補助金交付による効果の説明ができていない。また観光客の増加が経済の活性化に繋がり、その意味において公益性があるとしても、この団体、その運営に税金を投入する必要性は薄らいていると思われる。業界の構造変化に伴い、より効果的な歳出を考える上で当補助金は終期設定の上、縮減・廃止を検討すべきである。

(4)商店街振興イベント事業費補助

所 管	産業局	商業振興課	
補 助 目 的	地域の住民や来街者が参加できるイベントを開催することにより、商店街の集客力の向上を図るとともに、地域に密着した商店街づくりを推進し、商店街の活性化を図る。		
概 要	商店街が開催するイベントの費用の一部を補助するもの		
交 付 先	野町弥生地区商店街連盟 他 16 件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢市商店街活性化推進事業補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	対象経費の 3 分の 1 以内 (上限 100 万円)		
金 額 (千 円)	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
総 事 業 費	72,580	64,037	56,493
補助対象経費	72,580	64,037	56,493
補 助 金 額	22,040	20,320	18,150
補助開始時期	昭和 62 年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果 (指摘事項)

補助金が固定化しており補助目的の達成可能性に疑問がある。

当該補助金は開始から 20 年近くが経過している。地域の商店街が活力を失っていく現状を見ると、当該補助金の単純な継続が補助目的の達成に有用であるとは言い難い。イベント開催時には確かに人が集まるようではあるが、継続して商店街を訪れる人が増えなければ商店街は活性化せず、補助目的は達成し得ない。

短期的視点から言えば、補助対象を限定した上で補助割合を増加し、より効果的なイベントの発案を促すような試みが求められるであろう。しかし長期的視点に立つと、商店街ごとの特性に合わせた異なる政策が求められるはずである。当該補助事業の趣旨は単純で分かりやすいため、行政側も商店街側も継続し易いものである。しかし、長期的視点を踏まえて再考すべき時期がもう来ていると考える。

2. 財政的支援の必要性に疑義があるもの

(1) 金沢子ども科学財団運営費補助

所 管	教育委員会	学校指導課	
補 助 目 的	小・中学生の課外における科学的活動などを支援するとともに、その普及・発展に努める。		
概 要	科学教室、おもしろ実験教室、なぜなぜディベートサロン、などの教育事業、科学研究作品展、子ども大学科学講座、ワークショップなどの普及啓発活動などに対する事業補助。		
交 付 先	財団法人 金沢子ども科学財団 1件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	運営費全額から収入分を除いた全額補助。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	43,038	42,205	43,739
補助対象経費	43,038	42,205	43,739
補 助 金 額	40,302	39,450	40,757
補助開始時期	平成13年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリング、金沢子ども科学財団の決算書類の査閲を実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

財団の財政状況からみて、市からの財政的支援の軽減を検討すべきである。

本件補助金の交付先である財団法人金沢子ども科学財団は、①全額市が出資した財団であり、②運営費はほとんど市の補助金を利用しており、③市の職員も出向して、理事会には市の職員も参加しており、④指導員には市立の小中学校の教師がボランティアとして多く参加している上、⑤財団の活動の一部は市立の小中学校で行われている。更に財団は、⑥市が所有する西町教育研修館内にあり、共益費は負担しているが、賃料については減免の措置がとられるなど、財政面をはじめ多くの面で市からの支援を受けている財団である。

そして、本件財団の主たる事業の一つである科学教室は、現在、本件財団がその事業の一部を委託しているが、この教室はそもそも小学校教員の自主的な課外活動を市が支援してきた歴史的経緯もあり、市が直接各教室を支援して事業を行うことも可能である。

さらに、本件財団は261百万円の正味財産を有する。そのうち230百万円は設立当初の金沢市からの出捐金であり、財団法人であるからにはこの運用益を活動財源とすることが予定されているのであり、そのこと自体に何ら問題はない。しかし、運用益がほとんど期待できない現在、財団の運営費(参加収入で補填される部分を除く)は全額補助

金で賄われていることからすると、こうした出捐金を温存しなければならない意味は失われている。

以上からして、市としては、本件財団の運営費に対し、市からの財政的支援を出来る限り軽減していく必要がある。

(2) 金沢商工会議所小規模事業費補助

所 管	産業局	商業振興課	
補 助 目 的	中小企業相談所を開設し、小規模企業に対する金融、税務、経営指導等を行い、小規模企業の経営基盤の安定並びに事業の円滑化を目的とする		
概 要	中小企業の経営指導等に要する経費を補助するために、金沢商工会議所に対して支出している。		
交 付 先	金沢商工会議所		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	2年前の県補助金決算額の10%		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	255,621	240,982	240,863
補助対象経費	255,621	240,982	240,863
補 助 金 額	17,000	16,900	17,000
国、県からの補助金額	170,343	167,767	165,896
補助開始時期	昭和39年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

金沢商工会議所全体では大幅な収支黒字であり、補助金の必要性を再検討すべきである。

金沢商工会議所全体は5会計(一般会計、中小企業相談所会計、会館会計、法定台帳会計、共済事業会計)に区分されているが、補助金の対象となっているのは中小企業相談所会計である。平成17年度の決算数値によると、中小企業相談所会計は補助金を受け入れた結果、収支は均衡しているが、それ以外の4会計はすべて収支が黒字であり、その黒字総額は約1億円である。

金沢商工会議所の行う事業内容は地元産業界に大きく貢献していることは高く評価するものではあるが、かといってその運営費の一部に市税が投入されることを直ちに問題なしとすべきものでもない。中小企業の経営改善は結果的に市全体に好影響を与えることになるので行政としても積極的に支援すべきであるが、現在の金沢商工会議所全体

の決算内容からすると直ちに市税を投入すべきという状況ではないと思われる。あらゆる分野において市民が自力で運営できる部分はそうすべきであり、その公益性があるからといって、とにかく補助金を交付し続けるという発想は見直すべきである。

(3) 意見

補助対象を明確化し、市単独補助金としての算定方法や効果測定が必要である。

当補助金は2年前の県の補助金を基準としてその10%を市が毎年補助している。形式上は市単独の補助金だが、補助金交付の決定をしている主体は県であり市はそれに追随しているものであると思われる。

補助事業実績報告書によると当該事業の総支出は約2億4千万円であり、そのうち約1億8千万円が金沢商工会議所の役職員の人件費である。県と市の補助金の合計額は、この人件費総額に相当する金額に設定されている。補助目的に掲げられている小規模企業に対する金融、税務、経営指導等に直接的に必要とされる外部支出経費は残りの約8千万円ということになる。現在の市の補助金交付方法は、実質的に審査や効果測定がなく県に追随しているものであり、再考の余地がある。例えば、補助目的に適合する直接事業費の一定割合を補助するような方式を採用することが考えられる。

(3)国際化促進基盤強化助成費

所 管	産業局	工業振興課	
補 助 目 的	グローバル化・ボーダレス化の進む世界の現状に鑑み、輸出入市場の確保等安定した業界振興を模索するために現地視察団を派遣する事業に対し補助するもの。		
概 要	石川県、金沢市が夫々補助、金沢市は石川県の1/2を補助		
交 付 先	社団法人 石川県鉄工機電協会		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	7,007	10,253	14,672
補助対象経費	7,007	10,253	14,672
補 助 金 額	900	800	760
国、県からの補助金額	1,800	1,600	1,530
補助開始時期	昭和63年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

財政的支援が必要とは考えにくい。

当協会は昭和37年に設立された、会員企業760社余40組合で構成され、上場企業を始め多くの、主として製造業が加入する県内最有力経済団体の一つである。その事業内容も多彩であり、昨今の県内企業の国際化に伴う当該事業も時宜を得たものであり、こうした有力経済団体の行う有意義な事業に対し県や市がある程度の補助を行うこと自体は決して否定されるものではないと考える。

しかし、当該事業に対し市が補助を行わなければ事業が成就しないかという決してそうではないと思われる。平成17年度では総事業費14,672千円に対する補助額は760千円と5.2%にしかならない。また、従来より定額の補助金であったのが、県のシーリングに伴い最近では毎年減額となっており、今後も金額、率ともに減少が予想される。

異論はあろうが、財政的事情から補助金を見直そうという一面で補助金改革が求められる今日、こうした十分に自立していると考えられる団体に対する低率の補助金の在り方は見直されるべきと考える。

(4)文化事業助成費

所 管	都市政策局	文化財保護課	
補 助 目 的	県内の考古学研究者の埋蔵文化財に関する研究及び調査記録の集成を図る。		
概 要	石川県考古学研究会会誌刊行事業補助		
交 付 先	石川考古学研究会		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	1,713	1,767	1,683
補助対象経費	1,713	1,767	1,683
補 助 金 額	100	100	100
国、県からの補助金額	200	200	190
補助開始時期	昭和53年度以前		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

この補助金は、石川県考古学研究会が年1回発刊する研究成果発表のための会誌の刊行に県と市が補助しているものである。

会誌の内容は学術的にも価値があるものと思われ、その意味においては県や市がその発刊を助成することに公益性を見出すことはできる。また、こうした文化事業に対しては他の部局にも幾つかの例があり、市としては交付要綱こそ定めてはいないものの要望があれば前向きに検討し予算措置で対応してきている。従って、特にこの事業団体だけを優遇している訳ではないことは理解できる。

「補助事業実績報告書」に添付されている「収支決算書」は次のとおりである。

(単位：千円)

支 出		収 入	
会誌印刷費	850	金沢市補助金	100
事務費、役務費等	833	石川県補助金	190
		会費等	1,393
合 計	1,683	合 計	1,683

県と市における補助金分担の役割を再検討すべきである。

会誌の内容は遺跡等の調査が主であり、その性格上対象地域は石川県全域となる。他の補助金にも同様の事例がみられるが、地方行政において県と市町村との役割分担をどうするかといった問題は整理すべき課題である。この種の事業補助金のように県全域に亘る広域を対象とする案件に対しては県レベルで対応すべきではないだろうか。市町村においてはどうしてもその補助金に対する批判的検討が弱くなる可能性が強いと思われるからである。

市の補助金がなければ事業遂行が不可能となるか。

会誌刊行の印刷費は総額 850,000 円であり、県および市の補助金合計額は 290,000 円であるので差額 560,000 円が会員の会費等で賄われている。これまで数十年に亘り続いてきた補助金であるため、当然に補助金を受けることを前提とした事業計画が立てられてきたであろう。そこにはこの補助金の交付を受けないで事業を遂行しようとする試みは存在しないであろう。

こうした事業は補助金以外の方法では成立しないのであろうか。この会誌の印刷部数は 420 部であり、読者は極めて限られた範囲の人達であろう。しかし、こうした団体の研究成果を広く市民に知って貰うための方策を、団体が自発的に工夫すれば多くの市民の自発的援助等にも繋がろうし、研究のし甲斐もあろう。

文化事業に関する助成は、基本的には市民がその事業団体に対して直接行うことが文化を市民に根づかせるためには効果的であろうし、そうなるために市が金銭以外の方法で援助することは市民の同意を得られるであろう。例えそのために今交付している補助金額以上の費用が掛かるとしても市民協働を実現するためには必要なコストであると考ええる。

(5)金沢まちづくり財団補助

所 管	都市整備局	区画整理課	
補 助 目 的	金沢まちづくり財団事業の運営費等を補助することにより個性豊かなまちづくりの実現と市民の生活向上に寄与する。		
概 要	財団事業のうち、まちづくり推進事業、区画整理事業、緑化基金管理事業、公園施設等管理受託事業の職員並びに嘱託にかかる給与及び事務費等を補助している。		
交 付 先	(財)金沢まちづくり財団		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	66,186	64,818	69,543
補助対象経費	41,158	40,812	42,520
補 助 金 額	41,158	40,812	42,520
補助開始時期	平成13年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

次年度繰越金が発生しており、緑化基金及び運用財産積立預金など不要不急の積立金がある財団法人への運営費等補助金であり、早急に補助金額の見直しを検討しなければならない。

当該補助金は金沢市からの財団への派遣職員及びその他の人件費や事務費に対するものであり、補助事業実績報告書に添付されている平成17年度収支決算書合計は次のとおりである。

(単位：千円)

支 出		収 入	
給料手当	39,800	金沢市補助金	42,520
福利厚生費	5,151	受託事業収入他	23,843
事務費他	24,592	自己資金	3,180
合 計	69,543		69,543

従って、補助金交付申請書における補助事業の目的は金沢まちづくり財団の行う各事業、すなわち、まちづくり推進事業、区画整理事業、緑化基金管理事業、公園施設等管理受託事業等に対する事業費補助となっているものの、その実態は財団運営にかかる、人件費の一部補助である。

一方財団は一般会計に属する緑化基金管理事業のほかにも収益事業(特別会計)とし

てまちづくり推進事業、区画整理事業、公園施設等管理受託事業等を行っており、平成17年度では、特別会計で34,990千円の次期繰越収支差額金があり、一般会計と特別会計を合計した正味財産は648百万円にも上っている。収益事業から生じた余剰金が一般会計の基金として組入れられることに問題はないものの、一般会計である緑化基金事業の規模は毎年15百万円程度の規模で推移しており、財団における当初の基本財産5千万円以外の運用財産積立預金218百万円緑化基金330百万円の合計548百万円は当面不要不急の積立金となっている。このような剰余金が豊富な財団に対する運営費補助は補助金交付の趣旨にも反しており、早急に補助金額の減額を検討しなければならない。

(3) 意見

交付先財団法人に対する基金運用財産等の状況に関する定期的な検査を行うべきである。

財団の決算報告書によれば平成17年度一般会計および特別会計の期末正味財産合計は648,484千円もあり、その殆どは、定期預金や投資有価証券で運用されていた。市は財団の決算書を入手しているが、基金財産の運用実態に関する調査等はしていない。

基金のうち投資有価証券で運用されているものについては、その内訳書を入手し、時価が取得原価よりも著しく低下していないものがないかどうか等の調査は最低限実施すべきであろう。

市の事務事業と密接に関連するとして、支出されている公園施設管理の嘱託職員に対する人件費補助は競争入札を前提とする、市の委託事業へ切り替えるべきであり、その他の人件費補助も可能な限り、事業費補助へ切り替えるべきである。

当該補助金は区画整理課よりの財団への派遣職員の給与及び財団の嘱託職員の給与見合い額となっている。派遣職員の給与負担については財団との間で職員派遣に関する取り決めが交わされているが、給与見合い額負担については財団との間で交わされた特別な取り決めはなく、嘱託職員に対する人件費補助は市の事務事業と密接な関連があるという理由で支出されているだけであるため、金額の決定過程では透明性を高められたい。

さらに、市の事務事業と密接な関連があるというが、市の事務事業と密接な関連があったのは、公園施設管理の給与費だけで、公園の施設管理(遊具の維持管理・点検ほか)を市の職員が直接実施する場合に比べてコスト面が有利であるという理由であった。従って、コスト面だけの有利性を考えれば、競争入札を前提とする市の委託事業とすべきであり、財団に対する人件費補助とすべき積極的理由は乏しい。また、その他の嘱託職員に対するものも金沢市が主導して決定した市役所OB等の財団からの給与を市の補助金で賄う仕組みとなっているが、市場原理に基づき、これらについても可能な限り事業費補助へ切り替えられたい。

(6)高砂大学校同窓会育成費

(1) 監査手続

所 管	教育委員会	生涯学習課	
補 助 目 的	毎年活発化し、多彩な事業を行っている高砂大学校同窓会を育成し、その活動を奨励する		
概 要	生涯学習推進事業として高齢者教育を円滑に実施するための事業費に関する補助		
交 付 先	金沢市中央公民館 高砂大学校同窓会		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	補助対象経費に対する定額補助。但し、事務員の通勤手当の増減により若干変動する		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	14,855	8,920	9,816
補助対象経費	12,820	3,945	4,203
補 助 金 額	4,540	3,010	3,020
補助開始時期	昭和39年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

将来の自主運営を前提とし、補助金の終期設定をすべきである。

高齢化社会における生涯学習の場である高砂大学校同窓会は、事業報告書を一読すると、非常に活発な社会奉仕活動を行っており、こうした団体の活動に対し、市が財政的支援を行うことには何ら問題はないように考えられる。

しかし、本会は果たして市が財政的支援をしなければ、活動をすることが出来ない団体といえるであろうか。

平成17年度における、本会の会員数は3,400名であり、また当年度の入会者数は378名である。本会は、これらの会員から会費及び入会金を徴収し、活動の主要な財源としている。市の拠出した補助金額と本会の会員数(会費)から考察するに、市が財政的支援をしなければ活動が不能な団体であるとは考えにくいものと思われる。

前述したように、本会の活動についての公益性は疑いようがないものではあるが、市税を源にした、限られた財源から拠出される補助金は効率的に使用されなければならない。公益性があったとしても、自主運営が可能な団体は補助金に頼らず、可能な限り自主財源で活動していくべきであると考えられるので、将来的な自主運営を前提として補助金の終期設定をすべきであると思われる。

(7)金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助

所 管	産業局	労働政策課	
補 助 目 的	中小企業と大企業との間の労働福祉の格差を是正し、中小企業勤労者が生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができるところを目的とする。		
概 要	福利厚生サービスを行う財団法人金沢勤労者福祉サービスセンターの運営費に補助を行う。		
交 付 先	(財)金沢勤労者福祉サービスセンター		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
根 拠 条 例 等	中小企業福祉事業費補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	国庫補助金同額に加え、人件費及び管理費の一部を補助		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	201,159	227,538	225,428
補助対象経費	60,548	64,201	77,360
補 助 金 額	36,166	37,139	40,636
金沢市支払額のうち国・ 県からの受入額	13,201	13,252	13,603
補助開始時期	平成10年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

補助金交付に関する金沢市独自の要綱等が何ら存在しない。

金沢市が交付している補助金の内訳について調査したところ、国庫補助金相当額に加え、人件費の一部（事業部長給与の50%、公認会計士報酬及び社会保険料）及び管理費の一部（金沢市が審査した結果、別途補助する必要があると認めたもの）に対するものであった。

国庫補助金相当額を金沢市が補助金として交付する根拠は、当該補助事業が国庫補助を受ける要件（市が国庫補助額と同額以上を補助する）となっていることにある。しかし、国庫補助相当額を上回る人件費及び管理費の一部を補助することにつき、何ら規定等が存在しない。

所管課へヒアリングしたところ、人件費及び管理費の一部を別途補助することは、(財)金沢勤労者福祉サービスセンター（以下、サービスセンター）設立時のルールに従って、毎年度の予算措置で行っているとの回答を得た。

国庫補助相当額または必要と認めた管理費の一部を予算措置で補助することはともかくとして、人件費の一部につき、当初の取り決めであることを理由に予算措置で補助

することには問題があろう。設立当初には補助する必要があったかもしれないが、現状の補助事業者の状況によっては必要がなかった可能性もあり、単に既得権化していたと言われても仕方がない面があったと考えられる。当該交付に関しては、要綱等の規定を整備し、これに従い交付すべきだったと思われる。

但し、当該補助金については、平成19年度より国庫補助相当額のみを交付することに変更された。

実現性の高い自立化計画を策定し、補助金の終期設定をすべきである。

サービスセンターは現在、(財)金沢勤労者福祉サービスセンター自立化計画(平成15年度～平成19年度)に基づき、自主運営を目指しているとのことであった。そこで、当該計画による自立化時点で補助金支出が完了する予定で計画が策定されているかをヒアリングしたところ、サービスセンターは現状、補助金の終期設定が出来るほどの運営状況になっていないため、計画上考慮されていないとの回答を得た。

だとすると、そもそも自立化計画の実効性に疑問が残る。自立化の時期、そして自立化による補助金支出の終了を計画に盛り込まなければ、自立化計画の意味はなさないであろう。

平成20年度からの新たな自立化計画が策定される予定であるとのことだが、この際には、実現性の高い自立化計画を策定し、補助金の終期設定をすることが望まれる。

(8)教職員厚生協会補助

所 管	教育委員会	学校職員課	
補 助 目 的	金沢市立小中学校に勤務する教職員及び教育関係事業に従事する者の福利厚生を増進を図る		
概 要	教育文化事業と福祉事業にかかる運営費補助		
交 付 先	財団法人金沢市教職員厚生協会		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	なし		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	21,758	21,459	20,719
補助対象経費	4,541	4,585	3,784
補 助 金 額	2,000	1,500	1,500
補助開始時期	昭和27年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

財団法人の収入による自主運営が可能と考えられる。

財団法人金沢市教職員厚生協会の平成17年度の決算書によると、その概要は以下のとおりであった。

(単位:千円)

支 出		収 入	
教育文化事業	929	前期繰越	1,264
給付事業	4,621	会員掛金(1,869名)	17,955
福祉事業	2,855	市補助金	1,500
厚生事業	2,779		
事務費	7,199		
職員退職積立	1,000		
雑費	111		
次期繰越	1,225		
合 計	20,719	合 計	20,719

上記支出のうち、教育文化事業及び福祉事業のみを補助対象経費としている。

所管課にヒアリングしたところ、平成14年度より補助対象経費を教育文化事業及び福祉事業に限定し、また平成16年度より補助金額を減額し、数年経過を見た後、更に削減していく方向で考えているとの回答を得た。

当該財団の事業のうち、公共性の高い事業に限定し、補助対象経費とした市の考え方は賛同できる。しかし、財団の会員数、当該会員からの掛金額からすると、補助金収入がなくとも、十分に自主運営が可能ではないかと考えられる。

補助対象事業を含めた全事業費の削減の余地、あるいは会員1人あたり掛金の見直しを検討し、早期に自主運営が出来るよう、計画を策定すべきであるとする。

(9)(財)石川県音楽文化振興事業団運営費補助事業

所 管	都市政策局	国際文化課	
補 助 目 的	オーケストラ・アンサンブル金沢の運営及び音楽文化の普及振興のため		
概 要	上記目的のために楽団人件費及び運営費の一部に対して補助を行う		
交 付 先	(財)石川県音楽文化振興事業団		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	財団の要望を受け、予算編成の中で決定される。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	881,885	918,264	961,117
補助対象経費	381,429	601,213	562,311
補 助 金 額	133,196	128,416	131,355
国、県からの補助金額	226,018	218,546	215,925
補助開始時期	昭和63年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

補助金額の見直しが必要である。

補助金の目的としての音楽文化振興のために(財)石川県音楽文化振興事業団に対して一定の補助金を交付することについては、実際のオーケストラ・アンサンブル金沢の活動から判断して公益性はあると判断される。しかし、収支決算書を確認すると、平成17年度では繰越金が34,120千円あり、また過去3年間の支出を見ると、年度途中に急に事業が増えた場合に使用する目的として支出する「特別事業基金支出」が平成17年度は20,000千円、平成15年度は30,000千円の拠出があり、平成17年度末現在では311,000千円もの多額の基金が存在している状況にある。

確かに臨時的な事業の発生による支出の可能性は存在するとはいえ、繰越金と基金と合わせると約345,000千円もの多額の繰越金等を有する合理的な理由にはならないと考えられる。また、平成17年度では海外公演事業、地域文化振興推進事業に対して通常の運営費の補助金に加え17,500千円の補助金が交付されており、本来ならば、このような事業があった場合にこそ、この基金等を使用するべきではないかと考えられる。

上記のように繰越金等がある(財)石川県音楽文化振興事業団に対して、石川県との合意のうえとはいえ、毎年約150,000千円もの補助金が交付されており、今後はこれら基金等の使用を考慮した補助金額とするよう石川県と連携して指導していくべきであると考えられる。

(10)金沢市福祉サービス公社運営費補助金

所 管	福祉健康局	長寿福祉課	
補 助 目 的	(財)金沢市福祉サービス公社事務局経費、福祉施設職員費の財政的基盤を保障することによって、金沢市からの受託事業の円滑な執行を図る。		
概 要	事務局管理費・職員費、福祉施設管理運営職員費を補助している		
交 付 先	財団法人金沢市福祉サービス公社		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	事務局管理費・事務局職員費は25%相当額、福祉施設職員費は全額		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	91,172	79,875	58,196
補助対象経費	90,751	79,561	57,943
補 助 金 額	90,751	79,561	57,943
補助開始時期	平成3年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

公社全体の収支から見て、金沢市からの補助金減額を検討すべきと考える。

市が補助しているのは、市からの受託事業に係る事務局経費相当分であるから、補助の趣旨には異論はない。しかし、公社は、市からの受託事業のほか自主事業として収益事業(特別会計)を行っている。平成17年度では、特別会計で12,374千円の当期収支差額があり、特別会計の正味財産は147,572千円ある。

財団法人である公社等の公益法人が収益事業を営むのは、本来の公益事業を行うための資金を獲得するためであり、収益事業から生じた余剰金は公益事業資金に充当することが予定されているものと思われる。

そうすると、収益事業を継続していくために必要な資金以外は、公益事業である一般会計へ繰入れ、その結果、市からの補助金を減額できると思われる。

(11)私立保育所運営費補助、特別事業促進補助

所 管	福祉健康局	こども福祉課	
補 助 目 的	私立保育所の運営補助		
概 要	私立保育所の運営に関して補助している		
交 付 先	市内私立保育所97箇所		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	次世代育成支援対策交付金交付要綱他		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費			
補助対象経費			
補 助 金 額	1,409,862	1,306,958	1,386,629
金沢市支払額のうち国・ 県からの受入額	385,589	368,857	352,345
補助開始時期	個別にあり		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

保育所の収入は運営費収入と補助金収入で大部分を占めており、金沢市の97私立保育所の収入(市から見れば歳出)内訳とその負担者別内訳は下記のとおりである。

(単位:千円)

	歳出	歳入			差引市負担
		総額	(内、保護者負担)	(内、国負担)	
運営費	8,505,276	5,107,309	2,863,057	2,244,252	3,397,967
運営費補助	689,981	10,155		10,155	679,826
特別事業費補助	696,647	342,190		342,190	354,457
合計	9,891,904	5,459,654	2,863,057	2,596,597	4,432,250

本件は上記のうち補助金(運営費補助、特別事業費補助)についての検討である。

補助金のうち市単独で実施しているものについては、交付基準等を再検討し、補助金の減額を考慮すべきと考える。また、市単独の補助金は3年程度の終期設定をし、その都度補助金の必要性を検討すべきである。

前述のとおり、平成17年度の私立保育所への補助金は、運営費補助 689,981 千円、特別事業費補助 696,647 千円の合計 1,386,629 千円で、その内訳は次のとおりである。

【運営費補助】

(イ)	給与等改善費補助	市単独	27,277	千円
(ロ)	保育士定数改善費補助	市単独	420,615	
(ハ)	調理員定数改善費補助	市単独	42,675	
(ニ)	統合保育費補助	市単独	118,107	
(ホ)	いつでも入所対応保育士配置支援事業補助	市単独	40,166	
(ヘ)	代替職員費補助	市単独	19,157	
(ト)	運営特別対策費補助	市単独	10,165	
(チ)	職員感染症予防対策費補助	市単独	11,816	

【特別事業費補助】

(イ)	延長保育費補助	国・市	527,033	千円
(ロ)	一時保育費補助	国・市	41,140	
(ハ)	休日保育費補助	国・市	18,931	
(ニ)	地域活動費補助	国・市	9,646	
(ホ)	延長保育管理費補助	国・市	19,572	
(ヘ)	年末保育費補助	国・市	3,997	
(ト)	地域子育て支援センター事業費補助	国・市	46,740	
(チ)	私立保育所金沢子育て夢ステーション事業	市単独	8,736	
(リ)	病児一時保育費補助	国・市	20,848	

このうち「国・市」というのは国の施策に基づき行うもので、「市単独」は市の施策で行っているものである。それぞれの補助金には理由・算定根拠がありそれぞれの補助金自体から余剰が出ない仕組みになっている。

しかし、補助金全体を見たときにこれだけの補助金が必要なのかという疑問が生じる。

下記は私立保育所の概況報告書から抜粋要約したものである。

(単位：千円)

No	運営費 収入	市補助金 収入	期末資金 残高	純資産の部			
				純資産の部 合計	基本金等	積立金	次期繰越 収支差額
1	88,667	19,866	17,950	288,255	260,784	48,700	21,228
2	80,093	9,534	23,821	231,101	96,999	78,369	55,732
3	87,037	10,002	18,927	303,648	282,502	31,950	10,804
4	124,754	23,362	10,206	311,143	266,016	17,170	27,956
5	157,618	31,841	23,786	472,307	200,756	21,880	249,670
6	88,341	19,686	17,757	225,426	203,223	17,550	4,652
7	138,201	18,068	34,863	207,882	129,135	41,023	37,722
8	185,828	20,544	6,772	811,450	543,678	72,150	195,622
9	115,777	15,887	67,708	350,841	241,698	30,050	79,092
10	131,024	19,314	36,776	220,014	122,635	19,000	78,378
11	114,428	17,215	0	432,483	157,213	0	275,270
12	120,671	22,384	30,425	254,979	135,844	19,500	99,635
13	77,550	13,777	12,650	204,829	117,832	70,359	16,638
小計	1,509,993	241,486	301,649	4,314,364	2,758,321	467,703	1,088,339
その他 84	6,986,055	1,145,142	988,891	8,590,658			
合計 97	8,496,049	1,386,629	1,290,540	12,905,023			

(注) 純資産の部に計上されている積立金は上記期末資金残高とは別に特定資産として別途積立がされている。

現在市内 97 の私立保育所で、その期末資金残高の合計は 1,290 百万円でこれは補助金額 1,386 百万円に近い金額である。また純資産の部の合計は 12,905 百万円ある。

そこで純資産が多い上位 13 保育所を詳細に見ると、純資産中に積立金を多く保有している。積立金を保有することは各保育所の判断であり、将来に備えて積立金を保有することは望ましいことである。しかし、積立金を多額に保有できる保育所に対してなぜ多額の補助金を交付しなければならないのかは疑問である。例えば No2 は期末資金と積立金の合計が 102 百万円あり、運営費収入と補助金収入 (= ほぼ年間収入となる) の合計をも超えている。

前述のとおり、各補助金自体には制度を設ける理由があり、算定根拠も適正と考えられるから、積立金を保有できるのは各保育所の経営努力の賜物であろう。その努力は評価すべきではあるが、補助金なし、あるいは減額しても運営していける保育所に対しては補助金を減額すべきと考える。例えば、職員感染症予防対策費補助は、結果的に全保育所の全職員の検便に要する費用全額を補助していることになっている。制度導入時に補助金を交付する必要があるかもしれないが、その場合でも 3 年程度の終期設定をし、

補助金の必要性を再検討し、補助金が必要な保育所だけに交付するようにすべきと考える。

なお、市単独の補助金の概要は次のとおりである。

1 給与等改善費補助

運営費収入に含まれる保育士及び調理員の人件費基準額と実支払給与額の差額を補助する。

2 保育士定数改善費補助

国保育士配置基準数と市保育士配置基準数の差額相当分の経費を補助する。

3 調理員定数改善費補助

臨時調理員、パート調理員を配置したときに国の配置基準を超える部分を補助する。

4 統合保育費補助

障害児保育を円滑に実施するための人件費を補助する。

5 いつでも入所対応保育士配置支援事業補助

年度途中の入所の一般化に対応するため、年度当初から市配置基準を超える保育士を確保している保育所に対して補助する。

6 代替職員費補助

職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合に、代替職員に係る人件費を補助する。

7 運営費特別対策費補助

定員が45人以下で小規模施設(30人以下)とみなすことが適当と認められる保育所に保育単価差を補助する。

8 職員感染症予防対策費補助

伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安全を確保するため職員の検便に要する費用を補助する。

(12)(財)金沢総合健康センター運営費補助

所 管	福祉健康局	保健衛生課	
補 助 目 的	金沢総合健康センターの管理運営及び各種事業を推進し、もって市民の健康増進を図ること		
概 要	金沢総合健康センターの管理運営費の補助をする		
交 付 先	(財)金沢総合健康センター		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	予算措置		
算 定 方 法 等	管理運営費のうち他会計からの共益費負担金、基本財産収入等を越える部分を補助している		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	56,142	52,463	59,746
補助対象経費	45,403	42,469	49,895
補 助 金 額	45,403	42,469	49,895
補助開始時期	昭和55年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

財団法人金沢総合健康センター(以下、健康センター)の全体の収支から見て、補助金交付額を見直すべきである。

健康センターの平成17年度決算書を見ると、一般会計のほか6つの特別会計がある。特別会計のうち4会計は市からの受託事業を行っているが、2会計は収益事業を行っており、この2事業からは当期収支差額が10,386千円生じており、2事業の期末正味財産は78,099千円ある。

財団法人等の公益法人が収益事業を営むのは、本来の公益事業を行うための資金を獲得するためであり、収益事業から生じた余剰金は公益事業資金に充当することが予定されているものと思われる。

そうすると、収益事業を継続していくために必要な資金以外は、一般会計に繰入れるべきであり、その結果、市からの補助金の減額が可能と思われる。

3. 透明性に疑義があるもの

(1)横安江町商店街まちなみ整備事業費補助

所 管	産業局	商業振興課	
補 助 目 的	平成17年3月に金沢市と横安江町商店街が「まちづくり協定」を締結し、電線類地中化及び歩道整備、アーケード撤去を機に、横安江町商店街のファサードを統一的に整備することにより、歴史を重んじつつ新たな賑わいを創出するまちづくりをめざすことを目的とする。		
概 要	金沢市を象徴する商店街のひとつである横安江町商店街のまちなみ整備を短期間で行うために、中心市街地に適用される「金沢市中心市街地ファサード等整備事業補助金」の補助限度額を特例措置として増額したものである。		
交 付 先	横安江町商店街振興組合		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢市中心市街地ファサード等整備事業補助金交付要綱を準用する。		
算 定 方 法 等	対象経費の2分の1以内(1件当り上限200万円)		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費			75,681
補助対象経費			61,622
補 助 金 額			29,320
補助開始時期	平成17年度		
補助終了予定時期	平成18年度で終了		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリング及び現地視察を実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

工事業者との契約価格が市の単価審査価格より高い傾向にある。

市は補助金額の決定に当り営繕課が単価審査を行い、その金額の2分の1を補助金額としている。しかし工事業者と各商店の実際の契約価格は、全57契約中55契約が単価審査価格より高かった。その理由について営繕課に質問したところ、単価審査には市単価(ある程度の工事規模を規定して算出)を採用しているが、申請物件の多くが小規模な工事であるために価格差が生じること、また与えられた情報だけの書類審査では実態に応じた価格を算出することが難しいことがその要因である、との回答であった。

これは市側の問題ではなく主に民間側の問題ではあるが、補助金が出る工事に対して工事業者が高めの価格を設定するというモラルハザードの問題が背後に潜んでいるように思われる。通常より高い価格が工事業者から提示されることは、結果的に補助金の本来目的から離れたところに金銭が流れることに繋がるので、補助目的の達成を阻害す

る要因となる。

これは工事を伴う補助金には常に発生する可能性のある問題なので、市側としても被補助団体に対してできる限り複数業者から見積もりを取るよう指導するなどの方策を採ることが望まれる。

4. 要綱、規定等を整備する必要があるもの

(1)文化事業助成費

所 管	都市政策局	国際文化課	
補 助 目 的	市内に主たる活動の場を有する芸術文化事業に携わる各種団体に対し、運営費及び事業経費の一部を助成し、市民レベルの芸術文化振興活動の促進、各種芸術文化活動団体の育成、市民全体の芸術文化意識の高揚を図る。		
概 要	芸術文化事業に携わる各種団体に対し、運営費及び事業経費に対して補助する。		
交 付 先	(株)北国新聞社(北国文化事業)ほか50件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	補助金額は、各団体の要望を受け、予算編成の中で算定		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	674,290	853,081	857,915
補助対象経費	673,416	851,246	854,051
補 助 金 額	45,480	54,230	54,550
補助開始時期	不明		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

補助金の算定基準を明確にする必要がある。

文化事業補助金は、芸術文化事業に携わる団体に対して運営費等の一部を助成し、芸術文化振興活動の促進などを図ることを目的としている。

平成17年度の支出内容を見ると、50件の企業・団体に対して補助金が交付されており、各々の事業内容は美術展などの運営費に対して支出が行われており、支出内容から判断すると公益性については問題がない。

しかし、その補助金の交付については、明確な算定基準はなく、各事業ごとに個別に判断してその金額が決定されている。結果として金額ベースで1件あたり100,000円から5,000,000円の支出があり、補助割合も、補助対象経費の0.98%から100%まで様々であり、支出金額及び補助割合が妥当であるかは判断できない状況にある。

たしかに、文化事業の内容は様々にあり、一律に基準を設けるということは、運用上は困難であるかもしれないが、例えば、補助対象経費金額の範囲(0円~100,000円、100,000円超~500,000円、500,000円超~1,000,000円等)ごとの補助割合及び補助金額の上限を設定すること等が考えられる。

要綱等を整備し、補助対象事業を明確にすべきである。

に記載したとおり、補助金の交付対象となっている事業の内容はいずれも公益性の観点からは問題はないと考えられる。ただし、補助金が交付された事業がすべて補助金の交付が必要であったか、あるいは補助金の交付を受けて実施したことによる効果がどの程度あったかについて十分な検討が必要であると考えられる。

なお、平成17年度に補助金を交付した先を補助対象経費に対する補助金の割合でまとめてみると次のようになる。

(補助対象経費に対する補助金の割合)

区分	件数	平均割合	補助金額総額	1件当り金額
1%未満	1	0.98%	1,500,000円	1,500,000円
1%以上5%未満	18	2.98%	11,900,000円	661,111円
5%以上10%未満	10	7.92%	13,470,000円	1,347,000円
10%以上50%未満	16	19.38%	24,300,000円	1,518,750円
50%以上	5	76.20%	3,130,000円	626,000円
合計	50	6.37%	54,300,000円	1,086,000円

この表からみると、補助対象経費に対する補助金額が10%に満たない補助金が29件(支出件数に対する割合58.00%)、26,870,000円(支出金額に対する割合49.48%)となっていることがわかる。

補助対象経費に対する補助金の割合の単純な比率のみで本来の補助目的の妥当性の評価を行うということは具体的な事業内容から判断して必ずしも適当ではない可能性はあると考えられるものの、少なくとも補助対象経費に対する割合が10%にも満たない事業に対する補助金が補助対象事業を行う上で本当に必要な補助であったのか、仮に補助金の交付を受けずに実施された場合、当該事業が当初の目的どおりに実行することが不可能であったのか、との疑問が残る。

また、補助金の交付を受けることを前提とした予算編成が行われ、その分自助努力により支出を抑制するといったことが十分に行われない可能性が考えられる。

そしてこの結果、本来ならば補助金の交付を受けなければ事業が実施できないような事業者、特に個人的な団体等について予算上十分補助が受けられない可能性も生ずる。

こうした問題は要綱が存在しないことにより生ずると考えられるので、効率性の観点からも要綱を整備すべきである。

(2)観光事業助成費

所 管	産業局	観光交流課	
補 助 目 的	各種祭典の開催により、地域の活性化や観光客の誘致を図る。		
概 要	園遊会、歩行者天国、花火大会、夏祭りなどで規模が大きく補助目的にかなうと思われるものに対して、事業総額の 10%前後を補助している。		
交 付 先	浅の川園遊会実行委員会他 9 件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	個別に判断し、予算措置により交付する。		
金 額 (千円)	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度
総 事 業 費	193,250	214,276	249,318
補助対象経費	191,933	208,707	244,692
補 助 金 額	19,700	21,450	25,700
国、県からの補助金額	21,300	24,800	30,300
補助開始時期	昭和 6 0 年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

交付要綱の作成が必要である。

この補助金は、観光客の誘致効果が期待できると思われるイベントに対し予算措置により補助金を交付してきたものであり、それが年々増加して平成 1 7 年度では 1 0 件、25,700 千円までになっている。この規模になった現在では、補助対象を決定する基準や補助金額を算出する方法が曖昧であるという現状は改善すべきであり、交付要綱を作成することが是非とも必要である。

(3)企業立地助成金

所 管	産業局	企業立地課	
補 助 目 的	金沢市における企業立地の促進及び中小企業構造の高度化の推進を図るため必要な助成措置を講ずることにより、雇用の確保と産業の振興に資し、もって市民の福祉の向上を図ることを目的とする。		
概 要	条例で定められた業種の事業者が市内に事業所を新設、増設または取得した場合、または条例で定められた地域に製造業等の事業者が工場等を新設、増設または取得した場合、それに要した経費の一部を助成する。		
交 付 先	(株)ディー・ケイ・ケイ他2件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根拠条例等	金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例		
算定方法等	<p>助成特定事業所及び助成高度技術工場 次のいずれかの多い金額</p> <p>(1)新設、増設又は取得に要した経費の10%以内(上限2億円)</p> <p>(2)助成製造工場等の助成金の額</p> <p>助成製造工場等 次の合計額(上限2億円)</p> <p>(1)土地の取得に要した経費の20%以内</p> <p>(2)固定資産(土地を除く)の取得に要した経費の5%以内</p> <p>新規雇用事業者 市内在住の新規雇用者人数×20万円(上限4千万円)</p>		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	1,102,950	160,745	1,188,161
補助対象経費	1,102,950	160,745	1,188,161
補 助 金 額	150,500	8,000	148,800
補助開始時期	昭和58年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

補助対象者を選定する基準を定期的に見直すルールが必要である。

産業局管轄の補助金は基本的には商工農林業等の営利事業者に交付されるため、直接的にはそこには私益が発生し、補助金本来の目的である公益はその付帯効果として間接的に現れる。この補助金について言えば、工業地域への工場集積促進による都市環境の

整備、工場規模拡大による雇用創出などの公益が想定される。

本来目的が公益事業を行う団体への補助の場合は問題にならないが、そうではなく民間事業者に補助が行われる場合は、直接的に私益を受ける事業者の選定にはより高度な合理性と慎重さが求められる。こういう視点から、一例としてこの補助金を考えてみる。

この補助金の交付について定めている条例の主な改正履歴は下表のとおりである。

年 度	改 訂 内 容
昭和 5 8 年	条例制定
平成元年	対象業種として先端技術製品製造工場と頭脳立地法指定業種を追加
平成 9 年	融資対象者を拡大： 新增設(者) 新增設および取得(者) 融資割合引上げ : 2 / 3 9 / 1 0
平成 1 3 年	補助対象に従業員の新規の雇用に要した経費を追加
平成 1 8 年	融資対象に流通業務施設を追加

なお、上表に記載された以外にも何度か条例改正が行われているが、内容を見たところ法令の改正に伴う名称変更などであり、実質的な内容の改正ではないため割愛している。

昭和 5 8 年からの 2 3 年間で 4 回の改正で十分かどうかは一概には言えない。しかしこれは、当該補助金だけではなく産業局が管轄する補助金の多くに発生しているであろう問題点だと考えられる。産業局として共通の認識を持ち、直接的に私益を得る民間事業者の選定方法が、時代の変遷に適合しているかどうかを見直す共通ルールを策定すべきである。

(4)労働者団体等補助金

所 管	産業局	労働政策課	
補 助 目 的	労働者の社会・経済・文化的地位の向上発展の促進を目的とする		
概 要	上記目的に適合する活動を行う各団体への運営費補助		
交 付 先	(社)石川県労働者福祉協議会 他 7件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
算 定 方 法 等	算定根拠なし		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	129,869	141,785	130,947
補助対象経費	76,171	71,451	69,334
補 助 金 額	15,450	15,550	15,150
国、県からの補助金額	21,221	23,634	22,364
補助開始時期	昭和47年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

補助金交付に関する要綱等及び算定根拠を明確にすべきである。

当該補助金の大部分は、各団体の要望に基づき、例年ほぼ同額が予算措置により交付されているものである。何故このような形で補助金が交付されているかをヒアリングしたところ、要綱等の規定を策定し、これに基づき交付することが合理的であると思われるものの、画一的に補助金額を決定することが実務上困難なものが多いため、予算措置により補助金を交付しているとの回答を得た。

確かに種々の補助金につき、画一的に規定を策定し、算定することは困難であるとは思いますが、それが每期ほぼ定額補助していることの原因にはならないであろう。運営費補助というからには、やはり補助金額は每期毎期の運営費(補助対象経費)が基準になるべきであると考えます。

定額補助にしてしまうと、各補助事業者はどうしても予算設定時に当該補助金を当て込んで予算組みを行うものと思われる。その意味で、補助金以外の他の収入の確保ないしは運営費の削減に対する考え方が甘くなる可能性があるといえる。事業に対して公益性があるからといって、即補助金が交付されるといった認識は今後改めるべきである。各補助事業者にこのような認識を持たせないためにも、算定根拠を持たない定額補助は改められるべきであると考えます。

(5)金沢市シルバー人材センター運営費補助

所 管	産業局	労働政策課	
補 助 目 的	高齢者の健康と生きがい及び就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。		
概 要	上記目的に適合する活動を行う金沢市シルバー人材センターへの運営費補助。		
交 付 先	(社)金沢市シルバー人材センター		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	国庫補助金同額に加え、人件費の一部を補助。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	962,799	946,613	867,183
補助対象経費	124,060	112,869	102,969
補 助 金 額	37,876	33,971	34,141
国、県からの補助金額	23,910	23,850	23,590
補助開始時期	昭和55年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

補助金交付に関する要綱等を整備すべきである。

金沢市が交付している補助金の内訳について調査したところ、国庫補助金相当額に加え、人件費の一部(理事長・常務理事兼務事務局長の報酬、交通費及び社会保険料)に対する補助額であった。

国庫補助金相当額を金沢市が補助金として交付する根拠は、当該補助事業が国庫補助を受ける要件(市が国庫補助額と同額以上を補助する)となっていることにある。しかし、国庫補助相当額を上回る人件費の一部を補助することにつき、何ら規定等が存在しない。

所管課へヒアリングしたところ、人件費の一部を別途補助することは、(社)金沢シルバー人材センター(以下、人材センター)設立時のルールに従って、毎年度の予算措置で行っているとの回答を得た。

国庫補助相当額を予算措置で補助することはともかくとして、人件費の一部につき、当初の取り決めであることを理由に予算措置で補助することには問題があろう。設立当初には補助する必要があったかもしれないが、現状の補助事業者の状況によっては必要がなかった可能性もあり、単に既得権化していたと言われても仕方がない面があったと考えられる。

今後、当該補助金支出に関しては、現状の人材センターの運営状況等を加味して要綱等の規定を整備し、当該規定に基づいた補助金交付がなされるべきである。

(6)老人福祉施設建設事業費補助

所 管	福祉健康局	長寿福祉課	
補 助 目 的	要介護老人に対して安心できる生活環境の場を提供し、もって家族等への介護の負担軽減を図る。		
概 要	老人福祉施設を整備した際にその経費の一部を補助する。		
交 付 先	千木福祉会、北伸福祉会の2件(平成17年度)		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	国 2/3、市 1/3		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	3,589,477	540,127	904,516
補助対象経費	3,580,362	540,127	901,026
補 助 金 額	1,918,896	299,749	282,533
金沢市支払額のうち国・ 県からの受入額	1,192,325	199,832	187,760
補助開始時期	平成2年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

現状の基準で補助対象者を今後も決めていくと少数事業者による寡占状態になってしまうおそれがある。補助対象者選定基準の再検討を望みたい。

特別養護老人ホーム(以下、特養)の建設には、1床当たり1千万円程度の建設費がかかり、そのうち市からの補助金は3百万円程度なので、80床の建設となると、5億円から6億円、50床でも3億円以上の自己資金(借入金を含む)が必要となる。その自己資金が用意できることが補助対象者選定の資金面での前提となるので、結果的に少数事業者が選定され、補助を受けているケースもある。

金沢市には特養は16施設あるが、この16施設の設置主体(経営主体法人)は11法人であり、うち2法人が3施設ずつ、1法人が2施設設置している。

市としては、安定的な経営、質の高いサービスを提供できる法人を選考している、その理由は、安定的な経営が確保できなければサービスの提供に影響があり、万一特養を運営している法人が破綻すれば入居している方の次の入居先を探さなければならないなど社会的影響が大きいからとの見解である。

市の見解はもっともではあるが、逆に言えば、寡占状態になれば万一の場合の影響は

数施設に及び、非常に大きいものになるのではないだろうか。

平成17年度の募集では説明会に10事業者が参加し、最終的に4事業者が応募し、1事業者が選定されている。新規参入希望者の参入をやすくするため、過去3～5年間の補助金受給者は対象外にする、1設置主体者の施設数に上限を決めるなど、新規参入を促進する措置を講ずることが望ましいと思われる。

(7)こまちなみ保存修景事業費補助

所 管	都市整備局	まちなみ保存課	
補 助 目 的	歴史的建築物及び街の歴史を物語るまちなみの保全を図ることで町を住み良くしていく。		
概 要	条例に基づく指定区域の建築物の外観修景工事や保存建造物の外観の修繕工事を行った個人11件に対して工事費の70%相当額を補助、住民団体活動2件に対して20万円を補助している。		
交 付 先	個人11件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根拠条例等	金沢市こまちなみ保存条例		
交 付 要 綱	金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	補助対象事業費の70%（200万円を限度とする）		
金 額（千円）	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	104,300	20,898	20,256
補助対象経費	22,990	18,250	20,059
補 助 金 額	12,540	10,970	12,430
補助開始時期	平成6年度		
補助終了予定時期	終期設定なし（但し団体に対する補助については予算で申請から10年となっている。）		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

住民参画の趣旨に則り、実質的な住民に補助効果が及ぶよう、住民からの補助申請以外は受付できないように交付要綱を改めるべきである。

市内のあちこちに、かつての町の歴史を色濃く残す町並みが残り、金沢の大きな魅力となっている。こまちなみ保存条例は、全国に先駆けて、まちなみの景観を守ろうとしたものであり、公益性の観点からは評価できよう。

保存の仕組は保存が必要な町並みを「こまちなみ保存区域」として指定し、それぞれの町の特徴に応じた「保存の基準」を作り、改築や修繕に市が補助を行い保存や修景を進めようとするものである。

補助対象事業は指定区域内の建築物修景事業や所有者の同意を得て登録された保存建築物の修復事業等のこまちなみ保存修景事業とこまちなみ保存のための住民団体育成事業に大別できる。このうち、こまちなみ保存修景事業に対する補助は、建築物や保存建造物の改築や修繕にかかる工事費の一部を市が負担しようとするものである。

対象工事等の範囲及び補助金の額については、金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱に規定があり、補助事業の種類別工事の範囲等についても、金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱運用に関する内規において、審査会による事前審査と事前審査項目等が別途定められている。

しかし平成17年度起案書類一式を査閲したところ、補助には至っていないが、補助事業主が不動産会社の場合、国も先例として認めているケースと同様、処分制限期間を遵守し、転売後も補助の目的、効果及び財産の継承が担保できるよう念書（売買先（個人））の添付を条件に計画を認可できることとなっていた。

現行の要綱及び内規では、補助対象工事の範囲には事業者が法人の事業は除く等の規定はなく、当該補助金の認可が、直ちに合规性に反するというものではない。しかし、まちなみ保存の修景工事費に対する補助金交付の趣旨は、古都の伝統的景観の保護への住人の積極的参画を促すことにある。

現行規定では、収益を目的とした事業者からの補助金申請も可能となっており、住民参画の趣旨に照らして適切とはいえない。金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱運用に関する内規においても、事前審査項目について「事業計画がこまちなみの保存育成に必要、妥当であるかと事業費の積算が適正か」だけの規定になっており、審査会の審査も上記項目を形式的に審査しているだけで、補助対象者の適正性に関する踏み込んだ討議まではしていない。

補助審査会は補助対象者の適正性に関する踏み込んだ討議をするとともに、実質的な住民に補助の効果が及ぶよう、住民からの申請のあったものだけを補助対象工事とすべく、要綱の見直しが必要である。

補助対象事業のこまちなみ保存団体育成事業に対しても補助金交付要綱に関する内規を整備すべきである。

こまちなみ保存修景事業の対象事業には、年間限度額が10万円と定められ、当該支援制度の柱ではないが、保存団体活動事業に対する少額補助事業のものもある。

平成17年度は条例に基づく指定区域内の保存活動団体2件に対して年間それぞれ10万円が補助されていた。

当該保存団体育成事業については、補助金交付要綱運用規定のようなものはなく毎年どのような行事をするのか審査して交付を決定しているだけであった。なお、終期の設定はないものの予算において最初の申請から10年間は申請することができるとされており、条例に基づく指定区域内の住民団体活動であることが認められれば、10年間は補助金がもらえる仕組みになっている。

2件に関する活動の内容は、地域住民に対する講演会やマップの製作など毎年定例行

事化しているものであり、マンネリの感を否定できない。

まちづくりは住民自らが自分たちの住む地域の目標とする将来像を描いて実現していくものであるから、住民参画のためのこのような支援制度を否定するものではないが、このような支援制度についても、補助金交付要綱に関する内規を整備し、活動がマンネリに陥らぬために、終期はもっと短く（例えば3年）設定すべきであろう。

(8)老朽溜池防災整備事業費

所 管	産業局	農林基盤整備課	
補 助 目 的	農地の安全確保及び水の確保		
概 要	老朽化した溜池の修繕工事		
交 付 先	柚木町生産組合 他 4 件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	農林業等に関する補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	補助対象経費の6/10を補助。 但し、集落協定地域については補助対象経費の8/10を補助。		
金 額（千円）	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	37,832	35,900	15,640
補助対象経費	37,832	35,900	15,640
補 助 金 額	30,241	27,690	12,480
補助開始時期	平成15年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

集落協定地域の判定の時期にズレが生じている。

当該補助金の補助率については、要綱上、原則として補助対象経費の6/10までと定められているが、集落協定地域についてのみ、特別に補助対象経費の8/10まで補助金が交付されることとなっている。

ここで集落協定とは、集落（一団の農用地において協定参加者の合意のもとに農業生産活動等を協力して行う集団）の農業者等が締結するもので、将来にわたり当該農用地において農業生産活動が維持されるよう、構成員の役割分担、生産性の向上や担い手の定着の目標等、集落として今後5年間に取り組むべき事項や目標を定めたものである。

集落協定地域は、石川県が現地調査を実施して、毎年8月頃に決定されるのであるが、これが当該年度の集落協定地域として認定されている（例えば、平成17年8月に決定された集落協定地域は、平成17年度の集落協定地域として認定される）。

しかし、監査の結果、平成17年度では集落協定地域の対象外であった土子原町に対する補助金につき、集落協定地域としての補助率で補助金が交付されていた。所管課か

らのヒアリングによると、集落協定地域の決定が遅れるため、対象期間は決定の翌年度より5年間とし、前年度の集落協定地域に基づき予算が作成され、これにより補助金を交付したとのことであった。

集落協定地域の確定時期が遅いということもあるが、その確定が当該年度の交付基準であるのであれば、これに基づき交付するべきであったであろう。また、実務上困難であるとすれば、8月に確定した集落協定地域について、金沢市としては翌年度の集落協定地域として認定する、として規定を変更する等の処置が必要であるといえる。

(9)私立幼稚園就園奨励費

所 管	教育委員会	教育総務課	
補 助 目 的	私立幼稚園の教育内容を充実し、幼稚園教育の質的向上を図る。保護者の経済的負担の軽減。		
概 要	経済的に保育料の支払が困難にある園児の保育料を減免する幼稚園に対して、一定の基準で減免額相当額を補助するもの。		
交 付 先	金沢市在住の園児が通う私立幼稚園 4,001人(47園)		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	市単独	
交 付 要 綱	金沢私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	経済的に保育料の支払が困難にある園児の保護者の収入に応じて、一定額を補助する。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	233,010	242,802	242,274
補助対象経費	233,010	242,802	242,274
補 助 金 額	233,010	242,802	242,274
金沢市支払額のうち国・県からの受入額	63,936	64,152	64,403
補助開始時期	昭和49年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

保護者が早期に確実な減免を受けるようにする配慮が必要である。

本補助金は、経済的に就園が困難な幼児の保護者ではなく、そのような幼児を受け入れ、保育料を減免する幼稚園に対して交付されている。

そして、幼稚園としては、市から補助金の交付を受けるまでの間、保育料減免による負担を自ら負うことを避けるために、経済的困難な保護者からも通常の保育料を徴収し、本補助金を受ける12月及び3月の段階で、保護者に対して、減免額を交付している状況にあるとのことであった(少なくとも市は、幼稚園が減免をしつつ補助金の交付を受

けているのか、補助金の交付を受けた後、減免分を保護者に交付しているのかは確認していない。)。これでは、一般に園児が入園する4月から12月の間は、経済的困難にある保護者も通常の保育料の支払を余儀なくされる結果、事実上幼児を就園させることができない事態も生じる可能性がある。このような事態は、本補助金の、保護者の経済的理由から就園できない園児がいないようにするという目的からして適切といえないことは明らかである。

従って、市としては、国の制度との関連で、困難な側面があることは否定できないが、①現実に保育料の減免を行った幼稚園に補助金を交付する②補助金を交付する時期を早める③保護者に対して直接補助金を交付するなど、何らかの方法で、経済的困難にある保護者が通常の保育料の負担を当面求められることにより、就園を断念しなければならないという事態が生じ得ないように、例えば、年度当初に補助金を交付するようにする、現に減免措置を実施したことを幼稚園に確認のうえで補助金を交付するなど、本補助金の交付方法を工夫する必要がある。

(10)中心商店街賑わい創出事業費補助

所 管	産業局	商業振興課	
補 助 目 的	郊外型大型店の出店による来街客数の減少と経済不況により中心商店街をとりまく環境が厳しい中において、地域住民はもとより遠来からの消費者も参加できる集客力の強いイベントを開催する事により、中心商店街の賑わいを創出し活性化を図る。		
概 要	主として香林坊地区、武蔵地区の商店街（金沢を代表する商店街）が開催するイベントの費用の一部を補助するもの		
交 付 先	豎町商店街振興組合 他 6 件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	対象経費の3分の1以内（上限200万円）		
金 額（千円）	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	39,274	35,052	35,846
補助対象経費	39,274	35,052	35,846
補 助 金 額	11,400	10,400	10,400
補助開始時期	平成5年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

類似の補助金との関係を整理する必要がある。

当該補助金は前掲の「商店街振興イベント事業費補助」と同じ内容のものである。違いは対象を中心商店街に限定していることと、上限を2倍の2百万円としている点である。中心商店街ではイベント規模が大きくなることから補助上限も高くすることに合理性は認められるが、当該補助金には要綱が定められていないため、中心商店街の定義が明確ではなく補助金額の決定が恣意的になる可能性がある。「商店街振興イベント事業費補助」の要綱に特則を設けて中心商店街を定義するか、あるいは中心商店街を対象とした補助金全体をとりまとめて要綱を作成するか、いずれかの対処が必要と考える。

5. 自立を促すべきもの

(1) 緑を育て金沢を美しくする会補助

所 管	都市整備局	緑と花の課	
補 助 目 的	住みよい環境を作るために、緑豊かなまちづくり運動を展開し、市民の緑化美化意識の高揚を図る		
概 要	各町会や商店街の管理している花壇や道路、公園のプランター等に花苗を配付する事業等への補助		
交 付 先	緑を育て金沢を美しくする会		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
算 定 方 法 等	会の予算書の支出から市補助金以外の収入（交付金ほか）を引いた全額		
金 額（千円）	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	9,322	9,344	14,618
補助対象経費	9,322	9,344	14,618
補 助 金 額	8,000	8,000	13,280
補助開始時期	昭和49年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

市民の参画意欲の高い運動に対しては、行政サービスに対する参入機会を提供するためにも、企業を含む、より多くの団体がまちづくり市民活動に参加できるように公募制補助金制度の活用も検討してはどうか。

緑を育て金沢を美しくする会の平成17年度事業費の決算総額 14,618 千円の内訳として花苗購入等にかかる費用は、花いっぱい事業費（地域花苗生産費、モデル地区等補助事業費）緑化推進コミュニティー事業（花苗等購入費、プランター購入費）の合計 10,903 千円となっており、事業費総額の約 75%を占めている。

すなわち、緑を育て金沢を美しくする会の活動内容の主なものは、花苗の購入配布であるが、事業活動そのものは、花いっぱい運動のように、全国的な展開を見せているものでもあり、美化緑化意識の高揚など環境保全の観点からも公益性についての異論はない。

あわせて、昭和49年から補助を開始している歴史も踏まえ、当該補助金の交付によって、金沢市における緑豊かなまちづくり運動が、市民運動として定着させ、本当に市民参画型の活動となっているかどうかについて常に検証する必要がある。

花苗の配付先は各町会、保育所、幼稚園、学校、社会福祉団体等であり、電話または口頭で各町会から直接申込があれば公共性を判断して配付している。配付の内訳は、市道等の沿道が約 40%、公園が約 20%、その他は保育所幼稚園、小中学校と公共施設な

どである。工場や民間企業の敷地の花壇等であっても、道路沿いである等の理由により公共性があると判断した場合などは渡すことにしているが、地域コミュニティー団体(町会等)や商店街、モデル地区に対するものが大半である。

補助金交付に対する事後評価や範囲に関しては、イベント参加者人数や花苗配付数の把握などはしているものの、金沢市が管理していないような一般事業所等に対しても花苗配付の範囲を広げ、当該補助金が市民の美化緑化意識の高揚という、緑を育て金沢を美しくする会発足時の当初の目的に沿って、金沢市が管理していない場所の美化緑化に関する効果の測定も必要である。緑を育て金沢を美しくする会へ補助することによって、会長や会員を通して市民の間に緑を育て金沢を美しくする心を育てていこうとする補助金交付の趣旨は理解できるが、会の事業内容が花苗の購入配付と花苗の配付を受けた各町会等によるその植栽活動にとどまることなく、市民協働のまちづくりへと広がるよう配慮すべきである。

その意味で、緑を育て金沢を美しくする会の事務局が緑と花の課にあり、緑と花の課の課長が会の事務局長を兼ねているなど、会の活動自体が行政主導による活動になりがちな面を充分配慮し、独自に事務局を設けることも必要である。また、平成17年度の会の収支決算書において、啓発活動にかかるものも、およそ25%程度あるが、内容も写生会等のイベント補助であり補助金交付開始後20年は経過しており、マンネリと形骸化が懸念される。市民協働を掲げるのであれば、このようなイベントは事務局主導ではなく市民の自発的な活動や発想を取り入れることが大切である。

花いっぱい運動に代表される美化緑化活動は、市民の参画意欲の高い運動でもあり、企業の中にはボランティアとして参加したり、積極的に寄付活動を行うところも増加している。

このように市民の参画意欲の高い運動に対しては、行政サービスに対する参入機会を提供するためにも、企業を含む、より多くの団体がまちづくり市民活動に参加できるようにし、財政面でも市民自らが負担すべきことと行政が支援すべきことを明確に分ける意味でも、公募制補助金制度の活用も検討してみてもどうか。

(2)グッドマナー推進費補助

所 管	市民局	市民参画課	
補 助 目 的	金沢市民憲章の精神に基づき、市民ぐるみでマナーの高揚に取り組む目的で設立された団体に補助金を交付。		
概 要	喫煙マナーや交通マナーの向上運動等、市民のマナー啓発運動を行っている。		
交 付 先	マナーをよくするかなざわ市民会議（市民団体、経済団体他 25 団体で構成）		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	運営費の全額を補助		
金 額（千円）	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
総 事 業 費	3,200	3,194	2,898
補助対象経費	3,200	3,194	2,898
補 助 金 額	3,200	3,194	2,898
補助開始時期	平成 5 年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

終期を設定し、市民活動としての自立を促す努力をすべきである。

補助事業者である「マナーをよくする かなざわ市民会議」は平成 5 年に石川国体の開催を契機に、金沢市民憲章の精神に基づき市民ぐるみでマナーの高揚に取り組むことを目的として設立されたものである。代々金沢市議会議長が会長を務めることになっている。金沢市町会連合会を始めとする市民団体 11 団体、金沢商工会議所を始めとする経済団体 4 団体、金沢市 P T A 協議会を始めとする学校関係 4 団体、石川県警察本部を始めとする行政関係 4 団体、金沢市議会及び金沢市の合計 25 団体で構成される。

運動目標には、

喫煙マナーの向上運動

空き缶・たばこなどのポイ捨て防止運動

犬のフン持ち帰り運動

交通マナー向上運動

あいさつ励行運動 を掲げる。

事務局は市民参画課が務め、活動計画の立案から実施に至る各過程で中心的役割を果たし、運営費の一切を市の補助金で賅っている。

この活動は、一市民である監査人も眼にする処であり意義のある活動と評価できるものである。

しかし、実はこの補助事業はある種の典型的な問題を抱えている。

発足当初には、こうした活動を市民の自発的活動として根付かせたいとの意図があった。それ故敢えて市民活動団体を設立したのであり市議会議長に会長を委嘱しているのである。また、その意図の故に多くの団体を組み込んで構成されているものである。

活動の理念や活動内容は申し分なく、今後も是非継続すべきものと思われる。それ故、補助金の必要条件である公益上の必要性は満たしていると言えよう。

しかし、残念ながら本来意図したところである市民の自発的活動に委ねるという自立へ向けた努力が欠落している。この事業だけでなく、現行の補助事業には同様の問題を抱えるものが多い。

その原因は、発足当初において終期を設定しなかったことにある。終期設定がないとその後には前年踏襲に継続されがちとなり、また自立に向けた努力を行うという発想が生まれてこないのは当然といえよう。

この事業は、マナーの向上を市民の自発的活動として根付かせていくために、多くの団体を組み込んで、市議会議長を会長とした市民会議で運営しているものである。喫煙マナーの向上等においては、JTなどの民間企業とタイアップしてマナー向上運動を行うなどの努力は行っている。

しかし、年々補助金が削減されているという現実の中で有効な事業を継続するためには、全額を市の補助金で運営するのではなく、市と市民による協働のもと、発足当初の目的に返って、市民活動として自立を目指す努力が望まれる。

(3)休日保険薬局制度補助

所 管	福祉健康局	保健衛生課	
補 助 目 的	休日の当番診療の際、発行される処方箋の応需体制を整え、もって市民の健康回復維持に寄与する。		
概 要	休日に発生する救急患者の処方箋応需体制の確保をはかるため、各休日毎に医院の当番に合わせ、最寄の2軒の当番薬局を指定して営業する。		
交 付 先	社団法人 金沢市薬剤師会		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	2,920	3,090	3,150
補助対象経費	2,920	3,090	3,150
補 助 金 額	290	290	290
補助開始時期	昭和53年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

終期設定が必要である。

補助事業者である金沢市薬剤師会は歯科医師会と定期的に研修会を持ち、相互のコミュニケーションを取りながら患者に対して便宜をはかるよう工夫をしながら本事業を遂行している。医薬分業が進んでいる中、薬剤師会が行う本事業の意義は重要であり薬剤師としての社会的使命を果たそうとする姿勢は敬意を払うに値する。

しかし、発足から30年近くが経ち、世の中の事情が大きく変化している。一つには大型ドラッグストアの出現である。そうした店は年中無休の処もあり(すべてが調剤薬局ではないが)休日の応需体制が他に皆無ではない時代になっている。

次に、様々な業界において、それぞれの専門的知識を社会に役立てようとする事業が試みられており、これらの事業に等しく補助金を交付しているかという点決してそうではない。

本件補助金は、総事業費の9.2%という補助割合であり、これが無ければ薬剤師会の社会的使命を果たすことが不可能になるかという点そうではないと思われる。

また、金沢市としても薬剤師会に29万円の補助金を交付すれば休日の処方箋応需体制に関する市の責務は全うされたと考えるわけでもないであろう。

それでは何故、本件補助金が30年近く継続し、その間何らの見直しも行われなかったのだろうか。

社会に対して有用である、即ち公益性が高い事業に対して行政が支援を行うことは当

然であるとの認識が一般的にあり、これは市当局にも市民間にもある。一度交付された補助金はその後明らかに公益性が失われたと認識されるような特殊な場合以外は継続しがちである。しかし性格的公益性のみが補助金交付の正当性を保証するかというところである。

補助金を交付することの正当性について「公益性」は大前提ではあるが決して十分条件ではない。市の関与の必要性や優先度を始めとする幾つもの条件をクリアーするものでなければならないはずである。

補助金には、永年継続する内に社会の変化が生じていることも大いに有り得る故、原則として終期設定をし、見直しを励行すべきである。

6. 事業内容等を見直すべきもの

(1) 寺院等土塀山門修復事業費補助

所 管	都市整備局	まちなみ保存課	
補 助 目 的	金沢の個性ある都市景観を保存、育成又は創造し、ゆとりと潤いのある美しい町を形作って、後世の市民に引継いで行く。		
概 要	条例に定める伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域、三寺院群及び寺社風景保存区域内の寺院等土塀山門修復事業にかかる設計、監理、工事費用に対して75%を補助する。		
交 付 先	宗教法人西方寺 他3件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根拠条例等	金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例		
交 付 要 綱	金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	補助対象事業費の75%（1,000万円を限度とする）		
金 額（千円）	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	65,396	49,964	22,941
補助対象経費	63,053	42,420	22,941
補 助 金 額	41,360	19,500	10,940
補助開始時期	昭和45年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

補助開始より既に35年が経過しており、当該補助制度を継続するのかもしれないのか検討すべき時期になっている。

当該支援制度は景観条例に基づく他の支援制度とも相俟ってすぐれた都市景観を作り上げるのに役立ち、景観法の先駆けともなっているものでもあり、公益性の観点からは評価できるものである。

しかし、当該事業は補助開始より、すでに35年が経過しているにもかかわらず、金沢市では、指定区域内の対象寺院数を把握しながらも、事業の終期を定めていない状況にある。

当該支援制度は土塀や山門の修復事業が対象である性格上、このまま放置すれば半永久的に継続することも予想される。

この点に関する市の回答も、寺院等土塀山門の修復事業という工事の性格上、一定期間に補助申請が集中しないよう、長期にわたり実施していく必要があること等から終期を設定しがたいということであった。

当該補助金の目的とするところは都市景観の保護と歴史的資産の継承にあるが、補助開始より既に35年が経過しており、景観保護に関する効果測定を至急実施するとともに、当該補助制度を継続するのかわからないのかも含めた早急な見直しが必要である。

(2)金沢市スポーツ事業団自主事業補助

所 管	都市政策局	スポーツ振興課	
補 助 目 的	体育・スポーツの普及振興を図り、体育施設を広く市民の利用に供しもって市民生活の形成に寄与することを目的とする。		
概 要	金沢市総合体育館をはじめとする施設等の管理運営及び生涯スポーツ普及事業としての生涯スポーツ事業の運営費に対して補助を行っている。		
交 付 先	財団法人金沢市スポーツ事業団		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
算 定 方 法 等	予算査定による		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	376,057	334,985	329,825
補助対象経費	335,548	304,841	301,882
補 助 金 額	312,347	275,248	277,095
補助開始時期	平成7年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

「施設管理受託事業」の職員費は委託料として支出すべきである。

補助目的は財団の運営費補助であり、運営費は「管理費」と「自主事業費」から構成される。しかし、事業内容を見ると大半は「施設管理受託事業」の職員費である。このことから判断すると、「管理費」のうち「施設管理受託事業」に係る職員費については「委託料」として支出がなされるべきであり、補助対象経費はこれを除いた額とすべきである。

上記の「施設管理受託事業」とは、財団においては次の事業を指す。

- ・ 体育施設管理受託事業
- ・ 公園施設管理受託事業
- ・ ふれあい施設管理受託事業
- ・ 指定管理体育施設受託事業

こうした施設管理に係る支出は、補助金ではなく委託料として入札及び契約行為を伴う方法で支出すべきであった。但し、この件については平成18年度より改善され、現

在において当該問題は解消している。

(3)金沢市観光協会助成費

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

所 管	産業局	観光交流課	
補 助 目 的	金沢市への観光客誘致宣伝事業ならびに観光関連業界の発展および観光客受け入れを行うため、金沢市観光協会の運営費を補助する。		
概 要	金沢市観光協会は観光事業者の団体であり、マスコミ宣伝、テレホンサービス、観光インターネット、食事情報発行、協会だより発行などを行っている。協会が行う事業は会費収入や事業受託金で賄われるが、事務局人件費と事務局の一般経費は金沢市が補助している。		
交 付 先	金沢市観光協会		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	金沢市観光協会事務局運営費全額を予算措置により交付する。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	17,550	16,716	20,003
補助対象経費	17,550	16,716	20,003
補 助 金 額	17,550	16,710	19,970
補助開始時期	昭和63年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(2) 意見

金沢市観光協会の事務局員の構成を再考すべきである。

金沢市観光協会には4名の事務局員がおり、そのうち3名は市役所職員OBであり、1名は協会採用者(経理担当)である。一般論ではあるが、このような団体はOBの安住の地となり不効率な業務運営がなされているのではないかという疑念が持たれやすい。また、事務局員に民間観光事業出身者がいたほうが、協会としてもその人物の知識や経験を生かした活動ができると思われる。このような理由から、市役所職員OBのウエイトは縮小すべきである。

補助金のあり方を運営費補助から事業費補助に切り替えるべきである。

現在の補助金額は協会事務局の人件費と一般経費を対象とし、その全額とされている。これはいわゆる運営費補助といわれるものであり、補助を受ける側が自助努力により効率化を行う誘因がなく、毎年継続して同じような支出が繰り返されてしまうという欠点がある。原則的には、運営費補助はできるだけ廃止して事業費補助に切り替えるべきである。

金沢市観光協会全体の事業規模はかなり大きなものであり、協会の自助努力により事務局運営費を賄える組織に徐々に誘導することは可能であると思われる。そのための方策として、協会の事業から補助対象事業を選定し、事業費補助に切り替えるべきである。

(4)(財)金沢芸術創造財団ホール自主事業補助金

所 管	都市政策局	国際文化課	
補 助 目 的	音楽、舞踊、演劇等の芸術文化の創造に関する事業を積極的に企画実施し、市民の生涯にわたる芸術文化の土壌を醸成するとともに金沢市の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。		
概 要	音楽、舞踊、演劇等の芸術文化の創造に関する事業を積極的に企画実施を行う自主事業費の補助を行う。		
交 付 先	(財)金沢芸術創造財団		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	補助金額は要望を受け、予算編成の中で算定		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	37,311	49,320	28,978
補助対象経費	37,311	49,320	28,978
補 助 金 額	16,602	20,900	11,650
補助開始時期	平成5年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

実施する自主事業内容の見直しが必要である。

(財)金沢芸術創造財団では、音楽、舞踊、演劇等の芸術文化の創造に関する事業を実施し金沢市の芸術文化の振興に寄与することを目的として自主事業を企画し、実施している。この芸術文化振興という点から判断すると、公益性について問題はないと言える。

そこで、(財)金沢芸術創造財団にて実際に実施されている自主事業の内容を見ると、「鑑賞型」と「参加・育成型」の2つの種類に区分され、平成17年度では、次のような事業が行われている。

【平成 17 年度ホール自主事業実績】

種類	実施日	事業内容	会場	入場者
鑑賞型	6/23	シリーズ日本の至芸第 10 回「人間国宝 山勢松韻・琴唄と箏のしらべ」	アートホール	193
	7/10	ファミリーシアター しまじろううみのだいぼうけん	観光会館	3,107
	8/19	アートホールクラシック 2005 15 人の新進演奏家によるコンサート	アートホール	258
	9/20	劇団四季ファミリーミュージカル「魔法をすてたマジョリン」	文化ホール	811
	10/14	2005 ビエンナーレいしかわ秋の芸術祭参加事業 佐藤しのぶソプラノリサイタル	観光会館	865
	10/24	宝くじ文化公演 イルカアコースティックコンサート	文化ホール	767
	3/17	天満敦子ヴァイオリンリサイタル「望郷のバラード」, 「北の宿から」ほか	アートホール	295
			鑑賞型計	6,296
参加・育成型	9/18	第 15 回市民聞香席 志野流香道金沢 橋本一枝	文化ホール	201
	12/19	金沢ユースコーラスクリスマスコンサート	アートホール	250
	12/23	フレッシュコンサート 2005 オーディション(応募 25 名、合格 8 名)	アートホール	70
	2/18	フレッシュコンサート 2005 in KANAZAWA (ゲスト 稗島律子)	アートホール	193
	3/5	第 6 回 日本舞踊の世界	アートホール	255
	3/18	2005 金沢モダンダンスコンサート現代舞踊公演	文化ホール	435
			育成型計	1,404
		総合計	7,700	

上記のホール自主事業の内容をしてみると、「鑑賞型」、「参加・育成型」の両者とも入場者数からみて、目的とした芸術文化の振興に効果が現れていると考えられる。

しかし、「鑑賞型」の実施内容は一般の事業者が実施しているコンサート等と変わらず、あえて(財)金沢芸術創造財団が自主事業として実施する必要性は比較的乏しいと考えられる。むしろ、一般の事業者の実施が収支計算上は困難であると考えられる「参加・育成型」を中心として実施していくべきであり、これら事業をより多く実施していくことにより、市民の芸術への直接的な参加機会が増え、ひいては市民の芸術文化の振興にも役立っていくと考えられる。そしてそこに、金沢市が関与する意義が見出せることになる。

金沢市が(財)金沢芸術創造財団の自主事業に対して公益性があるとして補助金を交

付するには、より市民の芸術に対する意識・理解の向上のために財政的支援を受けなければ実施が困難な自主事業を中心とした実施内容の見直しが必要であると考え。

(5) 公共事業関連土地改良事業費

所 管	産業局	農林基盤整備課	
補 助 目 的	公共事業に関連して改良された土地等について発生した費用の一部を負担する		
概 要	改良された土地に関する換地業務、公共性の高い水門・パルプライン等の修繕業務		
交 付 先	清水町農業生産協同組合 他 4 件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	農林業等に関する補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	各事業について、要綱に定められた補助率を補助対象経費に乗ずる		
金 額 (千円)	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度
総 事 業 費	30,603	14,396	18,659
補助対象経費	30,603	14,396	18,659
補 助 金 額	19,840	10,970	12,780
補助開始時期	昭和 5 4 年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

迅速な効果測定が必要である。

修繕工事等について、修繕前と修繕後の写真は起案書類の中に添付されているが、その修繕の状況を示すもの等は一切存在しない。平成 1 7 年度の修繕における効果測定は 1 年間経過をみて、平成 1 9 年度に実施されとのことである。

確かに、修繕における詳細なデータを分析するには、その後 1 年間程度の経過をみる必要はあると思われる。しかし、修繕によりどのようなところが改善され、結果どのような効果が見込まれそうか、といったことについては、修繕後の実地調査にて記録しておく必要はあると思われる。

また、添付されている写真についても、見た限り、修繕後の状況が修繕前と比べてどのように変わったかが分からないものが見受けられた。事務形式的に写真を撮るのではなく、どのように修繕がなされたかが分かるように工夫して写真を撮るとともに、添付する写真にコメントを付すなどして、その内容が分かるようにしておくべきであると思われる。

補助事業者の他の補助金収入の状況を把握すべきである。

公共事業の性質によっては、補助事業者が金沢市からの補助金のほかに、石川県等から補助金を受け入れている可能性があるが、そのような状況については、市は把握していない。

当該補助金は、金沢市単独の制度により支出されているものであり、金沢市としては交付要綱に基づき支出されていれば何ら問題はない、という考えもある。しかし、結果として過剰な補助金を受け入れている補助事業者がいる可能性があることも否定できない。他からの補助金の収受の状況を把握すべきである。

7. その他

(1)私立幼稚園等運営費補助

所 管	教育委員会	教育総務課	
補 助 目 的	教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減及び幼稚園経営の安定。		
概 要	私立幼稚園に対する運営費（人件費、教育研究費）の補助。		
交 付 先	私立幼稚園 北陸学院幼児研究所等 38園		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢市私立学校運営費補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	予算で定められた補助金額の60%を各幼稚園に均等に交付し、30%を各幼稚園の学級数、10%を各幼稚園の園児数の割合に応じて交付する。		
金 額（千円）	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	118,016	3,497,145	3,387,454
補助対象経費	118,016	2,053,471	2,087,233
補 助 金 額	115,296	112,990	112,412
国、県からの補助金額		994,967	970,769
補助開始時期	昭和40年度以前		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

支出の適正について監督が必要である。

本補助金の対象経費は、人件費及び教育研究経費であるが、その使用状況について、きちんと市による監督がなされているとはいえない。

市として、各幼稚園が雇用している職員数などについては報告を受けているが、具体的に誰にいくらの人件費が支出されているか、証憑を確認していないところか、報告さえも受けていない。

市としては、目的外の経費に本補助金が支出されていないかを、より厳格に監督すべきである。

補助金額の算定方法についての検討が必要である。

ア) 本補助金の補助対象経費は、人件費と教育研究経費であるが、補助対象経費の額を無視して補助金額は定められている。長年に亘り、慣例によって、予算で定められた補助金額の60%を各幼稚園に均等に交付しており、補助対象経費の多寡、幼稚園の規模の大小にもかかわらず、各幼稚園が受け取る補助金額に大差がない現状にある。

イ) かしながら、補助の対象である、人件費、教育研究経費などは、各幼稚園により大きな差がある。にもかかわらず、補助対象経費の多寡を無視して、補助金額の 60% を各幼稚園に均等に分配することが公平で合理的であるかについては疑問である。

本補助金が、教育条件の維持・向上の動機付けとなるためには、人件費や教育研究費を多く必要とする幼稚園には、それに応じて、高額な補助金を交付するのが合理的である。

ウ) また、補助金額の 60% を幼稚園の規模を考慮せずに各幼稚園に均等に交付することについても疑問の余地がある。

確かに、幼稚園の運営にはその規模にかかわらず、一定のコストがかかるため、規模に応じて補助金を交付することは、小規模幼稚園の経営を圧迫する恐れが高いという問題がある。

かしながら、本補助金は、各幼稚園の経営状況については考慮せずに交付されるものであり、また、対象経費が人件費及び教育研究経費とされている。このような事情からして本補助金は、小規模幼稚園の経営の安定という目的を達成するためにふさわしいものではない。真に小規模幼稚園の経営の安定を図る公益上の必要性があるのであれば、本補助金の 60% を均等割りに交付するという方法ではなく、各幼稚園の経営状況に応じて補助するなど、別の方法を検討すべきである。

エ) 以上からして、各幼稚園に交付する補助金額の算定方法については見直しが必要である。

補助金の目的の明確化、それに応じた補助方法について検討が必要である。

私立幼稚園に対しては、国から大きな補助金が交付されており、それに加えて、市が本補助金を交付することについては、どのような必要性があるかについては、きちんと吟味されているとはいいがたい。

本補助金が、人件費と教育研究経費に限られているところからすると、経営の安定については国の補助金に委ね、国の補助金ではカバーできない教育条件の維持向上を図ることが主たる目的であると考えられる。

しかし、そうであるならば、本件のような一般的な補助よりも、個別の教育条件の向上に対する補助の方が合理的でないかどうかを検討する必要があるところである。

また、具体的にどのように本補助金が教育条件の維持向上に資しているのかにつき実績報告を受け、本補助金が目的外に支出されていないかどうかをきちんと監督する必要がある。

(2)国際機関等との連携による国際協力方策等調査事業補助金

所 管	都市政策局	企画課	
補 助 目 的	国連大学との連携により、環境分野における調査・研究等の事業を推進する。		
概 要	平成8年(1996)10月3日、国連大学と(財)石川県国際交流協会が締結した協定に基づき、石川県と金沢市が共同で支援するいしかわ国際協力研究機構に、国連大学から専門家及び研究員を受け入れ、国連大学及び国連大学高等研究所とともに各種連携事業を行う。		
交 付 先	(財)石川県国際交流協会		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	市単独	
算 定 方 法 等	1.調査事業費、協力事業費、運営費のうち人件費を除く...石川県：50%、金沢市：50% 2.運営費のうち人件費...出向者人件費実額(100%)		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	58,856	49,316	51,025
補助対象経費	58,856	49,316	51,025
補 助 金 額	24,901	23,165	24,840
国、県からの補助金額	33,955	26,150	26,185
補助開始時期	平成9年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

国際機関との連携により、環境分野における金沢市の取り組みを全国・全世界に発信するという目的で補助金を支出することは、昨今の環境問題に関する関心の高まりから判断すると補助金として支出する意義はある。

市民への研究、及びその成果に関する情報発信を積極的に行わせるべきである。

研究テーマである環境問題は、市民にとって身近で重要な問題であり、この研究による問題点等について、広く市民に認識してもらうことが重要であると考えられる。

いしかわ国際協力研究機構では、国際理解と協力への関心を高めるため、平成17年度では以下のセミナー等を開催している。

	名称	テーマ	実施日	参加者数
1.	国連大学グローバルセミナー	「人間の安全保障 国連・国家・社会の役割」	平成 17 年 11 月 23 ~ 26 日	31 名
2.	国際シンポジウム	「金沢大学 COE IICRC 国際シンポジウム」	平成 18 年 3 月 9 日	84 名
3.	いしかわラウンドテーブルセミナー	「現状に即応する制度と新たな環境政策」	平成 17 年 4 月 25 日	7 名
4.	いしかわラウンドテーブルセミナー	「里山の保全・東南アジアと日本の経験」	平成 17 年 10 月 8 日	25 名
5.	国際環境問題についての出前講座	「国際法における先住民族、生物多様性、関連伝統知識の保護」	平成 17 年 7 月 28 日	18 名
6.	国際環境問題についての出前講座	「生物多様性保全における先住民族、地域住民及び伝統的知識の役割」	平成 18 年 1 月 19 日	10 名
7.	国際環境問題についての出前講座	「世界における環日本海域の役割と将来」	平成 18 年 1 月 27 日	9 名

上記のようにセミナー等の開催は行われているものの、参加人数をみると、広く一般市民が参加している状況にあるとは言い難いと考えられる。

研究内容については専門性が要求されるため、すべてのセミナー等に市民が出席することは必要とはしないと考えられるが、市民が環境に対する意識を高めるという点で考えると、例えば、開催日が平日に行われており、一般の市民にとっては参加することに制約があるため、週末に開催する等の方策を採っていくべきであると考えられる。

こうした補助金の場合には、その支出に公益的意義はあるものの、支出の効果が市民からは分かり難い。研究の成果について市民に広く公開する機会を持つことにより、市民が関心を持ち、その意識が高まって初めて補助金が活けるといえよう。

なお、このことは、第一義的にはいしかわ国際協力研究機構が行うべきであるが、金沢市も積極的に指導するとともに、市広報などを活用して情報発信の支援を行っていくことも必要な役割ではないかと考えられる。

(3) さつまいも貯蔵施設整備事業費

所 管	産業局	農業センター	
補 助 目 的	高品質のさつまいもとして評価の高い『五郎島金時』の長期保存を可能にすることにより、長期安定的な出荷体制を確立させるため		
概 要	『五郎島金時』の長期保存が可能となる高度なキュアリング貯蔵施設の整備助成		
交 付 先	金沢市農業協同組合		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	市単独	
交 付 要 綱	農林業等に関する補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	農林業等に関する補助金交付規則により、補助対象経費の7/10を限度として補助。 農林業等に関する補助金交付要綱により、上記のうち5/10を国が、1/10を市が補助する。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費			284,445
補助対象経費			268,982
補 助 金 額			26,890
国、県からの補助金額			134,491
補助開始時期	平成17年度(単年度)		
補助終了予定時期	平成17年度中に終了		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

補助金支出につき、石川県と公平な負担関係を構築することが必要である。

当該補助金の交付目的は、金沢市の特産品である、さつまいも『五郎島金時』の長期保存を可能にすることにより、市場価格を安定させて栽培農家の経営を安定化させること、及び実需者の要求する数量・品質・出荷時期を満たして、『五郎島金時』の広域販売を可能にすることにある。このことからすると、当該補助金による受益者は、補助対象事業者である金沢市農業協同組合(以下、農協)と、金沢市内の栽培農家、そして最終消費者であるといえる。

ここで、「農林業等に関する補助金交付要綱」(平成17年4月1日施行)によると、当該事業についての補助金負担については、その総額の1/2を国が、そして1/10ずつを石川県と金沢市が負担することとなっていたが、石川県は補助金を交付していなかった。理由を所管課にヒアリングしたところ、石川県は平成17年度から山間地の事業については補助するものの、平坦地の事業については補助の必要性がないと判断し、補助金交付を取りやめたとの回答を得た。

農業振興はもはや国策であるといえるため、国が補助金を交付することは分かるが、金沢市が補助金を交付し、石川県が交付しないというのは、最終負担者である金沢市民の立場からは公平性に欠けるものといえる。石川県が上記理由をもって、補助金交付を取りやめたというのであれば、金沢市も取りやめなければ、金沢市民に対して納得のいく説明が出来ないものと思われる。

但し、今回の場合については、農協の事業計画策定後に、石川県に引き続き金沢市までも補助金交付を取りやめると、農協に多大な損害を与えるだけでなく、その損害が契約農家に波及することも考えられたため、金沢市としては当初の計画どおり交付せざるを得なかった、という事情もある。そもそも当該補助金に関する公益性については、疑いようもないため、交付することについては何ら問題はないといえるが、前記したように、県と市の補助金の負担関係については、再考の余地がある。

(4)木の家づくり奨励事業費

所 管	産業局	農林基盤整備課	
補 助 目 的	建物における木材の利用の促進を図る		
概 要	木造個人住宅の建築において、県内産のすぎ柱を50本以上使用する場合に、申請者に対して補助金を交付する。		
交 付 先	個人91件		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢市木の家づくり奨励金交付要綱		
算 定 方 法 等	県内産杉柱使用本数×2,800円。但し、総額で250,000円を限度とする。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	7,551	15,049	18,038
補助対象経費	7,551	15,049	18,038
補 助 金 額	7,551	15,049	18,038
補助開始時期	平成15年度		
補助終了予定時期	平成20年度		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

金沢市が補助すべきものであるか、検討する余地がある。

当該補助の目的は、建物における木材の利用を促進し、以って林業の衰退に歯止めをかけることにある。当該目的のために補助金を交付すること自体は公益上必要なものと認められる。しかし、木材の対象が市内産の杉ではなく、県内産の杉としているところに、金沢市が単独で補助金を交付する意義があるか、疑問がある。

当該補助金を交付する本来の目的は、個人等が行う造林や金沢市が事業として行っている市営分収造林の造林地における杉の利用促進にあった。ところが、当該造林地から伐採される杉の量が少なかったため、市内産の杉に限定せず、県内産の杉を対象にしたとの経緯があったとのことである。

また、当該補助金の交付期間については当初、特に期限は定められていなかったが、金沢市の行政評価により、上記事実に加え、年々補助金額が増大していることから、平成20年度でいったん終了を予定し、見直しをすることとなっている。

補助金額が増大しているということは、1件あたりの補助金額の大小の問題を除けば、木材の利用が促進されていることを意味しているのであるから、問題があることではない。当該補助金交付の問題は、金沢市が単独で補助する必要があるかどうかにある。

石川県からは、当該補助金とは別のアプローチで県内産の杉の促進利用のための補助金が交付されていることからしても、平成21年度以降の見直しの際には金沢市が交付する必要性を検討されたい。

(5)貿易振興団体事業助成費

所 管	産業局	商業振興課	
補 助 目 的	貿易促進関連諸事業を実施することにより、本市における地場産業の輸出を振興し、かつ輸入および海外投資の促進、外国事情の普及を図り、本市経済の国際化に資する。		
概 要	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の金沢貿易情報センターに対し運営費の一部を補助。		
交 付 先	日本貿易振興機構金沢貿易情報センター		
補助金の性格	国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	定額		
金 額（千円）	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	189,249	201,392	201,392
補助対象経費	189,249	201,392	201,392
補 助 金 額	1,350	1,350	1,350
国、県からの補助金額	石川県及び他の市町村から年間11,000千円余の補助金交付		
補助開始時期	昭和36年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

この補助金を市が交付することの必要性ならびに事業そのものの枠組みを見直すことが必要である。

ジェトロの実施する海外貿易等促進事業の効用については既に定評のあるところであり、本市においても海外との関わりを持つ企業の殆んどがジェトロの情報提供を享受している。それ故本市経済の国際化に貢献している事実をもって公益性を説明することは出来よう。

「補助事業実績報告書」に添付されている「収支決算書」は次のとおりである。

(単位：千円)

支 出		収 入	
職員給与	30,758	金沢市補助金	1,350
管理運営費	6,925	石川県補助金	8,180
情報提供費等	163,709	他市町補助金	3,253
		自己負担	188,609
合 計	201,392	合 計	201,392

こうした低率かつ定額の補助金について45年間の永きに亘り、その必要性に関して何故何の見直しも行われなかったのであろうか。

本市経済の国際化にとって市が果たすべき役割は、この補助金を交付することで全うされるのであろうか。

この事業が開始された当初の意図は、余りにも時間が経ち過ぎて今では明快に説明出来る者さえいない。慣例的に制度が維持されているに過ぎない。従って定額でしか額を計算できない。

金沢市として、地元企業の国際化を支援することの必要性を否定するものではないが、この補助金に限って言えば、その必要性ならびに事業の枠組みを見直すべきである。

8 . 上記の他、個別検討を行った補助金の一覧

所	管	名 称	金額 (千円)
都市政策局	交通政策課	公共交通事業拡充対策費	9,769
		生活バス路線維持費補助金	13,106
	国際文化課	金沢国際交流財団補助金	57,779
		金沢芸術創造財団運営助成費	250,044
		金沢文化振興財団助成費	87,833
	スポーツ振興課	金沢市体育協会運営費補助	26,300
		医王山スポーツセンター管理運営費補助	32,159
	文化財保護課	文化財保存助成費	31,980
	歴史建造物整備課	伝統的建造物群保存地区保存対策事業費補助	44,191
産業局	商業振興課	近江町市場「市民の台所」活性化事業費	107,000
		活性化モデル商店街支援事業費	19,460
		中心市街地出店促進事業費補助	17,200
		雇用拡大関連企業立地助成金	63,080
		中心市街地業務機能集積促進費補助	62,700
	観光交流課	金沢コンベンションビューロー事業助成費	25,583
	工業振興課	新製品・デザイン開発促進費	21,270
		I S O 認証取得助成費	20,930
	労働政策課	金沢勤労者プラザ管理運営費補助	27,209
	農林基盤整備課	活力ある農地再生支援事業費	68,170
		河北潟干拓地農家負担金軽減対策費	20,309
市民局	市民参画課	町会連合会運営費補助	13,960
		コミュニティセンター建設費補助	51,700
		金沢ボランティア大学校費	25,770
福祉健康局	長寿福祉課	高齢者等生活自立住宅改造支援事業費	121,773
		老人クラブ活動費補助	19,676
		軽費老人ホーム運営費補助	73,366
	保健衛生課	病院群輪番制事業費補助	8,241
	障害福祉課	障害者小規模作業所運営費補助	80,324
		精神障害者小規模作業所運営費補助	18,689
		精神障害者小規模通所授産施設補助	15,750
		精神障害者地域生活援助(グループホーム)費	19,112
環境局	リサイクル推進課	省資源対策推進事業補助金	500
都市整備局	再開発課	武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発事業一般会計補助事業費	130,560

		第三・四工区一般会計補助事業費	72,700
	区画整理課	都市再生推進事業費補助	212,835
	住宅政策課	まちなか住宅建築奨励金	130,480
		まちなか住宅団地整備促進費補助	23,268
		まちなか共同住宅建設費補助	77,000
		いい街金沢住まいづくり奨励金	52,880
	まちなみ保存課	都市景観形成啓発事業費	1,150
	建築指導課	既存建築物耐震改修促進事業費	4,760
教育委員会	教育総務課	私立高等学校運営費補助	10,616
		学校給食会運営費補助	9,138
	学校職員課	国際交流財団英語普及事業補助金	48,525
	生涯学習課	子ども仲間づくり推進費	9,420
		米丸公民館移転事業費	89,500
消防局	消防総務課	婦人防火クラブ育成費	1,700

第8 まとめ

1. 補助金に係る問題点の整理

以上における個々の補助金の検討の結果、補助金に係る問題点は次のように整理できる。

(1) 公益上の必要性

個別に検討対象とした案件において、ほんの数例を除けばその補助事業の性質に関する蓋然的公益性は一応説明ができています。しかし、必要性については多くの場合において説明ができません。

この原因は、補助金の交付決定段階において「必要性」という概念が不十分であることによる。即ち「公益上の必要性」を判断する上で「公益性」が説明できればそれでよしとする傾向にあるのが実態といえる。

個別の補助金を検討した結果、永きに亘って継続されている補助金にはこうした傾向が強い。それは市の財政が比較的豊かな時代にスタートした故、必要性のチェックが十分ではなかったのであろう。そうした時代には公益性さえ説明できれば補助金交付決定に異論を差し挟むことはなかったと推定される。そして一旦交付された補助金は前年踏襲で継続されてきた。気がついたら20年もの歳月が流れ、今更廃止できない状況になりかけている。毎年の交付申請時の事業説明も略決まり文句で記載され、前年からの継続案件であれば殆んどの場合において交付決定される。

近年の、財政の逼迫化を受けて、各所管課において金額的縮減（減額）の努力は行われているが根本的な見直しには至っていない。

こうした半ば既得権化した補助金が存在することになった原因は、
必要性を客観的に判断する機能が存在しない
終期が設定されていない

ことにあると考えられる。

ある程度継続すると、交付者においても交付を受ける補助事業者においても交付は当然のこととして理解されてしまう。毎年の事業計画においても補助金交付を前提とした予算が作成され、補助金が打ち切られるなどということは誰も考えない。今後も当然に交付されるであろうという中では自助努力という発想は生まれようがないのはむしろ当然である。

(2) 財政的支援の必要性和市が関与する必要性

前述の「公益上の必要性」における「必要性」の部分の一部を成すものであり、今回の監査においてももっとも疑問を感じた事項でもある。

或る公益性のある事業を実施しようとするために組織された団体が、その単一の事業のみを行うような場合には比較的理解し易いが、規模の大きな団体が幾つもの事業の一環として行う補助対象事業などではこの財政的支援の必要性をどのレベルで考えるのが問題である。

その事業が実施されれば公益上は有用であると期待される事業を実施しようとする

る時に、事業者の負担が大きく行政が財政的支援をすることにより収支が均衡するといった場合に事業者が他に収益財源を有して全体として余剰金が生じているとすればその事業者には財政的支援が必要といえるのであろうか。

補助金は個々の事業単位で財政的支援の必要性を考えれば良いとする考え方もある。その根拠の大きなものは、政策実現効果が期待できるという点である。住民の福祉の増進のためには当該補助事業を行うことが望ましく、しかも行政が全てを行うよりは少ないコストで済むとすれば政策実現効果が高いということになり補助金交付の大きな理由になる。

しかし、経済的富者が行政に補助金という形での支援を求めることは抑制されるべきである。また同時に行政は民間に対して、社会貢献行動に積極的に参加することを求めるべきである。

その理由は、市民協働にある。市という限られた地域の中で住民の福祉の増進を実現しようとする場合に、行政が市民の税金を財源として実施すべき施策と市民が自らの手で行うべき行動とは分けて考えられなければならない。今日多くの企業や団体が組織の理念として社会貢献を掲げている。そうした社会貢献の意思を行動に移そうとするとき行政の政策意図は尊重されるべきであろうし手助けが必要ともなろう。しかし、財政的支援は別問題である。

行政がなすべきことを一部コストの補助金という形で達成できれば安上がりではあるが、事の本質はその事業についての本来の義務者は誰であるかということである。地域に少額の奨励金を交付して行政がなすべきと理解されている事業を代行してもらった場合、それは本当に行政がなすべきことなのかという疑問は常に持たなければならない。多くの場合、それらは本来市民が自ら行うべきことであると思われる。行政のなすべきは、それらが市民自ら行うべきことを啓発することであろう。

市民は行政サービスの対価として市税を負担している。しかしこれで行政サービスコストが負担しきれないとすれば市民の負担を増やすしかない。市民はどちらを選択するであろうか。

経済的に余裕のある団体等に補助金が交付されている原因は、

財政的支援の必要性が個々の補助金単位で判断されている

実績報告において徴される収支報告書が個々の補助事業のみの収支を抜粋したのになっており、補助事業者の全体収支や財務内容が明らかにされていない

点にある。

(3) 自立を促す努力が必要

金沢市はこれまで市民活動として根づかせるためにその活動基盤となる団体を創ってきた。そうした団体については多くの場合、市職員が事務局機能を果たし、事務局も担当課に置かれている。そうしてその状態が延々と続いている。補助金の額

としては比較的少額のものが多いが市職員の人件費等も考えねばならない。

こうした団体が自立できないのは何故か。

その原因は、当初において終期が設定されていないからである。

終期がないため、何時までに自立するという目標が生まれてこない。当初の意図は、最初は市が経済的にも人的にも支援をし、将来的に市民の自発的活動に転じたということであったはずである。それならば時間的目標である終期を設定すべきであった。

地域住民の一人として市民活動に参加したいと考えている市民は多いと思われる。こうした活動は市民からの提案を求め、市が自立のための支援を行うことが必要であると考えられる。

(4) 県関連補助金

金沢市は石川県の県都であり人口も三分の一強が偏在する関係上、県の施策に関連する補助金が多く存在する。県関連補助金はどちらかといえば県主導で運営されているとの印象を受ける。

こうした補助金について検討を要するのは、受益者は誰かという点である。金沢市民は同時に石川県民でもある。県はその広域性からの判断で金沢市に対して相応の負担を求める。ところが当初の趣旨はともかく、周辺市町村も同時に負担すべき内容を金沢市のみが負担しているものがあると思われる。これらは県に対し主張すべきである。

行政区分は道路の飛躍的発達により垣根が失われつつある。石川県の基幹産業となっている機械工業等の工場立地が金沢市に隣接する白山市や野々市町に移りつつある現状では金沢市の負担をどのように考えればよいのであろうか。

結局、現在の段階では広域に属する県の施策は県が実施し、その事業による受益の負担を関係市町村が負担金として支出するのが公平と思われる。

しかし将来的には県・市を合わせた全ての施策の振り分けが必要となろう。そのきっかけとなるのは現在議論が行われている道州制である。地方制度調査会の答申では9道州、11道州、13道州制が例示されているが、11道州、13道州制案においては何れも新潟県、富山県、石川県および福井県の4県が北陸という道州を形成するという事になっている。実現の可能性は定かではないが、もしそのような事態になるとすれば道州の政策的力点の置き方次第では市町村の自立が一層要求されることになる。

(5) その他

個別の補助金の検討において記載した通りであるが、上記以外にも夫々の例において要綱や規則の整備が求められるもの、事業内容を見直すべきと考えられるものなどがある。

現在のところ金沢市には「金沢市補助金事務取扱規則」および「同施行規程」が補助金全体に係る規範として存在する。これらは補助金の交付事務に関する手続を

定めたものであり、すべての補助金交付事務はこれに沿って執行される。しかし補助金の実質的意義や制度の運用に関わる規範は存在しなかった。

補助金には様々な種類のものがある。それらを同一の規範でまとめることは不可能であろう。先ず類型別に分類し、それぞれの類型固有の問題毎に解決策を考えなければならない。

2. 補助金交付システムの構築

以上の検討により明らかとなった問題点を解決し、今後の在るべき補助金交付システムを構築するために必要な事項を類型別に整理する。

(1) 政策型補助金

この類型は、市の意思では改革を行うことは不可能で、市民の意見等を国等に伝える取り組みがなされるべきものである。ただ、現在どのような補助金があり、それらの財源が国からの補助金なのか市民の負担なのかといった点につき十分な情報開示を行うべきである。パブリックオピニオンを求めようにも補助金の一覧表すら作成・公表されていない現状では市民は全く把握のしようがなく、こうした状況は改善すべきである。

(2) 公益法人等運営費補助金

当該公益法人等の存在意義を検証する必要がある。

ここで問題となるのは、市が設立・助成している財団法人等である。これらの存在意義についてはその必要性を検証する必要がある。何故財団法人でなければならないか、市が直接行うべき事業ではないか等の疑問をクリアすべきである。

そのためには第三者機関による評価を行うべきであり市役所内部においてこれを評価することは適当ではない。こうした団体には市のOBが職員として雇用されていることも多く、その是非も評価の対象となる。

このような団体には当初から自立が期待されておらず、永きに亘って補助金が継続されている。自立が無理である事業を政策として実施する必要があるとすればそれは市が直接行うべき事業である。一步譲ってこうした財団等の存在意義を肯定するとしてもその数は限られるべきであり、再編等によって効率的運営を目指すべきである。

(3) 県関連補助金

県関連の補助金は数も多く、県主導で負担額が決められているものが多い。

県という広域と市という地域との関係について今後の道州制の可能性をも念頭に置いた検討が必要である。受益者と受益の程度、市民税と県民税とのバランス等を考慮し、周辺の自治体をも含めた協議が求められる。

(4) その他の補助金

補助事業者から、その全体収支および財務内容を明らかにする書類を徴すること

とすべきである。

「金沢市補助金交付事務取扱規則」第3条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類に、補助金申請者の前年度の全体収支と財務内容を明らかにする書類を追加すべきである。

これは、事業者に対する財政的支援の必要性を審査する上で是非とも必要になる書類である。財政的支援の必要性は個々の補助事業毎に判断するという考え方もあろうが、他に十分な収益基盤を有している事業者に対する補助金交付は抑制されるべきである。

もし、政策実現効果の期待から、財政的に豊かな団体へ、個別補助事業の収支が合わないという理由で補助金を交付するのであれば、その補助事業が行われなくなったら失われる「公益」を説明する必要がある。

すべての補助金に、例外なく終期を設定すべきである。

現行補助金の件数では83%、金額では80%について終期が設定されていないが、今後は例外なく終期を設定すべきである。期間については事業補助金は3年、運営費補助金は5年程度が適当と考えられる。ただし、終期が到来すれば特別の理由がない限り期限の延長は行わない(サンセット方式)方式とすべきである。

交付決定に際して第三者を含めた審査機関の承認を受けることとすべきである。

従来のような担当課のみの審査では不十分である。何故なら客観性を欠き、他からの圧力に抗しきれない事情が生じえることを考慮すべきである。

ただし、これは初回と終期到来時に見直しが必要となった(上記サンセット方式において継続が求められた場合)時に限られる。

審査に際しては補助金の必要性が十分に吟味されなければならない。公益性の説明だけでは不十分である。ここで審査対象とすべき必要性とは次の事項である。

- ・市が関与する必要性(政策実現効果)
- ・財政的支援の必要性
- ・今、交付する必要性(緊急性)

この内、政策実現効果や緊急性はその時の市の政策力点に影響されるであろうし絶対的基準を設けようとするのはむしろ適当ではない。必要なのは市当局の政策と交付決定プロセスに関する透明性であろう。そのためには審査機関に第三者を加えることは是非とも必要である。

申請時に、効果の測定方法を予め申告させ、その方法も審査対象とすべきである。

市民への説明責任を果たすためには、効果の説明は不可欠であり、効果測定ができないものは原則補助対象とすべきではない。しかし文化事業に多く見られるように効果測定が困難なものもあることからこれに代えて目標設定の申告とせざるを得ないケースも考えられる。

補助率の上下限を設定すべきである。

補助対象経費に対する補助金の額、即ち補助率は10%以上50%以下とすべきである。

補助率10%未満の補助金は、真に市の財政的支援を俟たなければ成り立たないとは言いがたい。50%超の補助金はその依存度が高過ぎ、自主運営の妨げとなりかねない。事業の主体はあくまでも補助事業者であり市ではない。

他方、市民活動を根付かせるために組織された団体に対し運営費の100%助成を行う場合がある。これらは政策実現効果が期待されており、自立までの一定期間について高率の補助を行うことは認められるべきであろう。

また、補助事業者から更に事業に協力した団体等に報奨金的に少額の金銭を交付する例がある。インセンティブと考えれば効果的なのかもしれないが、そうした少額の金銭を交付する行為そのものが補助事業の実態であるというのはおかしい。こうした事業は経済的にも民間を広く巻き込んだ運動とするような試みが必要であると思われる。

補助対象経費を明確にすべきである。

補助対象経費の決め方については、各担当課において略意識が徹底しており、不当な交付が行われないように努力がなされている印象を受ける。しかし庁内の統一的指針を明確にし周知徹底を図ることが必要と思われる。

帳簿或いは支払証憑等の提出・提示を義務付けるべきである。

「金沢市補助金交付事務取扱規則」第13条において補助金の額を確定する際の審査について次の通り規定する。

「～報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し～」

実績報告書の一部には請求書・領収書が添付されたものもあるが多くは添付されていない。実績報告の審査は提出された収支報告書によって行われるのが通例である。また現地調査を行っている例もあるが特殊なケースである。従って補助事業者における支出の正当性の立証が確保されているとは言いがたい。

運営費補助のように、個々の支出項目の領収書等を全て提出或いは提示するというのは現実的ではないが少なくとも帳簿の提示は義務付けるべきである。

同時に複数の補助金の交付を受けている事業者に対するこうした審査は、その窓口を一本化するか複数の担当課の合同審査とすべきである。そうしないと補助対象経費の実態は把握できない。

公募型（提案型）補助金制度の導入を検討すべきである。

市民協働の推進において、市民が行政に関わる機会を増やす意味において市民

の参加が望まれる事業については公募型の補助金制度を導入することが望ましいと考える。他自治体の補助金改革の取り組みにおいて公募型補助金を幅広く導入しようとする試みもあるようであるが、補助金の必要性において政策実現効果が要求されることから、現状では街づくりや環境問題に関する市民の身近で、参加し易い事業に限って導入を検討するのが適当であると考え。

事業者、市民に対し事業成果を説明する義務を課すべきである。

補助事業者は市長に対し、実績報告において事業の成果を報告することにはなっているが、市民に対し直接説明することは求められていない。会社が「会社法」において決算公告が義務付けられているようにこれを義務化するのが補助金に対する透明性を高める上で最も効果的といえよう。

例えば補助事業者が自分のHPで開示する方法や、そうした手段を持たない事業者に対しては金沢市のHPに掲載するか市民ホールなどに掲示すること等が考えられる。

また別の意味で、文化事業やスポーツ事業等の中には優れた業績も多く、これらに成果発表の機会を与えることも必要と思われる。それによって文化・スポーツの振興といった本来の目的が果たされることになる。

補助金改革に際して、既存の補助金を一旦全て白紙にすべきである。

補助金改革を進める上で、廃止・縮減を決定することにはかなりの抵抗が伴うであろうことは容易に想像がつく。総論賛成各論反対が起こりがちである。

2～3年の予告期間を設定し、その段階で新たに交付申請から新システムでスタートすることをしないと実効は上がらないであろう。既存の補助金を評価し存続か廃止を決めるのではなく、ゼロから交付申請の内容を評価するという姿勢が必要である。そこにはこれまで存続してきた“実績”が考慮されてはならない。

第9 補助金（補助事業）一覧表

(単位 千円)

局名	所属名称	No	事業名称	平成17年度 決算額	
都市政策局	企画課	1	国際機関等との連携による国際協力方策 等調査事業費補助金	24,841	
		2	金沢創造都市会議開催費補助	5,100	
		3	金沢青年会議所事業費補助	1,500	
		4	政策研究所事業費	800	
		5	「金沢」ナンバー導入促進費	3,000	
		総合調整課	1	金沢開発協議会補助	3,719
			2	石川・金沢シンポジウム開催費補助	2,000
			3	「白山、兼六園を世界遺産に」キャンペーン 推進会議補助	2,000
			4	総合調整課一般経費	20,300
		情報政策課	1	デジタルアーカイブ推進事業費補助	5,000
		圏域交流課	1	経済団体交流推進費	800
			2	金福ゆかりの集い助成費	1,500
			3	各種団体活動助成費	797
交通政策課	1	通勤時パーク・アンド・ライドパイロットシス テム実施費	1,816		
	2	都心軸線荷捌き駐車場確保対策費	390		
	3	新交通システム研究調査費	500		
	4	公共交通事業拡充対策費	9,769		
	5	生活バス路線維持費補助	13,106		
	6	交通バリアフリー基本構想推進費	480		
	7	歩けるまちづくり推進事業費	200		
国際文化課	1	国際交流事業費補助	7,350		
	2	金沢国際交流財団補助金	57,779		
	3	文化事業助成費	54,550		
	4	石川県音楽文化振興事業団助成費	148,855		
	5	金沢芸術創造財団運営助成費	250,044		
	6	金沢芸術創造財団自主事業助成費	11,650		
	7	金沢文化振興財団助成費	87,833		
	8	梅鶯会運営事業費	200		
	9	金沢コミュニティ映画祭2005(仮称)開催費	2,000		
文化財保護課	1	文化事業助成費	100		
	2	文化財保存助成費	31,980		
	3	県指定文化財助成費	350		
歴史建造 物整備課	1	伝統的建造物群保存地区保存対策事業費 補助	44,191		
	2	用水景觀整備事業費	1,120		
スポーツ 振興課	1	グリーンウオーク開催費	7,000		
		2	金沢市体育協会運営費補助	26,300	
		3	各種スポーツ振興団体補助	950	
		4	各種スポーツ大会開催費補助	6,070	
		5	全国スポーツ大会開催費補助	100	
		6	医王山スポーツセンター施設整備費補助	15,677	
		7	医王山スポーツセンター管理運営費補助	32,159	
		8	中学校体育活動振興事業助成費	300	
		9	中学生駅伝金沢城址・兼六園大会開催 助成費	3,280	
		10	安原スポーツ広場関連整備工事費	3,087	
		11	城北市民運動公園関連整備工事費	68	
		12	金沢市スポーツ事業団自主事業補助	277,095	
		13	全日本都市職員バドミントン大会開催費	1,000	

総務局	総務課	1	総務課一般経費	8,298
		2	市編入記念式典開催費	1,000
	文書法制課	1	訴訟関係費	2,520
		職員課	1	外郭団体研修支援費
	財政課	1	ガス事業費用補助	23,918
		2	発電事業費用補助	280
	税務課	1	諸税賦課事務費	3,495
		2	納税推進団体助成費	800
		3	法人会全国青年の集い石川大会補助金	250
	産業局	商業振興課	1	金沢商工会議所小規模事業費補助
2			石川県中小企業経営者同友会経営診断等活動助成費	450
3			石川県中小企業団体中央会中小企業指導等活動費補助	5,750
4			森本商工会経営改善普及事業等活動費補助	3,200
5			金沢青年会議所研修事業等活動助成費	150
6			石川県米穀販売商業組合活動費補助	350
7			魚あら収集処理事業費補助	2,120
8			ほくりく外食産業展開催費補助	1,000
9			問屋町活性化活動費補助	1,000
10			金沢商人塾開催費補助	600
11			商店街共同施設設置費補助	8,694
12			近江町市場市場「市民の台所」活性化事業費	107,000
13			商店街振興プラン作成費補助	1,950
14			商店街振興イベント事業費補助	18,150
15			商店街CI戦略事業費補助	8,560
16			商店街消雪装置電気料金助成費	2,541
17			中心商店街賑わい創出事業費補助	10,400
18			活性化モデル商店街支援事業費	19,460
19			地域商店街経営改善モデル商店奨励費補助	100
20			金沢商業活性化センター運営費補助	3,930
21			中心市街地ファサード整備事業費補助	5,770
22			中心商店街ショーウインドウライトアップ 整備促進事業費	5,730
23			商店街アメニティ空間整備事業費補助	510
24			アートアベニュー賑わい創出事業費補助	2,890
25			IT活用事業展開助成費	590
26			商店街空洞化対策費	1,000
27			金沢桜まつり開催事業助成費	3,000
28			むさしまつり開催費補助	4,500
29			中心市街地出店促進事業費補助	17,200
30			「かなざわ・まち博」開催費補助	6,400
31			商店街指導団体助成費	7,410
32			加賀能登地酒まつり開催事業費	200
33			貿易振興団体事業助成費	1,350
34			環日本海経済交流促進事業費補助	1,000
35			地場企業国際化推進事業費補助	2,500
36			金沢港振興費	7,987
37			金沢港振興協会事業費補助	280
38			貿易関連物流拡大事業費等補助	4,300
39			集荷対策促進事業費補助	16
40			港フェスタ金沢開催費補助	1,250
41			料理職人塾運営費補助	500
42			菓子文化会館運営費補助	3,310
43			中小企業制度融資資金利子補給費	43,919
44			牛海綿状脳症関連融資利子補給費	861
45			香林坊商店街融雪装置整備事業	830
46			全日本広告連盟金沢大会開催事業助成費	900

		47	横安江町商店街まちなみ整備事業費補助	29,320
		48	中心商店街情報誌発刊事業助成費	1,500
		49	金沢あかりプロジェクトin広坂開催事業助成費	1,000
		50	雇用拡大関連企業立地助成金	63,080
		51	中心市街地業務機能集積促進費補助	62,700
	企業立地課	1	金沢テクノパーク企業立地助成金	648,000
		2	企業立地助成金	148,800
		3	工業団地再整備事業費補助金	3,850
	観光交流課	1	「いいね金沢倶楽部」促進事業	800
		2	観光宣伝広告費	1,500
		3	金沢フィルムコミッション運営費補助	1,000
		4	にし茶屋街修景整備事業費補助	2,000
		5	金沢市観光協会助成費	19,970
		6	観光事業各種団体助成費	3,980
		7	金沢市旅館ホテル協同組合誘客事業費	2,000
		8	シーズンオフ対策費	4,000
		9	金沢冬の旅キャンペーン事業	800
		10	伝統芸能保存育成費	7,748
		11	観光地魅力創出推進事業費	4,000
		12	姉妹都市観光交流事業	5,000
		13	金沢コンベンションビューロー事業助成費	25,583
		14	全国大会等開催費補助	8,350
		15	金沢の伝統芸能お披露目事業費	2,430
		16	金沢の宿個性アップ事業費	990
		17	にし茶屋街料亭めぐり事業	600
		18	金沢温泉郷発信事業費	1,200
		19	金沢ライトアップバス運行事業費	1,000
		20	百万石まつり協賛行事助成	8,150
		21	観光事業助成費	25,700
		22	金沢甘えび祭り開催事業助成費	1,900
		23	金沢歴史のまち地図作成支援事業費	200
		24	かなざわ世界の蘭展2005開催助成費	1,850
		25	YOSAKOIソーラン日本海百万石開催助成費	500
	工業振興課	1	機械金属工業経営相談室設置費	1,920
		2	中小企業設備投資促進助成金	6,137
		3	金沢市工業団地連絡協議会活動費	900
		4	食品産業振興助成金	1,500
		5	中小企業ステップアップ促進費	2,100
		6	中小企業人材育成費	1,500
		7	中小企業外国人研修生受入事業助成費	940
		8	モノづくり人材育成事業費	1,060
		9	アパレル技能者研修助成費	400
		10	新製品・デザイン開発促進費	21,270
		11	産業発明奨励費	600
		12	国際見本市出展促進助成費	6,520
		13	MEX(機械工業見本市金沢)開催等新市場 開拓事業助成費	1,050
		14	見本市等開催助成費	2,950
		15	異業種交流開発商品販路開拓キャンペーン費	2,000
		16	ニュービジネス創造化活動推進事業助成費	250
		17	国際化促進基盤強化助成費	760
		18	ISO認証取得助成費	20,930
		19	工業用水道事業特別会計建設費補助金	21,654
		20	工業用水道事業特別会計運営費補助金	44,017
		21	伝統的工芸品各種団体活動助成費	1,100
		22	金沢市伝統産業留学生派遣費	2,000

		23	金沢「里山工房群」整備事業費	1,280
		24	職人工房開設奨励事業費	2,500
		25	各種伝統工芸展開催助成費	3,110
		26	伝統的工芸品情報化推進費	370
		27	ミニ個展開催助成費	2,350
		28	石川県伝統産業合同見本市開催費補助	8,400
		29	機械製品デザイン基盤整備事業費	1,000
		30	SOHO事業まちなか集積促進費	2,310
		31	金沢ブランド工芸品開発推進事業費	5,210
		32	加賀友禅ルネッサンス支援事業費	7,000
		33	縫製業界販路開拓事業費	1,000
		34	デザイン開発指導相談費	500
		35	産業デザイン高度化推進費	800
		36	インテリアデザインミニフォーラム開催費補助	150
		37	プロダクトデザイン研修会開催費補助	100
		38	石川県デザイン展等開催助成費	1,150
		39	いしかわファッションウィーク開催助成費	1,000
		40	国際漆展開催助成費	4,500
		41	ジャパングリエーション等開催助成費	3,200
		42	繊維産業人材育成事業助成費	1,000
	労働政策課	1	高齢者雇用奨励金	18,224
		2	母子家庭の母等雇用奨励金	7,193
		3	紹介予定派遣利用促進助成金	115
		4	有料職業紹介事業者利用助成金	118
		5	若年者等トライアル雇用奨励金	8,850
		6	金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助	40,636
		7	金沢市シルバー人材センター運営費補助	34,141
		8	勤労者小口資金利子補給費	78
		9	労働者住宅生活資金利子補給費	1,800
		10	勤労者育児・介護休業資金利子補給費	8
		11	勤労者住宅建設資金利子補給費	974
		12	未組織労働者信用保証料補給金	8,201
		13	労働者団体等補助金	15,150
		14	金沢勤労者プラザ管理運営費補助	27,209
		15	短期職場実習助成金	71
	農林総務課	1	農業団体補助金	500
		2	農業近代化資金利子補給費	242
		3	農業経営基盤強化資金利子補給費	2,603
		4	内川たけのこまつり支援事業費	500
		5	金沢農業まつり推進事業費	2,000
		6	金沢山里朝市回廊形成事業費	100
		7	中山間地農業生産振興事業費	320
		8	中山間地域遊休農地活用総合支援事業費	200
		9	中山間地域野菜新産地育成モデル事業	260
		10	深谷ぬくもりの里づくり推進事業費	290
		11	百万石山まつり費	700
		12	漁業近代化資金利子補給費	1,178
		13	漁業着業資金利子補給費	441
		14	淡水魚放流事業費	3,000
		15	地アユ増殖事業費	260
		16	漁業共済掛金助成事業費	1,695
		17	海中ゴミ清掃事業費	1,300
		18	競馬関連団体補助金	8,277
		19	食肉流通センター運営費補助	9,798
		20	中山間地域農業算入支援モデル事業費	1,540
		21	山の特産物づくり推進事業費	350

		2 2	海水濾過殺菌冷却装置設置事業	990
		2 3	食肉公社経営改善対策費補助	30,000
	農業基盤	1	市単土地改良事業費	31,160
	整備課	2	都市水害防止農業用施設改修事業費	5,240
		3	公共事業関連土地改良事業費	12,780
		4	活力ある農地再生支援事業費	68,170
		5	河北潟干拓地農家負担金軽減対策費	20,309
		6	老朽溜池防災整備事業費	12,480
		7	河北潟放水路防潮水門管理費補助	2,055
		8	民有人工林整備支援事業費	2,310
		9	森林整備促進事業費	2,550
		1 0	金沢市林業振興協議会森づくり推進活動費補助	3,860
		1 1	木の家づくり奨励事業費	18,038
		1 2	林業団体運営費補助	100
		1 3	金沢市土地改良事業協会運営費補助	6,280
		1 4	第40回全国木材産業振興大会費補助	300
		1 5	県単土地改良かんがい排水整備事業補助	996
	農業センター	1	農業団体補助金	840
		2	金沢産米品質向上推進事業費	3,130
		3	園芸主要産地振興事業費	13,416
		4	「河北潟」重点品目生産振興事業費	6,103
		5	園芸施設整備推進事業費	180
		6	砂丘地新品目緊急導入対策事業費	70
		7	河北潟ひまわり村設置事業費	440
		8	加賀野菜・ブランド確立事業費	3,500
		9	農業青年育成事業費	400
		1 0	金沢ふるさと振興センター支援事業費	6,070
		1 1	籾殻粉碎設備整備事業費	9,660
		1 2	さつまいも貯蔵施設整備事業費	26,890
		1 3	重点品目定着化促進事業費	340
		1 4	園芸施設雪害復旧対策事業費	2,670
	中央卸売市	1	中央卸売市場事業特別会計損益勘定補助金	420,367
	場事務局	2	中央卸売市場事業特別会計資本勘定補助金	105,536
		3	旬の食普及啓発費	2,750
	公設花き地方卸	1	公設花き地方卸売市場事業特別会計損益勘定補助金	16,043
	市場事務局	2	公設花き地方卸売市場事業特別会計資本勘定補助金	1,867
市民局	市民参画課	1	消費者団体研修啓発事業費	1,400
		2	町会連合会運営費補助	13,960
		3	町会関係一般経費	400
		4	コミュニティセンター建設費補助	51,700
		5	コミュニティ活動支援費	3,692
		6	コミュニティ助成(自治総合センター)	2,500
		7	グッドマナー推進費補助	2,898
		8	旧町名復活事業費	500
		9	金沢ボランティア大学校費	25,770
	防災安全課	1	交通安全推進団体活動助成費	8,870
		2	公衆街路灯電気料金等補助	101,588
		3	防犯協会活動助成費	7,785
		4	Mネット活動助成費	200
		5	生活安全推進事業費	3,459
		6	防災キャンペーン事業	1,000
	広報広聴課	1	広報一般経費	1,500
	保険年金課	1	出産育児一時金	155,400
		2	葬祭費	124,600
		3	はつらつ健康都市づくり事業費	8,300

		4	介護機器レンタル料助成費	548
福祉健康局	福祉総務課	1	民生委員協議会費補助	7,170
		2	福祉活動専門員設置費補助	2,537
		3	地区別地域福祉活動計画策定費	5,100
		4	金沢保護区保護司会費補助	1,000
		5	金沢市傷痍軍人会費補助	200
		6	法律扶助協会費補助	195
		7	石川県原爆被災者友の会費補助	100
		8	更生保護法人徳風苑運営費補助	100
		9	金沢市遺族連合会費補助	1,600
		10	軍人軍属恩欠全国連盟石川県連合会金沢支部費補助	100
		11	石川県軍恩連盟金沢連合支部費補助	300
		12	原爆犠牲者追悼事業費補助	331
		13	善隣館施設整備費補助	8,560
		14	善隣館活動復興推進費	500
		15	バリアフリータウン推進事業費	530
		16	社会福祉施設職員健康管理費補助	437
		17	女性就業指導センター費補助	7,950
		18	自立支援教育訓練給付金事業費	454
		19	高等技能訓練促進事業費	2,884
		20	金沢市母子寡婦福祉連合会費補助	7,197
		21	社会福祉施設耐震診断費等補助	19,970
		22	中部地方更生保護女性の集い開催費補助	150
		23	東海北陸母子生活支援施設研究協議会補助	35
		24	私立母子生活支援施設運営費	397
	こども福祉課	1	私立保育所職員検便費補助	11,817
		2	私立保育所改修費等補助 国庫補助大規模修繕工事	11,515
		3	私立保育所改修費等補助 県単・市単修繕工事	100,923
		4	病児一時保育費補助	20,849
		5	私立等保育所子育てセンター事業費補助	46,740
		6	こどもすくすくランド開催費補助	1,800
		7	保育団体等補助	900
		8	地域組織活動育成クラブ助成費	5,859
		9	みらい子育てネット金沢市連絡協議会活動費補助	100
		10	児童クラブ施設整備費補助	8,620
		11	運営費補助	678,165
		12	特別事業促進補助	620,323
		13	私立保育所金沢子育て夢ステーション事業	8,737
		14	子育て自主サークル活動促進費補助	440
		15	幼稚園・保育所連携モデル事業費	250
		16	児童福祉助成費	500
	介護保険課	1	介護保険介護人材養成事業費	5,200
		2	利用者負担減免措置助成事業費	5,212
	生活支援課	1	救護施設借入金償還補助	18,580
	地域保健課	1	結核診断補助	2,433
	長寿福祉課	1	高齢者等生活自立住まいづくり資金利子補給費	72
		2	高齢者等生活自立住宅改造支援事業費	121,773
		3	金沢市福祉サービス公社運営費補助	57,943
		4	老人クラブ活動費補助	19,676
		5	老人連合会活動費補助	350
		6	金沢市老人連合会事務事業交付金	3,148
		7	ことぶき奉仕団補助	9,690
		8	高齢者農園費	210
		9	高齢者生きがい活動促進費補助	1,790
		10	いきいき金沢健康福祉祭開催費	600
		11	地域サロン事業費	2,440

		12	老人福祉一般経費	240
		13	老人福祉施設整備資金借入償還費補助	149,644
		14	老人福祉施設建設事業費補助	282,533
		15	軽費老人ホーム運営費補助	73,366
		16	いきいきギャラリー管理運営費	1,360
	保健衛生課	1	罹病者団体育成補助	1,240
		2	金沢・健康を守る市民の会活動費補助	7,924
		3	救急医療推進助成費	600
		4	休日歯科診療医制度補助	2,280
		5	休日保険薬局制度補助	290
		6	病院群輪番制事業費補助	8,241
		7	財団法人金沢総合健康センター健康増進事業運営費	49,895
		8	金沢市医師会ネットワーク補助	3,000
		9	金沢市歯科医師会事業補助	200
		10	各種団体補助	500
		11	保健衛生関係大会開催費補助	6,330
		12	保健事業推進費補助	2,000
		13	公衆浴場基幹設備設置費補助	5,645
		14	公衆浴場施設整備資金利子補給費	809
		15	公衆浴場活性化対策事業費補助	3,000
		16	金沢市食品衛生協会活動費補助	5,000
		17	簡易水道湧水対策費	10
		18	水道事業特別会計へ補助	2,095
		19	簡易水道敷設費補助	1,580
	障害福祉課	1	身体障害者福祉ホーム運営費	3,216
		2	聴覚障害者相談助成費	1,500
		3	障害者小規模作業所運営費補助	80,324
		4	障害児国内派遣研修費	72
		5	ふれあい運動会開催費補助	350
		6	全国大会派遣助成費	50
		7	心身障害者雇用促進費	4,640
		8	障害者継続雇用奨励金	15,213
		9	重症心身障害児施設建設費補助	1,350
		10	知的障害者更生施設建設資金借入償還費補助	31,667
		11	身体障害者療護施設建設資金借入償還費補助	44,358
		12	知的障害者通所授産施設建設資金借入償還費補助	11,895
		13	身体障害者通所授産施設建設資金借入償還費補助	6,029
		14	金沢市身体障害者団体連合会運営費補助	4,060
		15	金沢手をつなぐ親の会運営費補助	6,990
		16	石川県筋ジストロフィー協会金沢支部運営費補助	95
		17	金沢市視覚障害者協会運営費補助	2,690
		18	団体大会開催費補助	650
		19	親子療育のつどい開催助成費	450
		20	障害児福祉団体育成補助	475
		21	罹病者団体育成補助	142
		22	精神障害者小規模作業所運営費補助	18,689
		23	精神障害者小規模通所授産施設補助	15,750
		24	精神障害者社会参加事業費	2,200
		25	精神障害者地域生活援助(グループホーム)費	19,112
		26	精神障害者社会復帰施設整備費補助	244
		27	石川県精神保健協会活動費補助	95
		28	IT災害情報発信事業費補助	250
		29	ふれあい交流室運営費補助	1,229
		30	知的障害者入所施設整備費補助	75,925
		31	知的障害者通所授産施設整備費	2,800
		32	知的障害児通園施設整備費補助事業	117,000

環 境 局	環境総務課	1	産業廃棄物適正処理促進指導費	100	
		2	清水町地内関連整備費	3,136	
		3	戸室新保地内関連整備費	1,037	
	リサイクル 推 進 課	1	省資源対策推進事業補助金	500	
	2	生ごみ処理機等設置助成費	3,910		
	3	環境にやさしい社会づくり事業補助金	1,700		
	4	クリーンビーチいしかわ補助金	875		
	環境保全課	1	河北潟水質浄化推進事業費(浄化槽設置費補助)	3,303	
		2	省エネルギービジョン推進施策(地球温暖化防止対策)	6,361	
		3	公害防除過年度融資利子補給費	1	
都市整備局	都市計画課	1	金沢西部副都心整備推進事業費	1,000	
		2	金沢大学拡充整備促進協議会補助	200	
		3	土地区画整理事業特別対策資金利子補給費	1	
		4	土地区画整理事業移転特別資金利子補給費	1	
		5	駅西土地区画整理事業徴収清算金・・・	1	
		緑と花の課	1	森の都金沢緑化基金費	11,834
			2	緑を育て金沢を美しくする会補助	13,280
			3	樹木害虫防除費補助	5,042
			4	保存樹等長命に関する補助	5,360
			5	屋上等緑化事業費	4,413
			6	児童遊園整備費補助等	974
			7	緑化推進一般経費	2,000
		再 開 発 課	1	武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発事業推進費	3,499
			2	武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発事業一般会計補助事業費	130,560
			3	第三・四工区一般会計補助事業費	72,700
			4	第五工区事業推進費	35
		区画整理課	1	金沢まちづくり財団補助金	42,520
			2	都市再生推進事業費補助	212,835
		建築指導課	1	がけ地防災工事資金利子補給費	8
			2	がけ地防災推進費	36,540
		3	危険ブロック塀等改善対策費補助	557	
		4	既存建築物耐震改修促進事業費	4,760	
	まちなみ 保 存 課	1	伝統的建造物修復事業費	2,000	
		2	都市景観形成啓発事業費	1,150	
		3	斜面緑地保全事業費	830	
		4	寺院等土塀山門修復事業費補助	10,940	
		5	沿道修景事業費補助	3,680	
		6	西インター大通り景観形成協議会活動補助	300	
		7	屋外広告物撤去補助事業	1,480	
		8	湯涌街道広告景観整備事業	400	
		9	こまちなみ保存修景事業費補助	12,430	
	住宅政策課	1	まちなか住宅建築奨励金	130,480	
		2	まちなか住宅リフレッシュ支援事業費	10,000	
		3	まちなか共同住宅建設費補助	77,000	
		4	特定優良賃貸住宅家賃減額補助	987	
		5	まちなか住宅団地整備促進費補助	23,268	
		6	いい街金沢住まいづくり奨励金	52,880	
		7	金沢まちづくり財団補助金	3,306	
		8	高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助	8,107	
	道路建設課	1	各種団体補助金	418	
		2	鈴見・新庄線単独街路事業費	381	
	道路管理課	1	消雪装置設置費補助	4,325	
		2	道路除排雪機械購入費補助	1,334	
		3	私道整備事業費補助	3,660	
	内水整備課	1	河川愛護団体補助	1,385	
		2	単独準用河川改修事業費	1,421	

		3	降雨情報等連絡設備設置費	80
		4	河川改修推進団体助成金	1,030
美術工芸大学事務局		1	美術工芸大学一般事務費	420
市立病院事務局		1	病院建設改良費補助	99,967
		2	病院事業運営費補助	506,785
教育委員会	教育総務課	1	私立幼稚園就園奨励費	242,275
		2	私立幼稚園等運営費補助	114,037
		3	私立幼稚園心身障害児幼稚園運営費補助	2,744
		4	私立幼稚園施設整備事業費補助	2,100
		5	私立幼稚園子育て支援施設整備費補助	2,100
		6	私立小学校運営費補助	3,400
		7	私立中学校運営費補助	6,800
		8	私立高等学校運営費補助	10,616
		9	小学校遠距離等児童通学費補助	2,166
		10	中学校遠距離等生徒通学費補助	9,336
		11	学校給食会運営費補助	9,138
		12	金沢子育て夢ステーション事業費	1,730
		13	私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	287
	学校指導課	1	金沢子ども科学財団運営費補助	40,757
		2	高峰譲吉博士顕彰会費補助	700
		3	教育研究等団体大会補助	820
		4	各種団体等補助	1,200
		5	特殊学級通級児童付添人交通費補助	89
	学校職員課	1	教職員厚生協会補助	1,500
		2	国際交流財団英語普及事業補助金	48,525
地域教育センター		1	地域健全育成活動推進費	2,780
生涯学習課		1	生涯学習指導団体助成費	650
		2	子ども仲間づくり推進費	9,420
		3	青少年指導者賠償責任保険費	500
		4	各種少年団体助成費	5,100
		5	石川県子ども大会助成費	600
		6	各種青年団体助成費	1,950
		7	ホビーフェスタ開催費	1,000
		8	女性団体助成費	4,010
		9	PTA活動振興団体助成費	1,800
		10	高砂大学校開設費	50
		11	高砂大学校同窓会育成費	3,020
		12	コーラス「円」育成費	200
		13	中央公民館合唱団育成費	600
		14	公民館役職員研修費	290
		15	市公民館連合会助成費	5,910
		16	いしかわニコニコ食育運動開催補助	500
		17	女性団体助成費(全国地域婦人団体研究大会)	1,500
		18	米丸公民館移転事業費	89,500
		19	県公民館連合会助成費	300
	泉野図書館	1	こころの絵本ワールド開催費補助	1,500
	市立工業高校	1	高等学校管理運営一般経費	434
消防局	消防総務課	1	防火協議会運営費補助	550
		2	婦人防火クラブ育成費	1,700
		3	消防設備設置資金過年度貸付預託金利息補給費	5
		4	消防一般事務費	50
		5	消防団ポンプ車等購入費補助	5,000
		6	消防団機械器具置場等整備費補助	8,750
		7	消防操法大会出場補助	1,500
		8	消防団連合会運営費補助	8,990

		9	消防団員共済会運営費補助	1,421
		10	加賀鳶はしご登り保存会活動助成費	600
		11	自主防災組織育成事業費	6,859
		12	子ども消防クラブ育成費	61
	端	数		6
	合	計		9,485,391

第 10 情報案内

下記の資料については、「市政情報コーナー」または「金沢市ホームページ『いいねっと金沢』」で閲覧できます。

市政情報コーナー 市役所 2 階 076-220-2348

金沢市ホームページ『いいねっと金沢』 <http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/>

(1) 例規

金沢市例規集 <http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/reiki/>

(2) 財政

金沢市予算説明書

金沢市歳入歳出決算書

金沢市の財政 <http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/zaisei/>

(3) 行政改革

金沢市行政改革大綱（第 4 次）

金沢市行政改革実施計画

金沢市行政改革 <http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/gyoukaku/>